

神戸国際会議場・神戸国際展示場
指定管理者応募要領
別添資料

令和7年6月

神戸市経済観光局観光企画課

【一覧表】

別添 1 利用料金等一覧

別添 2 平面図

別添 3 神戸国際会議場施設及び設備の維持管理に関する仕様書

- 別紙 1
1. 機器一覧表（防災設備）
 2. 機器一覧表（電気設備、建築関係他）
 3. 機器一覧表（機械設備）

別紙 2 参考仕様書

1. 舞台機構吊物設備保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2
2. 舞台照明設備保守点検業務仕様書
別紙 1－1、別紙 1－2、別紙 2
3. 音響設備保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2
4. 同時通訳設備保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2、別紙 3
5. スライディングウォール保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2

別紙 3 法定資格者一覧

別紙 4 消耗品一覧表

別紙 5 法定点検及び定期点検業務一覧表

別添 4 神戸国際会議場清掃に関する仕様書

別添 5 神戸国際展示場施設及び設備の維持管理に関する仕様書

- 別紙 1
1. 国際展示場機器一覧表（防災設備）
 2. 国際展示場機器一覧表（電気設備、建築関係他）
 3. 国際展示場機器一覧表（機械設備）

別紙 2 参考仕様書

1. 煤煙濃度測定業務仕様書
2. 電話交換設備保守点検業務仕様書
別紙 1－1、別紙 1－2
3. 空調用自動制御機器等保守点検業務仕様書
4. エアーユニット点検及び入替業務仕様書
5. （1号館）スライディングウォール設備保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2
6. （2号館）スライディングウォール設備保守点検業務仕様書
別紙
7. 音響設備保守点検業務仕様書
別紙 1、別紙 2
8. 駐車管制装置保守点検業務仕様書

別紙 1、別紙 2

9. 舞台機構吊物設備保守点検業務仕様書

別紙 1、別紙 2

10. 電動ガラリ設備保守点検業務

別紙 1、別紙 2

11. 電動シャッター（1 号館）点検業務仕様書

別紙

12. 電動シャッター（2 号館）点検業務仕様書

別紙

13. 電動シャッター（3 号館）点検業務仕様書

別紙

14. 電動可動席保守点検業務仕様書

別紙 1、別紙 2

15. 舞台照明設備保守点検業務仕様書

別紙 1、別紙 2

16. 氷蓄熱装置保守点検業務仕様書

別紙 1

17. パッケージ型空調機等保守点検仕様書

別紙 1、別紙 2

18. 非常用発電システム保守点検業務仕様書

別紙 1、別紙 2、別紙 3

別紙 3－1 法定資格者一覧（国際展示場 1・2 号館）

別紙 3－2 法定資格者一覧（国際展示場 3 号館）

別紙 4 消耗品一覧表

別紙 5－1 法定点検及び定期点検業務一覧表（国際展示場 1・2 号館）

別紙 5－2 法定点検及び定期点検業務一覧表（国際展示場 3 号館）

別添 6 神戸国際展示場清掃に関する仕様書

別添 7 神戸国際展示場警備に関する仕様書

別添 8 情報セキュリティ遵守特記事項

別添 9 神戸国際会議場・神戸国際展示場利用料金無料化事業実施要綱

別添 10 神戸国際会議場・神戸国際展示場 備品一覧

別添 11 神戸国際会議場・神戸国際展示場 修繕実績

別添 12 神戸国際会議場・神戸国際展示場 令和 4～6 年度決算

神戸国際会議場・神戸国際展示場 令和 6 年度決算

I 神戸国際会議場

別添 1

1 神戸国際会議場の利用料金

(1) 各施設の利用料金

ア メインホール、メインホール講師控室等控室及びリハーサル室（以下「メインホール等」という）の利用料金

施 設	利 用 料 金 （単位:円）							
	使用時間 使用日	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後9時まで)	午 前・ 午 後 (午前9時から 午後5時まで)	午 後・ 夜 間 (午後1時から 午後9時まで)	終 日 (午前9時から 午後9時まで)	時間外 の利用 料 金 (30分につ き)
メイン ホール 等	平日	75,000	98,000	114,000	139,000	185,000	218,000	20,000
	土曜日, 日曜日 及び休日	113,000	130,000	147,000	202,000	249,000	287,000	24,000

イ メインホール等を除く施設の利用料金

施 設		利 用 料 金 (単位:円)						
室 名	面 積 (単位平方メートル)	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	午 前・午 後 (午前9時から午後5時まで)	午 後・夜 間 (午後1時から午後9時まで)	終 日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の利用料金 (30分につき)
国際会議室	387	90,000	117,000	117,000	186,000	210,000	271,000	23,000
レセプションホール	272	47,000	62,000	62,000	99,000	113,000	144,000	12,000
中・小会議室	501	42,000	55,000	55,000	88,000	98,000	128,000	11,000
	502	233						
	401	130	24,000	30,000	49,000	54,000	71,000	6,000
	402	99	18,000	23,000	36,000	42,000	54,000	5,000
	403	100						
	503	88						
	504	90						
	505	95						
	302	66	12,000	15,000	24,000	27,000	35,000	3,000
	404	62						
	405	64						
	406	64						
	303	40	8,000	10,000	15,000	17,000	22,000	2,000
	304	42						
	305	42						
	306	42						
	307	42						
	407	42						

備 考

- 1 アの表に規定する施設の規模は、メインホールについては575平方メートル(692席)、メインホール講師等控室については32平方メートル、リハーサル室については104平方メートルとする。
- 2 この表に規定する利用料金は、条例第9条第1項に規定する特別の設備若しくは器具の設置若しくは使用又は施設の原状の変更がない場合(以下「基本型」という)の利用料金とする。
- 3 使用者が入場者から最高額5,000円を超える入場料若しくはこれに類する金員を徴収する場合又は物品の販売を行う場合の利用料金は、この表に規定する額に150パーセントを乗じて得た額とする。
- 4 練習又は準備のために使用する場合の利用料金(時間外の利用料金を除く)は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。
- 5 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算する。
- 6 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

(2) 全施設の利用料金

施 設 区 分	利 用 料 金	時間外の利用料金
全 施 設	1 日につき 1,200,000円	30分につき 92,000円
5 階会議室(501～505)を除く全施設	1 日につき 935,000円	30分につき 72,000円
メインホール等を除く全施設	1 日につき 1,057,000円	30分につき 88,000円
メインホール等及び5 階会議室(501～505)を除く全施設	1 日につき 757,000円	30分につき 63,000円

備 考

- 1 この表に規定する利用料金は、基本型の利用料金とする。
- 2 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 3 使用者が入場者から最高額5,000円を超える入場料若しくはこれに類する金員を徴収する場合又は物品の販売を行う場合の利用料金は、この表に規定する額に150パーセントを乗じて得た額とする。
- 4 練習又は準備のために使用する場合の利用料金(時間外の利用料金を除く)は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。
- 5 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算し、一部使用においては、その使用施設の種類に応じて、前号ア又はイの表の時間外の利用料金によるものとする。

(3) 附属設備の利用料金

舞台設備

品目又は種類	利用料金	
仮設舞台ステージ 1日目	1台1回につき	3,150円
仮設舞台ステージ 2日目以降	1台1回につき	1,050円
音響反射板	1式1回につき	8,000円
所作台	1枚1回につき	400円
平台	1枚1回につき	350円
舞台用会議机	1脚1回につき	300円
舞台用会議いす	1脚1回につき	300円
舞台用折りたたみパイプいす	1脚1回につき	100円
ベースいす	1脚1回につき	150円
指揮者台（譜面台含む）	1台1回につき	900円
譜面台	1台1回につき	100円
金屏風	1双1回につき	5,000円
演台（大）	1台1回につき	1,500円
演台（小）	1台1回につき	400円
花台	1台1回につき	500円
表彰盆	1個1回につき	200円
大黒板	1台1回につき	1,000円
白板	1台1回につき	400円
メッセージボード	1台1回につき	1,570円
簡易衝立	1台1回につき	1,570円
手元灯	1個1回につき	100円
タイムキーパー	1式1回につき	3,150円
次演者・次座長表示灯	1式1回につき	2,100円
めくり台	1台1回につき	1,050円

音響設備

品目又は種類	利用料金	
CDプレーヤー/MDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
デジタルレコーダー	1台1回につき	3,150円
ステージスピーカー（大）	1台1回につき	2,500円
ステージスピーカー（中）	1台1回につき	2,000円
ステージスピーカー（小）	1台1回につき	1,100円
コンデンサーマイク	1台1回につき	1,800円
有線マイク	1台1回につき	1,300円
ワイヤレスマイク	1台1回につき	2,600円
タイピン型ワイヤレスマイク	1個1回につき	2,600円
マイク用3点づり装置（マイク別）	1台1回につき	1,700円
インターカムヘッドセット	1台1回につき	1,570円
移動用ミキサー卓	1台1回につき	6,300円
テレビ録画中継料	1式1回につき	13,000円
ラジオ用録音中継料	1式1回につき	7,000円
ミキシングセット持込利用料金	1式1回につき	6,000円

録音料（レコーダー使用料別）	1 式 1 回につき	4,000円
音声ライン	1 本1回につき	2,200円

照明設備

品目又は種類	利用料金	
照明設備Aセット（メインホール） ・ ボーダーライト 3列 ・ サスペンションライト 50灯 ・ シーリングスポット 30灯 ・ フロントサイドスポット 1式 ・ ホリゾントライト 1式	1式1回につき	23,000円
照明設備Bセット（メインホール） ・ ボーダーライト 3列 ・ サスペンションライト 30灯 ・ シーリングスポット 24灯 ・ フロントサイドスポット 16灯 ・ ホリゾントライト 1式	1式1回につき	11,000円
照明設備Cセット（メインホール） ・ ボーダーライト 3列 ・ サスペンションライト 4灯 ・ シーリングスポット 8灯 ・ フロントサイドスポット 8灯	1式1回につき	5,000円
ランプピンスポットライト 1KW	1回1台につき	2,600円
センターピンスポットライト 2KW	1回1台につき	4,900円
スポットライト 500W	1回1台につき	400円
スポットライト 1KW	1回1台につき	600円
バンドア 6インチ	1回1台につき	150円
バンドア 8インチ	1回1台につき	150円
エフェクトマシン（種板を含む）	1回1台につき	2,000円
カラーフィルター	1式1枚につき	500円
スポットライト（国際会議室用）	1回1台につき	1,300円

映写・映像機器

品目又は種類	利用料金	
パソコンプロジェクター（小）1日目	1 台 1 回につき	15,750円
パソコンプロジェクター（小）2日目以降	1 台 1 回につき	10,500円
パソコンプロジェクター（大）1日目	1 台 1 回につき	80,000円
パソコンプロジェクター（大）2日目以降	1 台 1 回につき	50,000円
パソコン切替えスイッチャー	1 台 1 回につき	5,250円
映写スクリーン（大）	1 台 1 回につき	10,000円
映写スクリーン（小）	1 台 1 回につき	1,500円
DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	3,150円
レーザーポインター	1 個 1 回につき	1,050円

同時通訳設備

品目又は種類	利用料金	
同時通訳装置（3チャンネルまで）	1 式1回につき	58,000円

同時通訳装置（3チャンネルを超える分）	1チャンネル1回につき	7,000円
仮設同時通訳ブース	1式1回につき	12,000円
同時通訳ブース（同時通訳装置持込みの場合）	1室1回につき	6,000円
同時通訳無線レシーバー 1日目	1台1回につき	600円
同時通訳無線レシーバー 2日目以降	1台1回につき	400円

通信設備

品目又は種類	利用料金	
貸出し電話機（通信費は実費）	1台1回につき	1,570円
イントラ接続料（ケーブル別）	1室1回につき	2,000円
LANケーブル（カテ5e）	1本1回につき	200円
8ポートHUB	1台1回につき	1,000円
インターネット接続料 Wi-Fi	1催事1回につき	11,000円
インターネット接続料 有線	1催事1回につき	11,000円
インターネット接続料 有線専用回線（配信・オンライン用）	1本1回につき	11,000円

その他

品目又は種類	利用料金	
パントリー利用料金（パーティー）	1式1回につき	15,750円
パントリー利用料金（コーヒースタンド）	1式1回につき	5,250円
テーブルクロス（白布）	1枚1回につき	880円
パーティー用丸テーブル	1台1回につき	1,050円
グランドピアノ（ヤマハCF）	1台1回につき	13,000円
ベルトパーテーション	1本1回につき	260円
誘導板	1台1回につき	210円
持込み器具電源使用料	1KWにつき	700円
コンベンションセンターネットワーク使用料	1式1回につき	52,500円

備考

- 1 利用の回数については、各施設の利用に伴い附属設備を利用する場合は神戸国際会議場条例別表第1号アの表又はイの表の使用時間区分のそれぞれの使用をもって1回の利用とする。
ただし、第2号の表に規定する施設区分の欄に掲げる各施設の利用に伴い附属設備を使用する場合は1日の利用をもって1回の利用とする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 3 イントラ接続料には、配線料、電源使用料、その他技術料等は含まない。

Ⅱ 神戸国際展示場

別添1

1 神戸国際展示場の利用料金

(1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 〔単位〕 〔平方メートル〕	展 示 使 用		集 会 使 用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全施設 (駐車場を除く) の使用	14,812	1日につき 2,671,000円	30分につき 167,000円		
1号館及び2号館 (駐車場を除く)の使用	11,012	1日につき 2,160,000円	30分につき 135,000円		
1号館及び 3号館の使用	9,953	1日につき 1,591,000円	30分につき 99,000円		
2号館(駐車場を除く)及び 3号館の使用	8,659	1日につき 1,807,000円	30分につき 113,000円	1日につき 1,591,000円	30分につき 100,000円

イ 1号館の利用料金

使 用 区 分		面積の概数 〔 単位 〕 〔 平方メートル 〕	利用料金	時間外の 利用料金
全 室 の使用		6,153	1 日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展 示 室	1 階の 全部使用	3,000	1 日につき 578,000円	30分につき 36,000円
	2 階の 全部使用	3,000	1 日につき 609,000円	30分につき 38,000円
	2 階の 一部使用	1,700	1 日につき 385,000円	30分につき 24,000円
		1,300	1 日につき 297,000円	30分につき 19,000円
多 目 的 室		153	1 日につき 50,000円	30分につき 3,000円

ウ 2号館の利用料金

使用区分		面積の概数 (単位) [平方メートル]	展 示 使 用		集 会 使 用	
			利用料金	時間外の 利用料金	利用料金	時間外の 利用料金
全 室 の 使 用		4,859	1日につき 1,296,000円	30分につき 81,000円	1日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展 示 室	北半分 の使用	2,000	1日につき 512,000円	30分につき 32,000円	1日につき 400,000円	30分につき 25,000円
	南半分 の使用	1,800	1日につき 460,000円	30分につき 29,000円	1日につき 356,000円	30分につき 22,000円
会 議 室	2 階	340	1日につき 147,000円	30分につき 9,000円	1日につき 110,000円	30分につき 7,000円
		124	1日につき 53,000円	30分につき 4,000円	1日につき 40,000円	30分につき 3,000円
	3 階	450	1日につき 194,000円	30分につき 12,000円	1日につき 146,000円	30分につき 9,000円
		145	1日につき 63,000円	30分につき 4,000円	1日につき 47,000円	30分につき 3,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分		面積の概数 (単位) [平方メートル]	展 示 使 用		集 会 使 用	
			利用料金	時間外の 利用料金	利用料金	時間外の 利用料金
全室の使用		3,800	1日につき 657,000円	30分につき 41,000円	1日につき 511,000円	30分につき 32,000円
部分使用	A	[45m×47m] 2,115	1日につき 394,000円	30分につき 25,000円	1日につき 307,000円	30分につき 19,000円
部分使用	B	[54m×47m] 2,538	1日につき 460,000円	30分につき 29,000円	1日につき 358,000円	30分につき 22,000円
部分使用	C	[63m×47m] 2,961	1日につき 526,000円	30分につき 33,000円	1日につき 409,000円	30分につき 26,000円
部分使用	D	[72m×47m] 3,384	1日につき 591,000円	30分につき 37,000円	1日につき 460,000円	30分につき 29,000円

(2) 駐車場の利用料金

区 分	利 用 料 金
普通駐車	最初の2時間までの料金 300円
	超過1時間までごとの追加料金（入庫後4時間まで） 150円
	4時間を超えた場合の料金（当日営業時間内） 750円
	車両宿泊料金（1泊につき） 1,000円
定期駐車	1箇所1か月につき 30,000円

備 考

- 1 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、駐車場の使用時間については、自動車が入庫できる時間は午前8時から午後8時までとし、自動車が出庫できる時間は午前8時から午後8時30分までとする。
- 2 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算する。
- 3 第1号ア・ウ・エの表に規定する展示使用は展示会、見本市又は興行に係るものを、集会使用は集会、会議、式典その他これらに類するものに係るものをいう。
- 4 2号館及び3号館を集会使用する場合において、準備のために使用するときの利用料金（時間外の利用料金を除く）は、第1号ア、ウ及びエの表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

(3) 附属設備の利用料金

品目又は種類	利用料金
ステージ 使用 1 日目	1 台 1 回につき 3,300円
ステージ 使用 2 日目以降	1 台 1 回につき 1,100円
金びょうぶ	1 双 1 回につき 5,000円
可搬型音響調整装置卓	1 台 1 回につき 10,000円
臨時音響設備持込料	1 台 1 回につき 10,000円
音声ライン	1 本 1 回につき 2,200円
ダイナミックマイク	1 本 1 回につき 1,300円
ワイヤレスマイク	1 本 1 回につき 2,600円
タイピン型ワイヤレスマイク	1 本 1 回につき 2,600円
マイクロホンスタンド A	1 台 1 回につき 400円
マイクロホンスタンド B	1 台 1 回につき 300円
メインスピーカー	1 台 1 回につき 1,800円
照明セット	1 式 1 回につき 5,000円
持込照明器具利用料金	1 KWにつき 700円
ピンスポット 2 KW	1 台 1 回につき 3,000円
映写スクリーン (特大)	1 台 1 回につき 10,000円
映写スクリーン (大)	1 台 1 回につき 5,000円
映写スクリーン (小)	1 台 1 回につき 1,500円
テレビ録画中継料	1 式 1 回につき 13,000円
ラジオ録音中継料	1 式 1 回につき 7,000円
放送以外の録音料又は録画料	1 式 1 回につき 4,000円
懸垂幕取付装置	1 基 1 回につき 2,800円
表彰盆	1 個 1 回につき 200円
スタッキングチェア (椅子)	1 脚 1 回につき 180円
演台 (大) (中)	1 台 1 回につき 1,500円
演台 (小)	1 台 1 回につき 400円
花台	1 台 1 回につき 500円
白板	1 台 1 回につき 400円
手元灯	1 台 1 回につき 100円
ミキシングセット持込利用料金	1 式 1 回につき 6,000円
特殊電源利用料金	1 KWにつき 700円
屋内スペース	1 m ² につき 300円
インターネット接続料 (1 号館) Wi-Fi	1 式 1 回につき 11,000円
インターネット接続料 (1 号館) 有線	1 式 1 回につき 11,000円
インターネット接続料 (2 号館) Wi-Fi	1 式 1 回につき 11,000円
インターネット接続料 (2 号館) 有線	1 式 1 回につき 11,000円
インターネット接続料 (3 号館) Wi-Fi	1 式 1 回につき 11,000円
インターネット接続料 (3 号館) 有線	1 式 1 回につき 11,000円

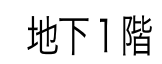
品目又は種類	利用料金	
イントラ接続料（ケーブル別）	1本1回につき	2,000円
ハブ使用料 10／100（16ポート）	1台1回につき	1,500円
ハブ使用料 10／100（8ポート）	1台1回につき	1,000円
L A Nケーブル（カテ6）	1本1回につき	200円
駐車券（2時間まで）	1枚につき	300円
駐車券（3時間まで）	1枚につき	450円
駐車券（4時間まで）	1枚につき	600円
駐車券（4時間超の利用）	1枚につき	750円
仮設舞台（高さ30 c m） 1日目	1台1回につき	3,150円
仮設舞台（高さ30 c m） 2日目以降	1台1回につき	1,050円
会議机	1台1回につき	480円
メッセージボード(大)	1台1回につき	1,570円
メッセージボード(小)	1台1回につき	1,050円
スポットライト（1KW）	1台1回につき	1,050円
スポットライト（500W）	1台1回につき	520円
パーライト（500W）	1台1回につき	520円
C Dプレーヤー	1台1回につき	3,150円
M Dプレーヤー	1台1回につき	3,150円
D V Dプレーヤー	1台1回につき	3,150円
ステージスピーカー（大）	1台1回につき	2,620円
ステージスピーカー（中）	1台1回につき	2,100円
ステージスピーカー（小）	1台1回につき	1,150円
ポータブルマイク	1本1回につき	1,150円
インターカムヘッドセット	1セット1回につき	1,570円
有線放送（BGM用）	1日につき	1,050円
白黒コピー（B 5・A 4・B 4・A 3）	1枚につき	10円
カラーコピー（B 5・A 4・B 4・A 3）	1枚につき	50円
貸出ファクシミリ	1台1回につき	3,150円
貸出電話機（コードレス）	1台1回につき	2,620円
貸出電話回線（アナログ）	1回線1日につき	1,500円
大黒幕	1セットにつき	5,250円
誘導板	1台1回につき	210円
パソコンプロジェクター(小) 1日目	1台1回につき	15,750円
パソコンプロジェクター(小) 2日目以降	1台1回につき	10,500円
パソコンプロジェクター(大) 1日目	1台1回につき	30,000円
パソコンプロジェクター(大) 2日目以降	1台1回につき	21,000円
パソコン切り替えスイッチャー	1台1回につき	5,250円
ベルトパーテーション	1台1回につき	260円
三つ折りパーテーション	1台1回につき	1,570円
応接室（4時間まで）	1室につき	10,500円

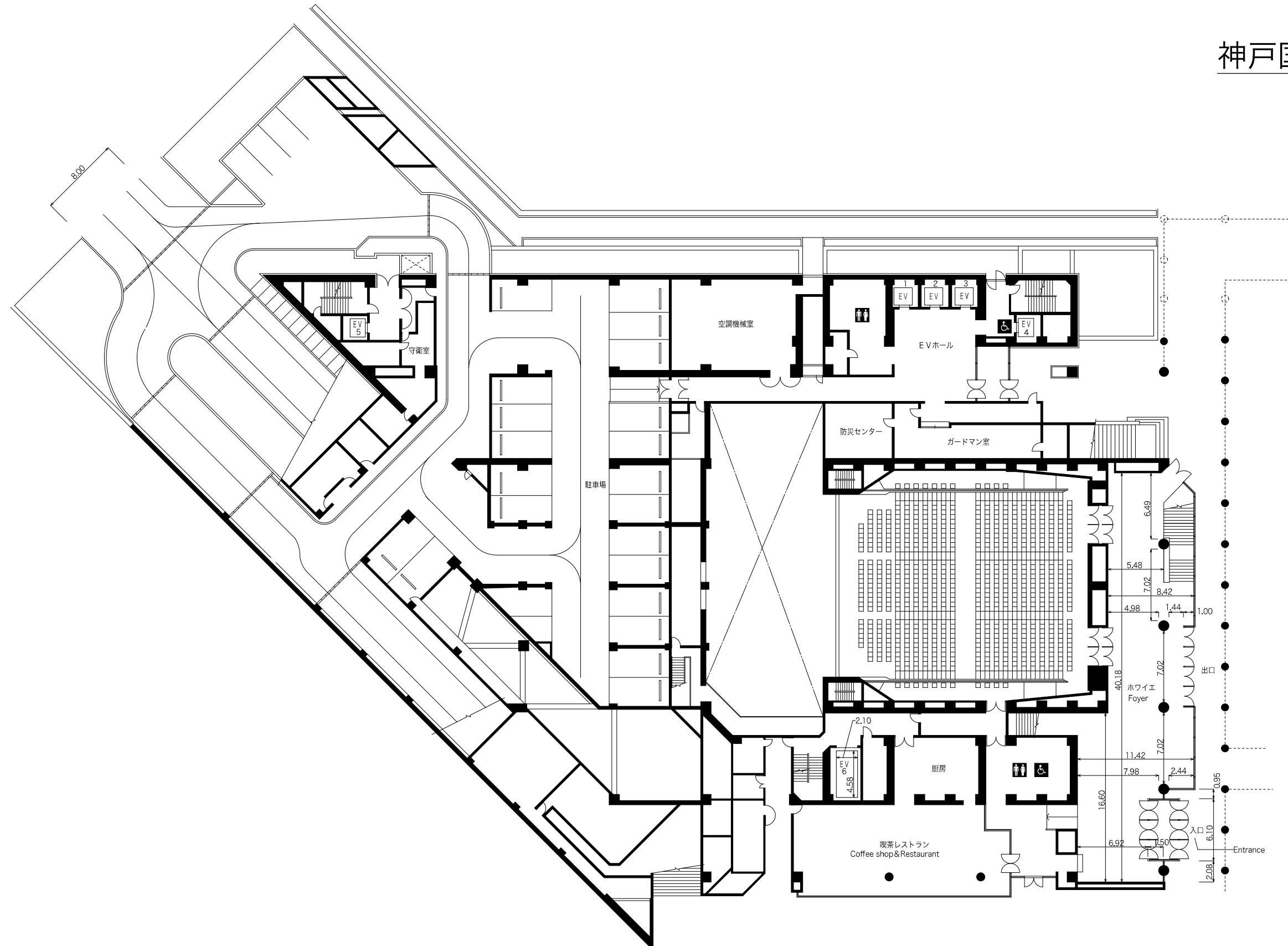
品目又は種類	利用料金	
応接室（1日）	1室につき	21,000円
パントリー（A使用）	1室1回につき	15,000円
パントリー（B使用）	1室1回につき	5,000円

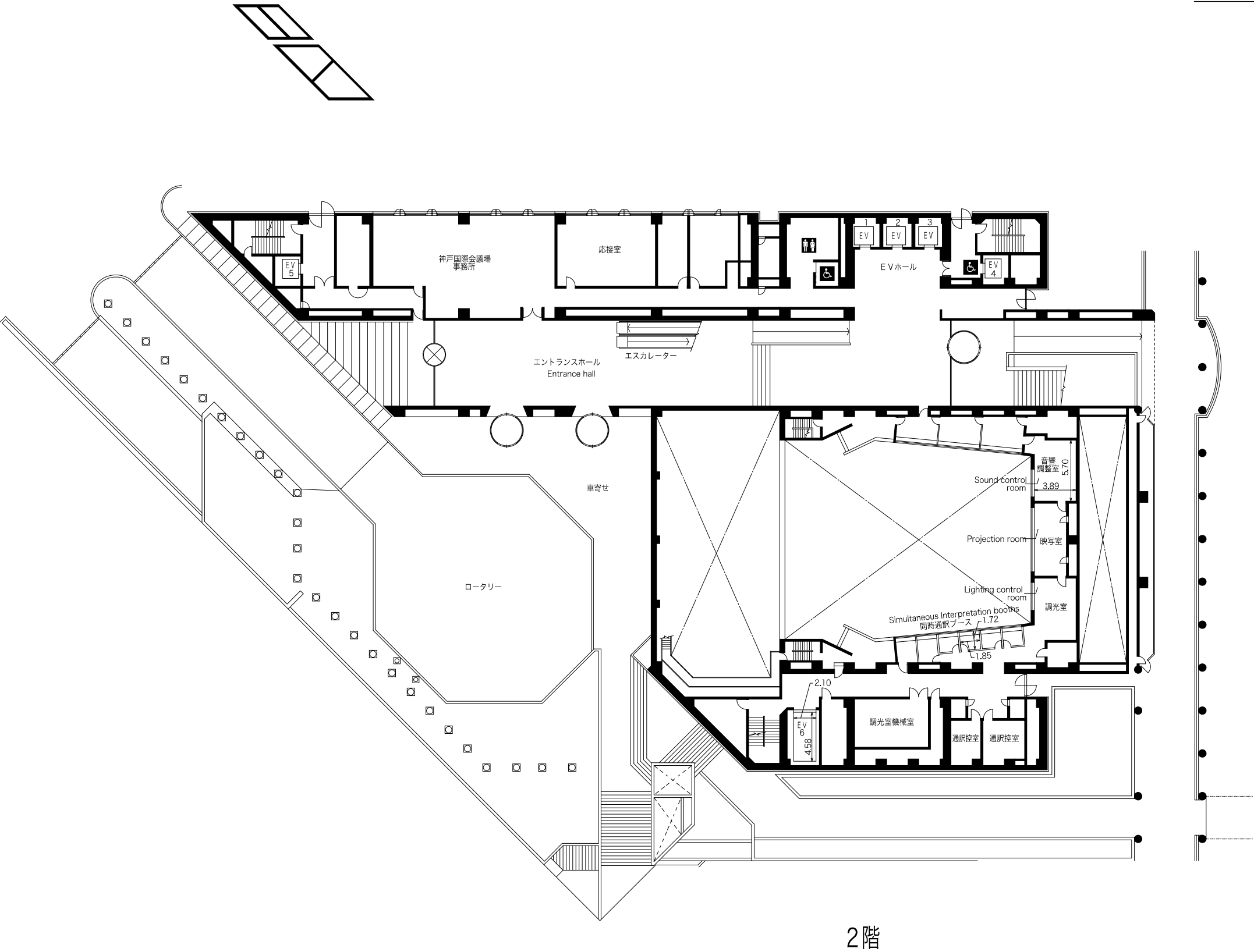
※ パントリー（A使用）：パーティー等食材調理等での使用

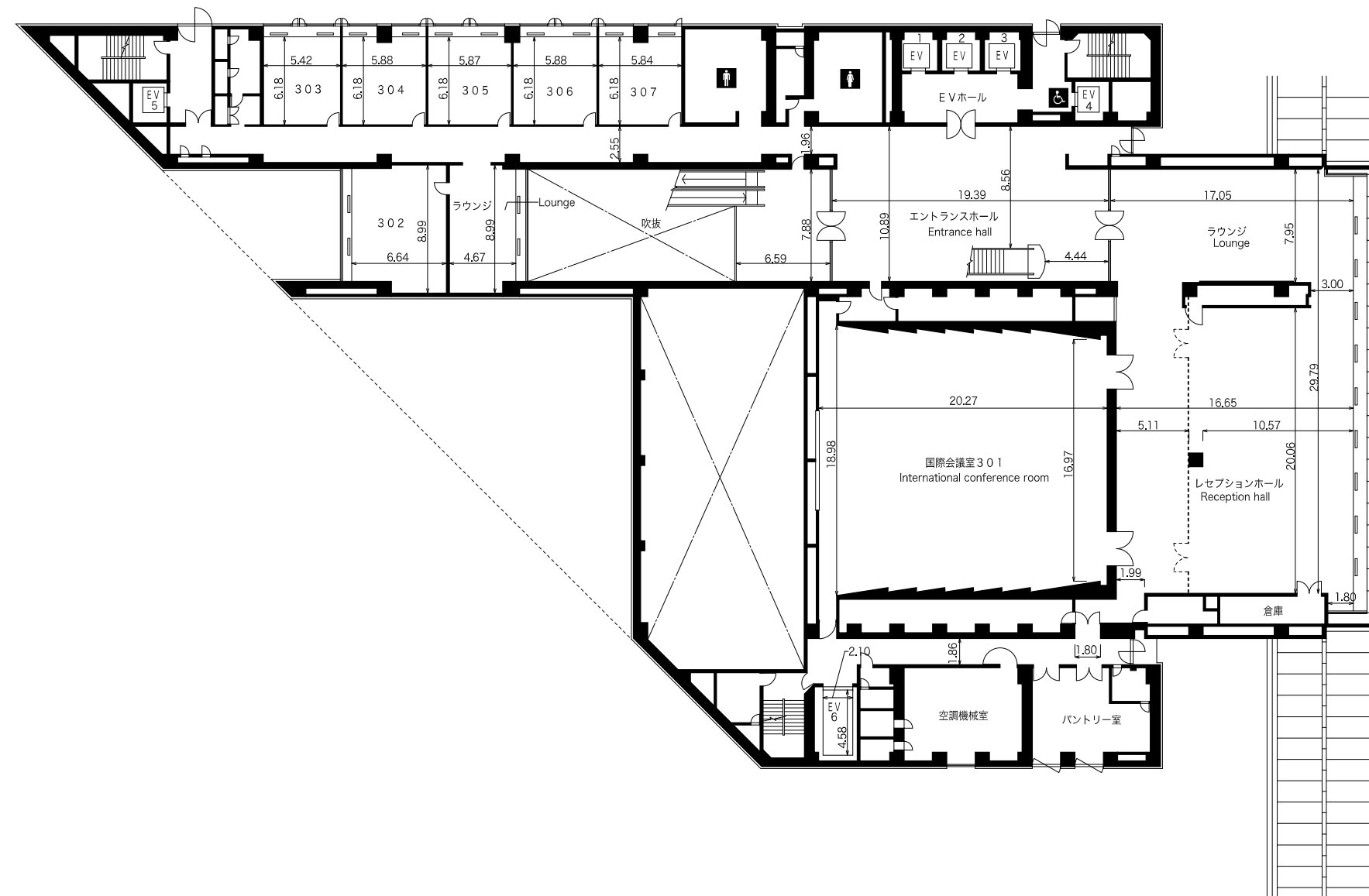
パントリー（B使用）：湯茶及びコーヒースタンド等での使用

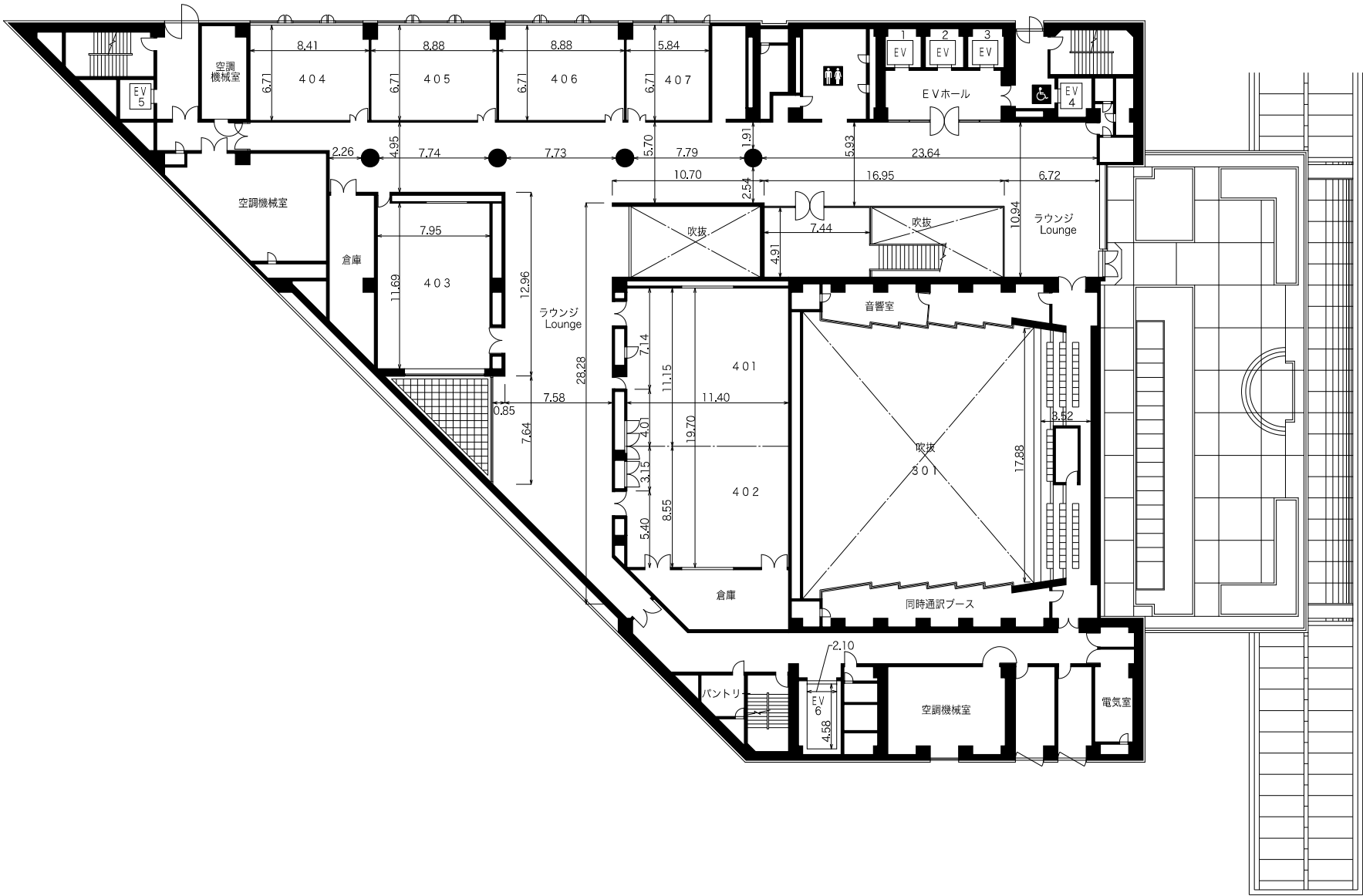
備考 展示場室の使用に伴い付属設備を使用する場合は、1日の使用をもって1回の使用とする。



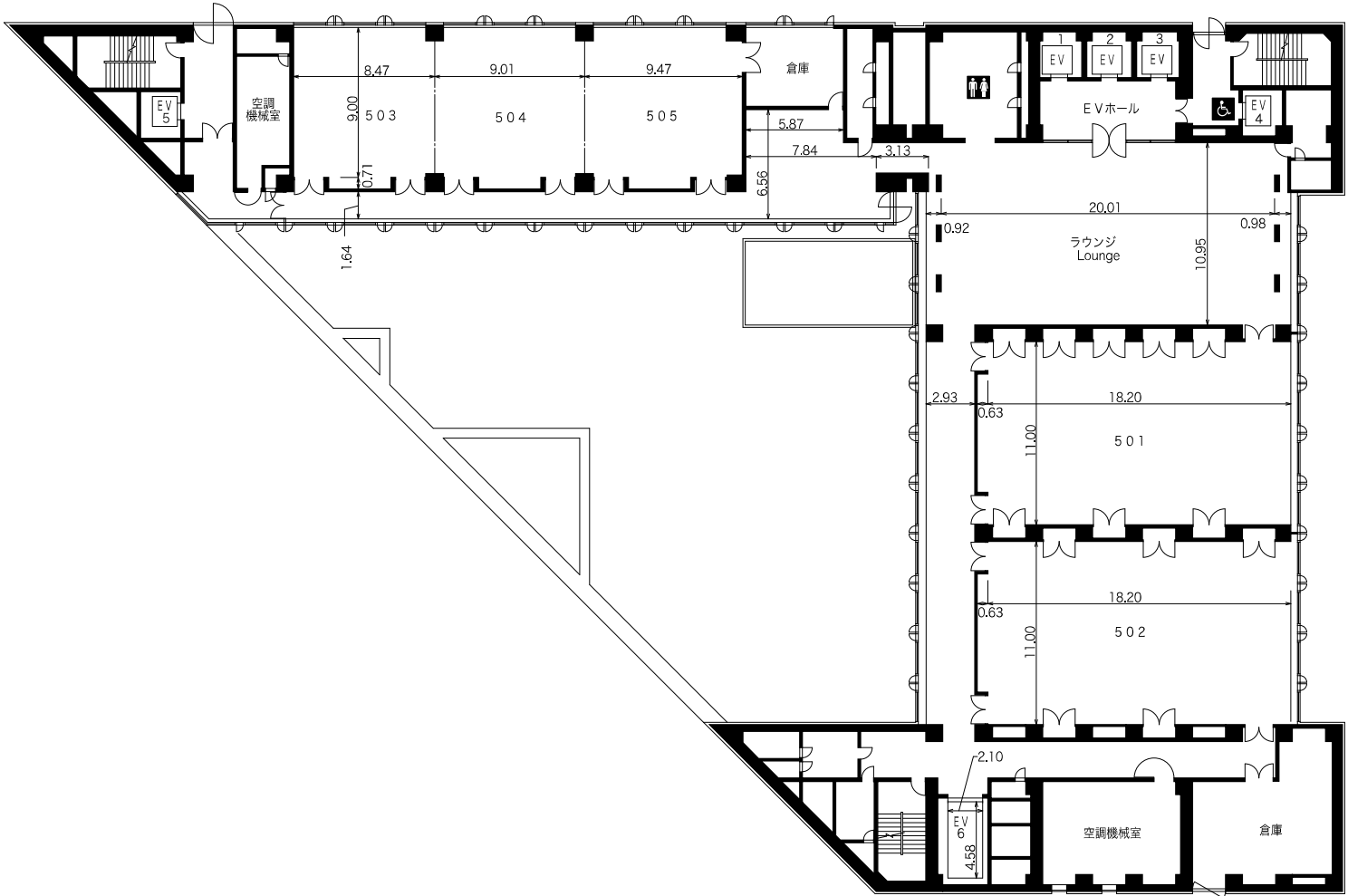




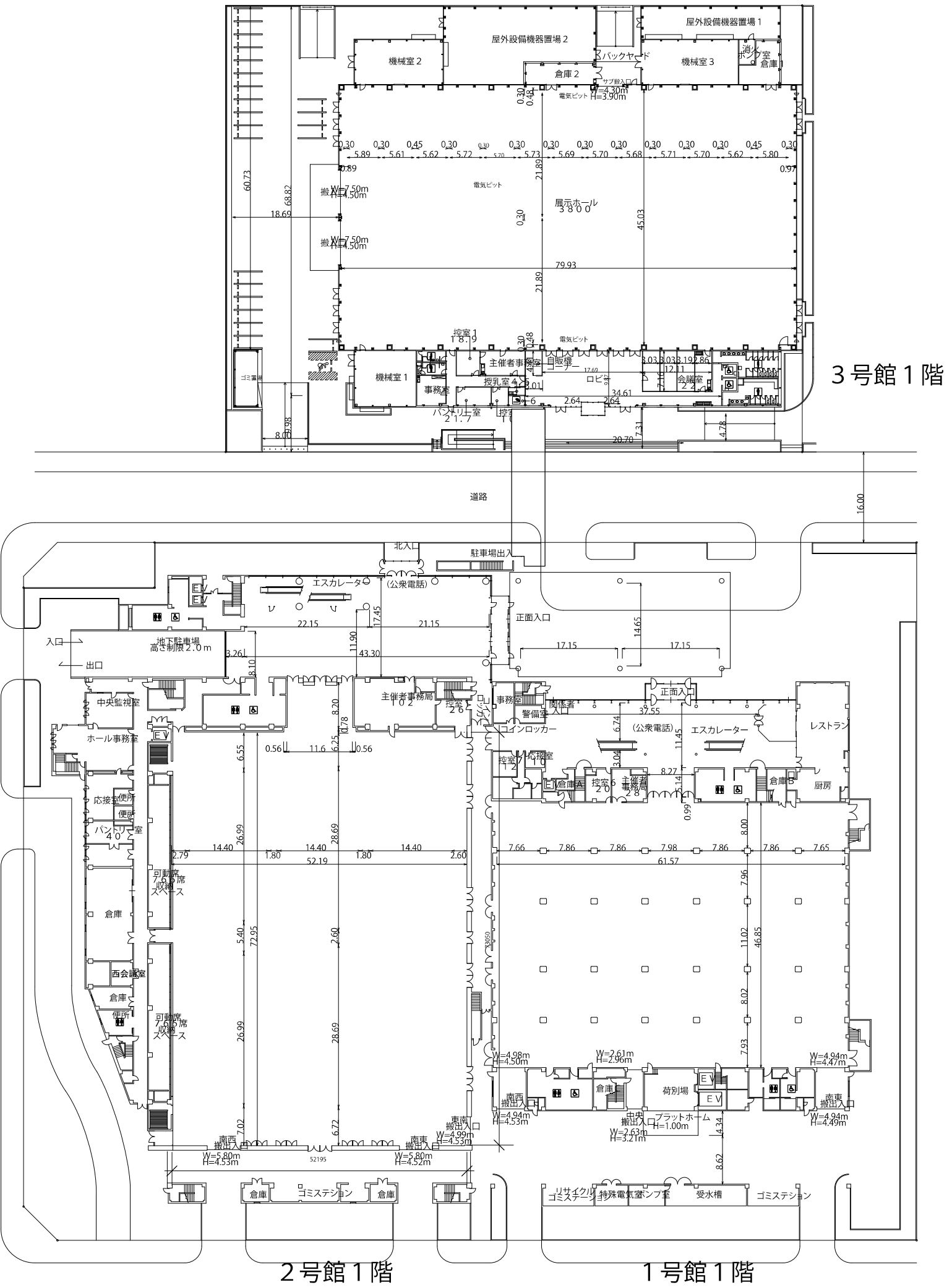




4階

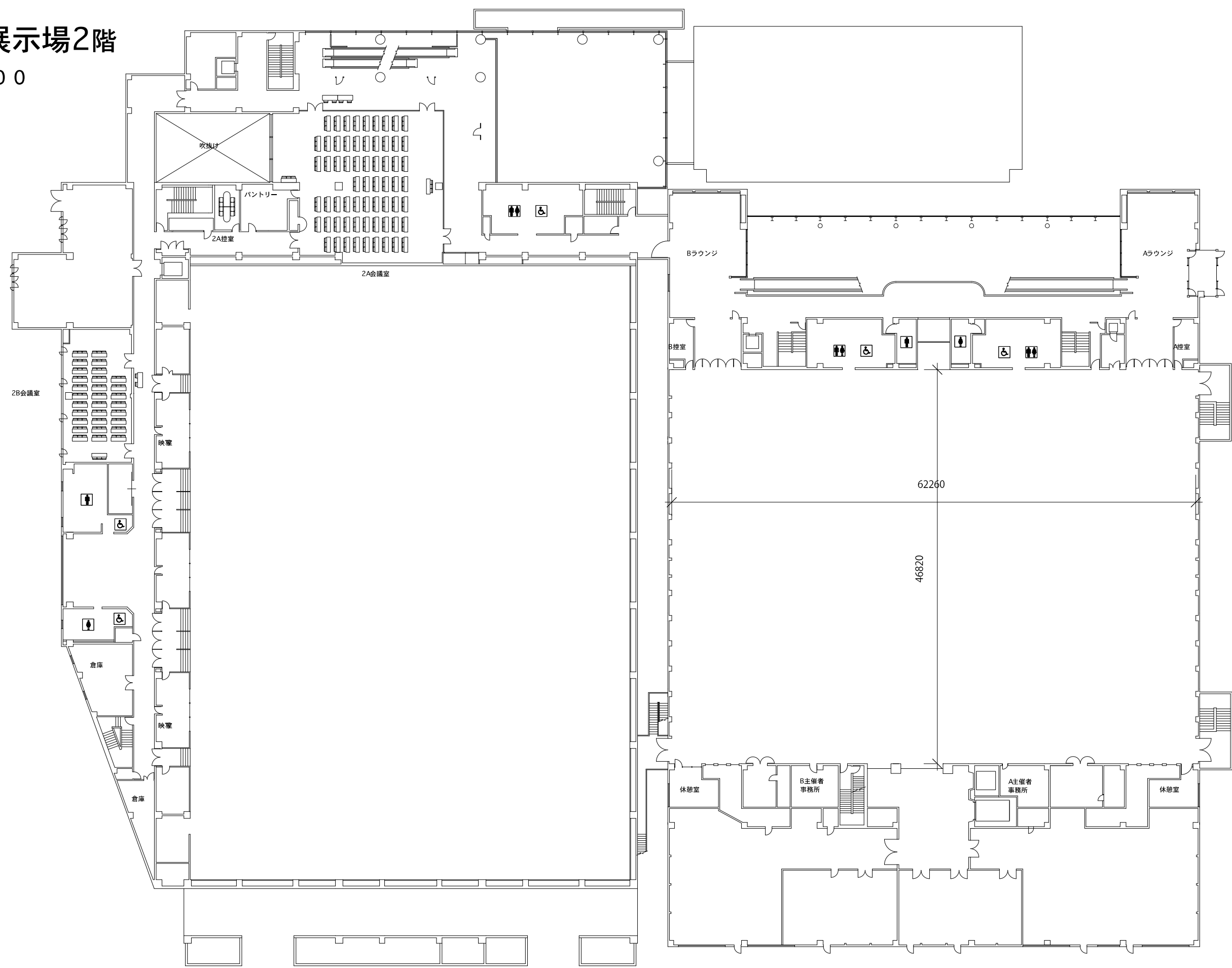


神戸国際展示場1階
A3 1/800



神戸国際展示場2階

A 3 1 / 500

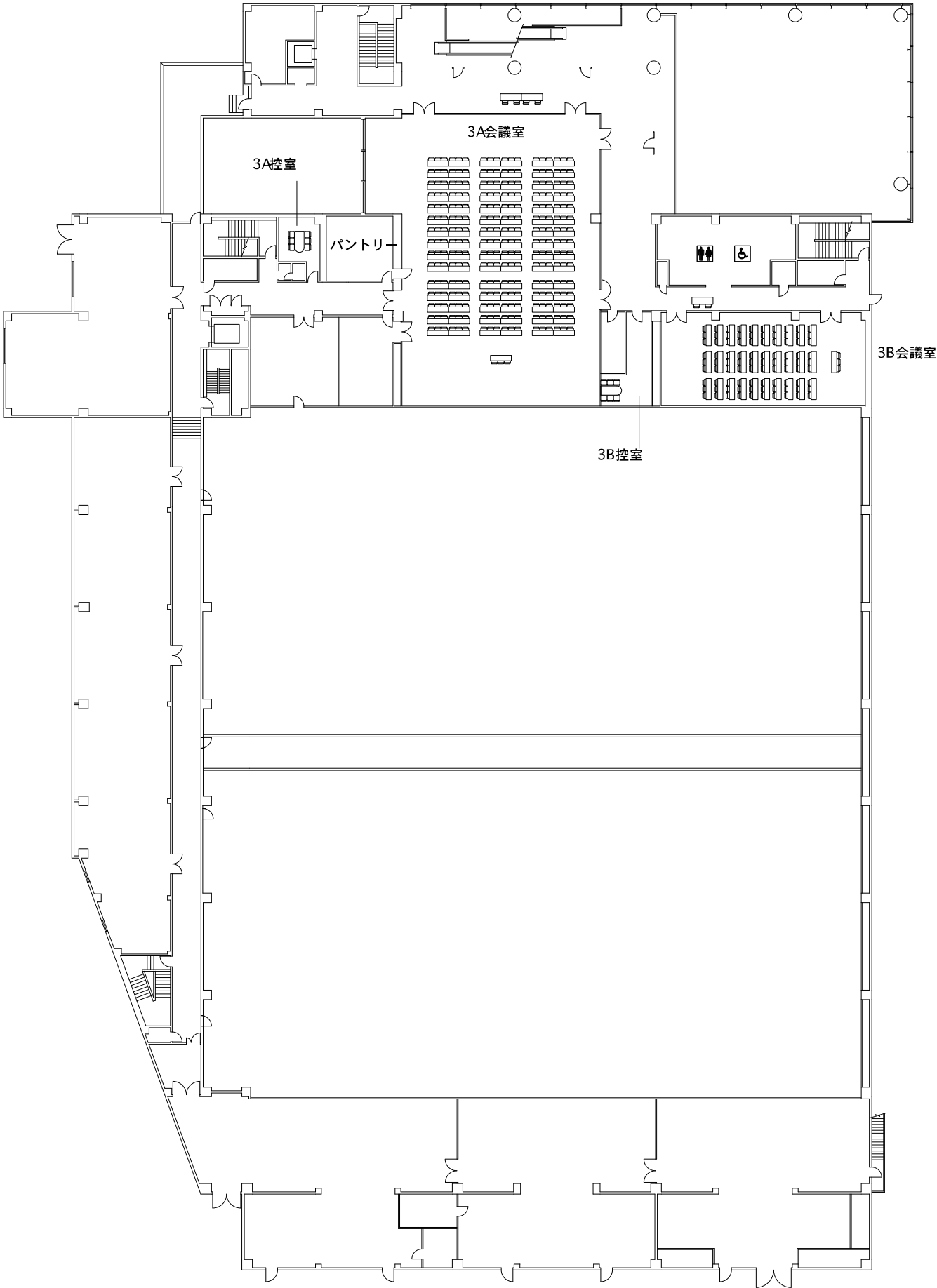


2 号館2階

1 号館2階

神戸国際展示場3階

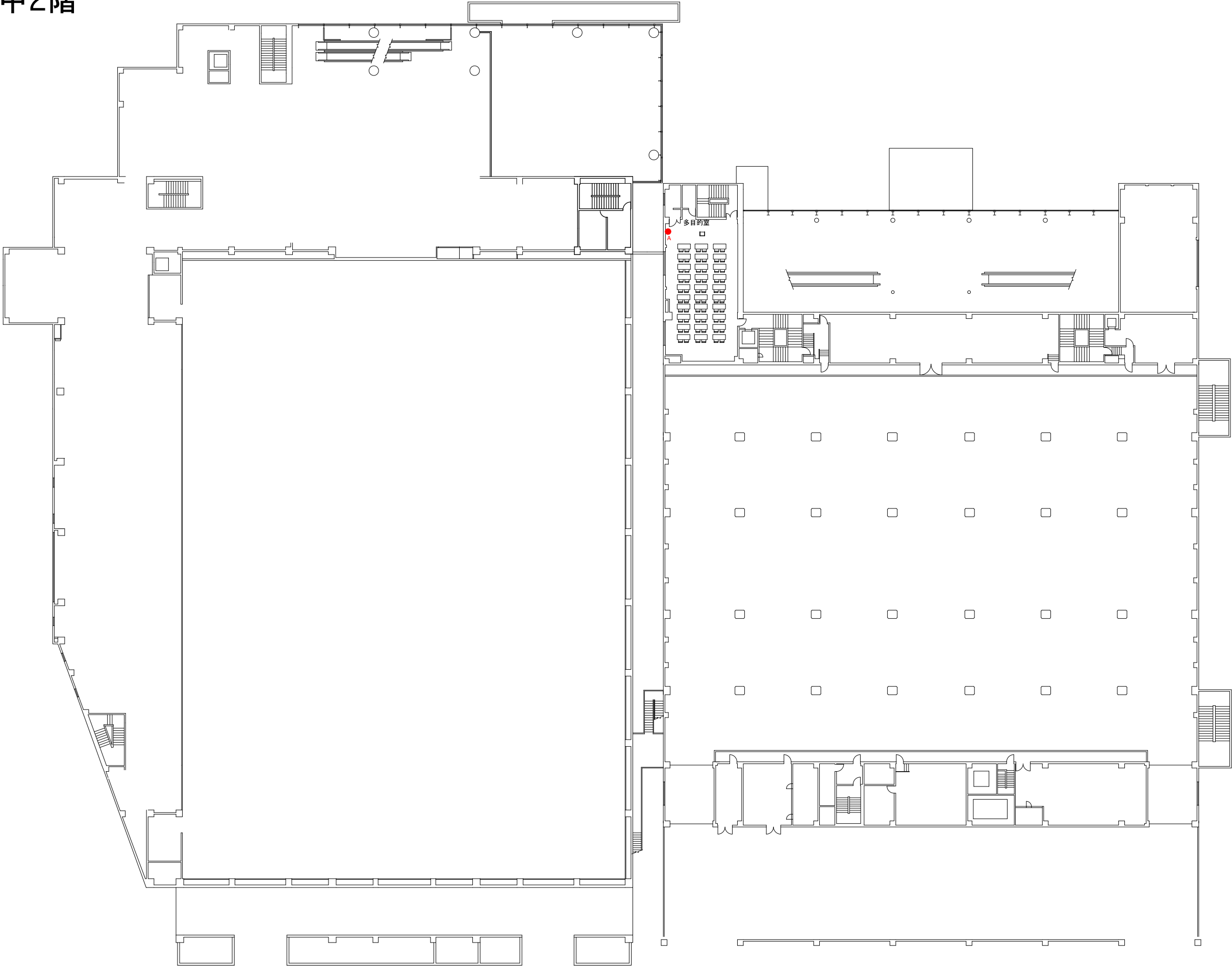
A3 1/500



2号館3階

神戸国際展示場中2階

A 3 1 / 500



2 号館2階

1 号館2階

神戸国際会議場 施設及び設備の維持管理に関する仕様書

I 章 総 則

1. 概要

本仕様書は、神戸国際会議場の敷地・建築物・その他構造物（以下「施設」という。）及び電気・機械設備（以下「設備」という。）の点検・保守業務及び修繕業務、設備の運転・監視業務等を円滑に実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象施設・設備概要

＜別紙－1＞及び＜別紙－2＞に記載のとおり。

3. 法令の遵守等

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

4. 施設管理業務責任者の選任

本業務の実施あたり、施設管理業務責任者を選任すること。施設管理業務責任者とは、本業務のすべてを統括的に把握し執行する者で、本業務における指定管理者の責任者をいう。

5. 法定資格者の選任

本業務を実施するに当たり、＜別紙－3＞に記載する法定資格者を選任すること。なお、資格者は重複して選任しても差し支えない。

6. 消耗品等

本業務に必要な工具類、＜別紙－4＞に記載する消耗品等は指定管理者が負担すること。

7. 損害補償

管理上の瑕疵に伴う設備の故障等により事業停止等となった場合、指定管理者の損害について、神戸市はこれを補償しない。

8. 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了の日までに「次期指定管理者」に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。

なお、「次期指定管理者」とは本指定期間後の指定管理者で本期間の指定管理者を言い、指定管理者と同一の場合はこの限りで無い。

9. 施設・設備管理台帳の整備

指定管理者は、施設・設備管理台帳（機器仕様・保守・点検・修繕・緊急対応の履歴の記録、図面など）を電子データにより作成し、常に最新の状態に整理を行うこと。

保守・点検、修繕及び緊急対応等を行った場合、指定管理者は完了後直ちにその内容、完了日、施工業者等を設備管理台帳に記載すること。

作成及び整理した施設・設備の維持管理に関する資料（管理台帳・図面等）は神

戸市に帰属する。

10. その他

本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行うこと。

II 章 保全業務

1. 施設管理業務全体計画書

下記項目を記載した施設管理業務全体計画書を作成し、業務開始前までに神戸市の承諾を得ること。なお、内容に変更が生じた場合には、その都度訂正し神戸市に届け出ること。

- (1) 業務体制表（施設管理業務責任者を明記すること）
- (2) 法定資格者選任一覧表
- (3) 年間工程表（当該年度の月ごと及び業務内容ごとの工程表）
- (4) 月次・年次報告内容

2. 各種届出書等

下記項目について、その写しを神戸市に提出すること。

- (1) 各種届出書
- (2) 法定資格者として選任したものが資格を有することを証明する書類

3. 業務内容

「I 章 2. 対象施設・設備概要」（＜別紙—1＞及び＜別紙—2＞）の点検・保守及び修繕等の保全業務を行い、常に良好な状態、性能及び美観を維持するよう努めること。業務仕様は指定管理者が決定しこれを行うが、下記に指定する項目は必ず実施すること。

(1) 運転・監視及び日常点検・保守業務

① 特殊設備

＜別紙—2＞に記載している特殊設備は指定管理者にて保守業務を行う

② 共用設備

以下の設備については、共用設備であるため、共用部分の管理費にて、ビル管理者である(株)こうべ未来都市機構が保守点検及び修繕業務を実施する。

受変電設備、自家用発電設備、エレベーター設備、熱源設備、中央監視設備、受水槽、消防設備、都市ガス設備等

③ 占有設備

各区分所有者の占有設備である電気設備（動力設備・電灯設備ほか）、空調設備（空調機・ファンコイルユニット・送風機類・自動制御ほか）、衛生設備（衛生器具・湯沸器・厨房器具ほか）については、共用設備のシステムの一部として点検するため、各区分所有者ごとの専有部分の管理費にて、ビル管理者

である(株)こうべ未来都市機構が保守点検を実施する。(修繕については、Ⅲ章 工事及び修繕等 を参照)

- ④ 「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（一般財団法人 建築保全センター発行）に基づき実施すること。なお、これに依らない場合、事前に神戸市に承諾を得ること。
- ⑤ 設備の運転状況や光熱水使用量（電気については、最大重要電力を含）等については定期的（月 1 回）に記録をとり神戸市に報告すること。（「Ⅱ章 4. 報告」の報告書に含む）
- ⑥ 業務時間外は、24 時間遠隔監視を行うこと。なお、警報が発報した際には、速やかに対処すること。
- ⑦ 各機器の運転に際しては、省エネルギーに留意して行うこと。なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に規定されるエネルギー使用状況届出書の届出対象施設については、神戸市と協議のうえ届出するものとする。
- ⑧ 神戸市が提供する「市有施設の安全点検マニュアル」に基づき、年 2 回以上の日常点検を行い、記録を保管すること。

(2) 定期点検等及び保守業務

設備機器等を常時正常な状態で維持管理するための定期点検、法令点検及び保守業務を行うこと（法令点検及び定期点検業務は＜別紙—5＞参照）。

- ① ＜別紙—1＞のうち、＜別紙—5＞の項目に該当する法令点検、定期点検は、特記した場合を除き、「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（一般財団法人 建築保全センター 発行）に基づき実施すること。なお、これに依らない場合は業務実施前に神戸市に承諾を得ること。
- ② 項目に該当する機器の定期点検等及び保守業務等は、＜別紙—2＞の仕様書に記載する仕様書を参考に実施すること。なお、これに依らない場合、業務実施前に神戸市に承諾を得ること。
- ③ その他、法令等の規定により義務付けられている必要な点検等については、法令等を遵守しこれを処理すること。

(3) 修繕及び改修工事等

- ① 上記(1)～(2)の結果、修繕または改修工事等が必要であると判明した場合は、「Ⅲ章 修繕及び改修工事等」に基づきこれを処理すること。
- ② 協定書及び本仕様書に基づく別途協議を要するものについては、神戸市が指定する期日までに、改修を要する箇所・内容・当該箇所の写真及び費用等を記載した工事計画書(指定様式)を作成し神戸市に提出すること。工事計画書は別途神戸市が指定する用紙に記載するものとする。
- ③ 費用については、公開単価の採用、複数見積の取得等、その妥当性が判断で

きるものを添付すること。

- ④ 上記によらず神戸市が求めた場合、工事計画書を策定し神戸市に提出すること。

4. 報告

「3. 業務内容」に示す保全業務に関する報告書を、承諾を受けた「施設管理業務全体計画書」に基づき、神戸市に提出すること。(年度末の年次報告書を含む)。

5. 検査

- (1) 神戸市は、「4. 報告」に示す報告書や神戸市が別途指定する検査表による検査を行う。
- (2) 神戸市は(1)以外に必要な応じて保全業務の執行状況について検査等（実地調査（モニタリング）を含む）を行う。
- (3) 指定管理者は(1)及び(2)により、神戸市が業務改善又は修繕等を指示した場合、これに従うこと。

Ⅲ章 修繕及び改修工事等

〔1〕神戸市が所有する施設及び設備等の修繕等について

1. 修繕

修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることを言い、下記の取扱い区分に従い、業者の選定、修繕費の支払い等を含め全て指定管理者が行うこと。

施設の機能を向上させる目的での小規模な改修・改造・改装に関しては、修繕等を含むものとする。修繕等は全て指定管理者が行うが、修繕等により生じた更新施設等はすべて神戸市に帰属するものとする。

① 修繕の取扱い

(a) 神戸市が定める修繕予算額の範囲内の場合

ア. 一件あたり 100 万円 以下の修繕の場合	指定管理者の裁量において実施する。
イ. 一件あたり 100 万円 を超える修繕の場合	指定管理者は、修繕の内容について事前に神戸市と協議し、協議の結果、修繕を実施する場合は、指定管理者の裁量において実施する。

(b) 神戸市が定める修繕予算額の範囲外の場合

一件あたりの金額に関係なく、指定管理者は、修繕の内容について事前に神戸市と協議を行う。協議の結果、修繕を実施する場合は、指定管理者の裁量において行うものとする。修繕費用は、神戸市と協議の上決定するものとする。

② 修繕の報告

修繕を実施した場合は、「Ⅱ章４．報告」に基づき、神戸市に報告書（（図面・写真等を含む））を提出すること。また、神戸市が修繕のやり直しを指示した場合、これに従うこと。

2. 改修工事等

改修工事等とは、資本的支出に該当する工事であり、大規模改装、新築・増築・改築、改造・改装とし、それぞれの区分は以下のとおりとする。（以下、「改修工事等」と言う。）

ア． 大規模改装	施設の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築基準法第2条第5号））の一種以上の過半に係る修繕、模様替えを言う
イ． 新築・増築・改築	施設の延床面積の増（減）に係る行為を言う
ウ． 改造・改装（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）	改造・改装（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）とは、指定管理者が自主的に実施する上記ア、イ以外の建築等行為を言う

【神戸国際会議場４階以下部分に関する取扱い】

●改修工事等（ア．大規模改装 イ．新築・増築・改築）の場合

- (1) ア．大規模改装 イ．新築・増築・改築に係る費用は、全て神戸市が負担する。
- (2) ア．大規模改装 イ．新築・増築・改築は、全て神戸市が行う。
- (3) ア．大規模改装 イ．新築・増築・改築を行う必要が発生した場合には、指定管理者は神戸市に対して、「Ⅱ章３．（３）－②工事計画書」にて工事の依頼を行うことが出来る。神戸市は工事の依頼があった場合、工事の必要性、工事計画書の妥当性等を検討し、予算措置がされた場合に工事を行う。なお神戸市の決定に対し異議は認めないものとする。
- (4) 神戸市が決定した工事の工期、日程、工法等について、異議は認めないものとする。工事にあたって指定管理者はこれに協力すること。

●改修工事等（ウ．改造・改装）（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）の場合

- (1) ウ. 改造・改装は、事前に神戸市と書面による協議を行い、神戸市が承認した後施工すること。
- (2) ウ. 改造・改装に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- (3) ウ. 改造・改装は、全て指定管理者が行う。
- (4) ウ. 改造・改装完了後、直ちに神戸市に報告書（写真含む）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。
- (5) ウ. 改造・改装した機材等の所有権は神戸市に帰属する。

【神戸国際会議場 5 階部分に関する取扱い】

●改修工事等（ア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築）の場合

- (1) ア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築に係る費用は、原則として(株)こうべ未来都市機構が支払う。ただし、神戸市がア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築を行う場合は、神戸市が負担する。
- (2) ア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築は、原則として、(株)こうべ未来都市機構が行う。ただし、書面による(株)こうべ未来都市機構の承認を得た場合は神戸市が行うことができる。
- (3) ア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築を行う必要が発生した場合には、指定管理者は神戸市に対して、工事計画書にて工事の依頼を行うことが出来る。神戸市は工事の依頼があった場合、工事計画書の妥当性、工事の必要性等を検討し、その妥当性・必要性等が認められる際には、(株)こうべ未来都市機構に対して工事の依頼を行うものとする。なお、予算措置がされた場合には、神戸市による工事の依頼を行うことができるものとする。なお神戸市の決定に対し異議は認めない。
- (4) 神戸市と(株)こうべ未来都市機構が協議のうえ決定した工事の工期、日程、工法等について、異議は認めない。工事にあたって指定管理者はこれに協力すること。

●改修工事等（ウ. 改造・改装）（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）の場合

- (1) ウ. 改造・改装は、事前に神戸市及び(株)こうべ未来都市機構と書面による協議を行い、両者が承認した後施工すること。
- (2) ウ. 改造・改装に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- (3) ウ. 改造・改装は、全て指定管理者が行う。
- (4) ウ. 改造・改装完了後、直ちに神戸市及び(株)こうべ未来都市機構に報告書（写真含む）を提出すること。施工のやり直しについては、神戸市と(株)こうべ未来都市機構が協議のうえ、指示するものとし、指示した場合、指定管理者はこれに従うこと。

(5) ウ. 改造・改裝した機材等の所有権は(株)こうべ未来都市機構に帰属する。

[2] 指定管理者が投資して設置した施設及び設備等について

(1) 修繕

- ① 修繕に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- ② 修繕は、全て指定管理者が行う。

(2) 修繕以外（新築・増築・改築・改修工事・大規模改裝・改造・改裝）

- ① 改修工事等に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- ② 改修工事等は、全て指定管理者が行う。
- ③ 改修工事等を行う場合、事前に神戸市と協議を行い、神戸市が承認した後施工すること。
- ④ 改修工事等の完了後、直ちに神戸市に報告書（図面、施工前後の写真等）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。
- ⑤ 指定管理者が、その指定の期間が終了した場合、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合、速やかに原状に回復すること。原状に回復した後、直ちに神戸市に報告書（施工前後の写真等）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。ただし、当該施設及び設備等について、神戸市に帰属することとしたうえで、原状回復を要しないことを別途定めた場合はこの限りではない。

[3] 緊急対応

- (1) 点検等により、施設及び設備等の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、簡易な方法により応急措置を実施し、速やかに神戸市に報告すること。
- (2) 災害時、事故時又は機器故障等の緊急対応は、指定管理者が行う。緊急対応後、修繕範囲外と予測される場合、神戸市と協議の上その後の処置を決定する。なお、指定管理者は、災害時、事故時又は施設の休業に及ぶなどの重大な機器故障等の発生時は、神戸市に速やかに状況報告を行い、後日詳細な発生状況や対応結果などを記載した報告書を提出すること。
- (3) 照明器具用安定器、トランス及びコンデンサ等の電気機器において、ポリ塩化ビフェニル（PCB）の使用が判明した場合は、神戸市に速やかに報告すること。

< 別紙— 1 >

1. 機器一覧表（防災設備）
2. 機器一覧表（電気設備、建築関係他）
3. 機器一覧表（機械設備）

各表記載の対象施設・機器の名称、仕様、数量等は参考扱いとする。

防災設備一覧表

(参考: 交流会館全体)

■は対象を示す

項目	設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
■	建物用途	特定用途防火対象物	令別表第1に掲げる16項イ			地上11階、地下1階 述べ面積: 29,444.71㎡ SRC造
■	自動火災報知設備	受信機	GR型受信機	1	面	2010年製
		副受信機		2	面	2F事務所、10FサンTV
		作動式分布型感知器	空気管式		個	
		差動式スポット型		140	個	
		定温式スポット型		30	個	
		煙式スポット型イオン式非蓄積			個	
		煙式スポット型光電式非蓄積		765	個	
		中継器		123	個	
		発信機	P型1級	57	個	
		表示灯			個	
		音響装置			個	
		消火栓起動装置			個	
		常用電源	交流電源	1	組	
		予備電源	内蔵型、蓄電池	1	組	24V4.5Ah×5
		非常電源				
■	ガス漏れ警報設備	受信機	GR型受信機		面	■自火報受信機一体 □別置
		副受信機			面	
		検知器		8	個	
		警報装置		8	個	
		常用電源	交流電源		組	
		予備電源	内蔵型、蓄電池	1	組	24V6.0Ah
		非常電源			組	
■	非常警報器具 (非常放送設備)	非常業務兼用放送アンプ	14/21回路	1	式	□自火報連動 2010更新
		スピーカ回線		1	式	
		遠隔操作器			台	
		起動装置	押しボタン		式	
		起動装置	非常電話	1	式	47台
		常用電源	交流電源	1	組	
		非常電源	内蔵型、蓄電池	1	式	NCB-600 24V6Ah×2台
■	非常電話設備	非常電話			個	
■	誘導灯	誘導灯(避難口)	大型(A級)	19	灯	
		誘導灯(避難口)	中型(B級)	180	灯	
		誘導灯(避難口)	小型(C級)	25	灯	
		誘導灯(通路)	大型(A級)		灯	
		誘導灯(通路)	中型(B級)	45	灯	
		誘導灯(通路)	小型(C級)	27	灯	
		誘導標識			枚	
□	非常通報設備	非常通報装置			面	□自火報非連動 □自火報連動
■	非常コンセント設備	非常コンセント盤		6	面	
□	非常用発電機設備	ガスタービン発電機	750kVA	1	台	
		冷却水槽			台	
		燃料タンク	1950L	1	台	
		始動用空気タンク			台	
		充電装置		1	台	
		直流電源装置	鉛蓄電池400Ah	1	式	2004更新
□	屋内燃料貯留設備	屋内燃料貯留槽			基	
□	非常用蓄電池設備	充電装置	アルカリ蓄電池350Ah	1	台	ハロン消火設備用
		鉛蓄電池	30Ah	1	台	
■	自動閉鎖設備	連動制御盤			面	■自火報受信機一体 □別置
		防火戸		47	台	
		シャッター		5	台	
		可動式防煙垂壁			台	
		防火ダンパー		148	台	2014更新
		垂れ壁			台	
		連動煙感知器	光電式	82	個	
		連動煙感知器	イオン化式		個	

防災設備一覧表

(参考:交流会館全体)

■は対象を示す

項目	設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
■	排煙設備	制御盤			面	■自火報受信機一体口別置
		ダンパー			個	
		排煙口		122	個	2011更新
		防火戸			枚	
		電動式シャッター			枚	
		シャッター			枚	
		垂れ壁			枚	
		垂直降下式垂れ壁			枚	
		排煙装置			基	
■	避難器具	排煙装置起動盤			面	
		救助袋			個	
		救助袋			個	
		緩降機			組	
		はしご			組	
■	消火器	簡易はしご			組	
		消火器	粉末10型	144	個	2012更新
		消火器	粉末20型	5	個	〃
		消火器	粉末50型	1	個	〃
■	連結送水管設備				個	
		加圧送水装置			組	
		操作盤			面	
		放水用器具収納箱			組	
		起動スイッチ			個	
		表示灯			灯	
		表示盤			面	
■	スプリンクラー設備	送水口	65A双口		組	
		放水口			組	
		加圧送水装置	自立型	1	組	ポンプ:150φ×2900ℓ/min×93m
		起動装置	起動用圧力タンク100ℓ	1	組	
		ヘッド			個	
		操作盤		1	面	
		流水検知装置	第51～53号(日本ドライ)	1	組	
		表示盤			面	
		呼水装置	150ℓ		台	ボールタップ式20A
		送水口			箇所	
		圧カスイッチ	TDS-2(日本ドライ)	1	台	起動用 ON:1kg/㎡ OFF:0.2kg/㎡
		一斉開放弁			個	
		一次圧調整弁			個	
		水源	129㎡		組	床下水槽
		補助散水弁			個	
■	泡消火設備	手動開放弁			組	
		コンプレッサ、制御盤、感知器、現場操作盤、電磁弁等			組	・メインバルブ:150A-20K ・圧力タンク 内容量15ℓ
		泡タンク泡薬剤貯蔵容器	600ℓ		基	
		泡タンク泡薬剤混合装置	FRE:50ℓ 6%		基	加圧送液装置 プレッシャープロポーション ポンプ:100φ×840ℓ/min×82m
		加圧送水装置	自立型		基	
		制御盤			面	
		流水検知装置			台	第51～49～3号(日本ドライ)
		圧カスイッチ	TDS-2(日本ドライ)	1	台	起動用 ON:1kg/㎡ OFF:0.2kg/㎡
		圧力タンク	15ℓ		台	
		減圧開型一斉開放弁			個	開第52～17～1号
		起動装置			台	
		閉鎖型感知器用ヘッド			個	
		手動開放弁			個	
		泡ヘッド			個	
		貯水槽	129㎡:床下水槽		基	ボールタップ式65A
		呼水槽			台	

防災設備一覧表

(参考: 交流会館全体)
■は対象を示す

項目	設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
□	不活性ガス消火設備	消化剤貯蔵容器	・10階ポンベ室 ・10階コンピューター室前廊下	8	基	
		容器弁開放器	・ガス圧式 ・電磁式	1	式	
		起動小容器		8	本	CO2
		起動用操作盤	・11階 設置部屋前 ・10階 CMバンク室内	1	式	
		音響装置			組	
		連動盤			面	
		継電器盤			面	
		音声盤			面	
		表示盤			面	
		電源装置	非常用電源(内蔵)	1	式	・HS-30E 30Ah ・20N-3500D
		圧カススイッチ			個	
		不還弁(安全弁)			個	
		ダンパー	ガス圧式	1	式	
		放出表示灯函			個	
		選択弁	ガス圧式	1	式	
■	屋内消火栓設備	ヘッド			個	
		ホースリール			個	
		作動試験			式	
		消火栓	ホース15m×2本	4	組	ノズル径 13mm
		起動スイッチ		4	個	
		表示灯		4	灯	

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

機器名称	定格	数量	製造社名	製造年月	型式	製造番号	設置場所	用途	備考
受変電設備									
T r	3Φ 400KVA 1次電圧 6600V 2次電圧 182/105V	1	三菱	1987	CV-F	B92033001	調光電気室	ホール調光盤	乾式
T r	3Φ 150KVA 1次電圧 6600V 2次電圧 182/105V	1	三菱	1987	CV-F	B92034001	調光電気室	会議場調光盤	乾式
PF	CL T50A	3					調光電気室	ホール調光盤	
PC	定格電流 6900V 定格電流 30A	3					調光電気室	PC-6 会議場調光盤	
VS	定格電圧 6.6KV 定格電流 200A	1	三菱	1980.3	6-VZD-42BL	IB052901	調光電気室	調光電気室受電用	
LA	定格電圧 6.6KV 定格電流 2.5KA	1	三菱	1980.5	SV-VS	196937	調光電気室	A相	
LA	定格電圧 6.6KV 定格電流 2.5KA	1	三菱	1980.6	SV-VS	197139	調光電気室	B相	
LA	定格電圧 6.6KV 定格電流 2.5KA	1	三菱	1980.5	SV-VS	196938	調光電気室	C相	
接地抵抗	EA	2					調光電気室	・高圧機器用 ・アレスタ	・EA、EDとEB、アレスタを補助極にて使用
接地抵抗	EB	1					調光電気室	・変圧器低圧側一端	
接地抵抗	ED	1					調光電気室	・キュービクル他	
配電盤		3	テラサキ	1980.7	-	15316	調光電気室	・ホール調光盤 ・調光主幹盤 ・会議場調光盤	
LGR	0.2～0.6A	1	光商工	1980	LU-3L	060862	調光電気室	ホール調光盤	
LGR	0.2～0.6A	1	光商工	1980	LU-3L	060863	調光電気室	会議場調光盤	

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

機器名称	定格	数量	製造社名	製造年月	型式	製造番号	設置場所	用途	備考
昇降機設備									
エスカレーター	800型 30m/min	2	日立	2011	-	-	エントランスホール		1981設置2011更新
I T V 設備									
カラーカメラ		2					メインホール用		
リモコン制御盤		1					メインホール用		
カラーカメラ		1					国際会議室用		
リモコン制御盤		1					国際会議室用		
動力・電灯設備その他									
分電盤		1式							
制御盤		1式							
照明器具、配線器具等		1式							照明器具については、別紙「照明器具一覧表」参照
ケーブルラック		1式							
防火区画		1式							
放送設備		1式							
構内配電線路		1式							
外灯設備		1式							
インターネットLAN設備		1式							
電話交換設備		1式							

交流会館 会議場系統 照明器具一覧

階数	設置場所	蛍光灯	LED 蛍光灯	LED ダウンラ イト	LED ブラケッ ト	白熱灯	水銀灯	シャ ン デリ ア
4 F	401号室	FHF32W2灯 × 42台						
	402号室	FHF32W2灯 × 35台						
	403号室	FHF32W2灯 × 40台						
	404号室	FHF32W2灯 × 20台						
	405号室	FHF32W2灯 × 20台						
	406号室	FHF32W2灯 × 20台						
	407号室	FHF32W2灯 × 12台						
	ラウンジ (1)			80灯				
	ラウンジ			50灯				
	内階段			28灯			2灯	1台
	廊下			47灯				
	国際会議室 (301)	LED 4000Lm × 760台	2017年			25灯		
	傍聴席					26灯		
	調整室					10灯		
	報道ブース					4灯		
	予備ブース					2灯		
	映写室					4灯		
	同時通訳室					13灯		
	同時通訳控室 (1)	FLR40W2灯 × 2台						
	同時通訳控室 (2)	FLR40W2灯 × 2台						
	倉庫	FLR40W2灯 × 2台						
	男子トイレ	FHF32W1灯 × 2台		9灯				
		FHF16W1灯 × 5台						
	女子トイレ	FHF32W1灯 × 2台		9灯				
		FHF16W1灯 × 4台						
	身障トイレ			4灯				
	湯沸室	FLR40W1灯 × 1台				1灯		
		FL20W1灯 × 1						
	4Fパントリー	FLR40W2灯 × 2台						
	北機械室	FLR40W1灯 × 10台						
	北機械室前廊下	FLR40W1灯 × 4台						
	南機械室	FLR40W1灯 × 7台						
	南機械室前廊下	FLR40W1灯 × 11台						
	調光室	FLR40W1灯 × 6台						
3 F	302号室	FLR40W2灯 × 20台						
	303号室	FLR40W2灯 × 12台						
	304号室	FLR40W2灯 × 12台						
	305号室	FLR40W2灯 × 12台						
	306号室	FLR40W2灯 × 12台						
	307号室	FLR40W2灯 × 12台						
	ラウンジ (1)			15灯				
	廊下			31灯				
	男子トイレ	FHF32W1灯 × 10台		12灯				
		FHF16W1灯 × 2台						
	男子身障トイレ			4灯				
	女子トイレ	FHF32W1灯 × 8台		16灯				
		FHF16W1灯 × 2台						
	女子身障トイレ			4灯				
	湯沸室	FLR40W1灯 × 1台						
		FL20W1灯 × 1						
	エントランスホール			64灯				
	ラウンジ (2)			50灯				
	レセプションホール			96灯		7灯		4台
	倉庫	FLR40W2灯 × 4台						
	排気ファン室	FLR40W2灯 × 2台						
	国際会議室 (301)							
	クローク	FLR40W2灯 × 1台						
	前室	FLR40W2灯 × 1台						
	傍聴席裏					24灯		
	倉庫 (3カ所)	FLR40W2灯 × 6台						
	3Fパントリー	FLR40W2灯 × 4台						
	従業員便所	FL20W1灯 × 1台						
	南空調機械室	FLR40W1灯 × 5台						
	南機械室前廊下	FLR40W1灯 × 7台						

階数	設置場所	蛍光灯	LED 蛍光灯	LED ダウンラ イト	LED ブラケッ ト	白熱灯	水銀灯	シャ ン デリ ア
2 F	事務室	FHF32W2灯 × 32台						
	応接室	FLR40W1灯 × 20台						
	電話交換室	FLR40W2灯 × 4台						
	主催者事務室	FHF32W2灯 × 8台						
	廊下	FHF32W1灯 × 6台						
	湯沸室	FL20W2灯 × 2台						
	北機械室	FLR40W2灯 × 2台						
	北機械室前廊下	FLR40W1灯 × 3台						
	メインホール							
	投光室					12灯		
	報道ブース					11灯		
	アナウンサー室					2灯		
	音響調整室	FL20W1灯 × 2台				6灯		
		FL40W2灯 × 1台						
	映写室	FL40W1灯 × 2台				8灯		
	調光室	FL40W2灯 × 2台				10灯		
	客席上部					18灯		
	点検階段	FL20W2灯 × 4台						
	同時通訳ブース					12灯		
1 F	廊下（４）					4灯		
	通訳控室 1	FLR40W2灯 × 2台						
	通訳控室 2	FLR40W2灯 × 2台						
	調光電気室	FLR40W2灯 × 4台						
	廊下（３）	FLR40W1灯 × 7台						
	ホワイエ上部	FLR40W1灯 × 19台				8灯		3台
	ホワイエ					40灯		
	市民ロビー					53灯		
	メインホール客席上部					218灯		
	多目的プロジェクター室	FLR40W1灯 × 4台				3灯		
BF	プロジェクター室前室					2灯		
	点検階段	FL20W2灯 × 4台						
	控室 1	FHF32W2灯 × 8台						
	控室 2	FHF32W2灯 × 6台						
	控室 3・4	FHF32W2灯 × 4台						
	VIPルーム	FHF32W2灯 × 11台						
	控室廊下	FHF32W1灯 × 4台		2灯				
	湯沸室	FL20W1灯 × 2台						
	男子シャワー室	FLR40W1灯 × 3台				3灯		
	女子シャワー室	FLR40W1灯 × 3台				3灯		
	男子トイレ	FLR40W1灯 × 5台						
	女子トイレ	FLR40W1灯 × 5台						
	楽屋受付	FLR40W1灯 × 1台						
		FLR40W2灯 × 1台						
	ロビー			68灯				
	リハーサル室	FLR40W2灯 × 19台						
	楽器庫	FLR40W2灯 × 2台						
	倉庫 7	FLR40W2灯 × 4台						
	便所前ホール			22灯				
	男子便所	FHT16W × 18台 FHT24W × 5台						
	女子便所	FHT16W × 9台 FHT24W × 11台						
	通路			16灯				
	メインホール							
	ピアノ庫	FLR40W1灯 × 2台						
	袖ステージ	FLR40W1灯 × 6台				2灯		
	倉庫 1	FLR40W2灯 × 2台						
	点検階段	FL20W2灯 × 4台						
	スプリンクラー制御弁室	FLR40W1灯 × 2台						
	倉庫 2	FLR40W2灯 × 4台						
	倉庫 3	FLR40W2灯 × 4台						
	倉庫 1	FLR40W2灯 × 2台						
	ステージ内通路	FLR40W2灯 × 4台						
		FLR40W1灯 × 2台						
		FL20W1灯 × 4台						
	奈落	FLR40W2灯 × 12台				4灯		
	南空調機械室	FLR40W2灯 × 26台						

階数	設置場所	蛍光灯	LED 蛍光灯	LED ダウンラ イト	LED ブラケッ ト	白熱灯	水銀灯	シャ ン デリア
5 F	ラウンジ		15台	77灯	16灯			
	男子トイレ	FHF16W1灯×6台						
		FHF32W1灯×3台						
		FHT24W×9台						
	女子トイレ	FHF16W1灯×11台						
		FHF32W1灯×6台						
		FHT24W×10台						
		FL10W1灯×1台						
	湯沸室	FHF32W1灯×2台						
	501号室	FHF32W1灯×120台		60灯				
	502号室	FHF32W1灯×120台		60灯				
	501号室番号表示		6台					
	501・502号室番号表示		9台					
	502号室番号表示		6台					
	廊下2			8灯				
	南空調機械室							
	倉庫1	FLR40W2灯×4台						
	503号室		2灯×20台					
	503号室番号表示		2台					
	504号室		2灯×20台					
	504号室番号表示		6台					
	505号室		2灯×20台					
	505号室番号表示		6台					
	ロビー			6灯	4台			
	倉庫	FLR40W2灯×2台						
	廊下1			9灯				

設備一覧表（機械設備（給排水・空調設備））【国際会議場】

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
114	空調機	新晃工業	冷水コイル 2.876㎡、 温水コイル 2.876㎡ 全風量 30503CMH 静圧 109mmAq 冷水量 637L/min、温水量 335L/min	3φ400V	18.5	レセプション ホール	1	B1階空調機械室	1980	AHU DH-30
115	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 21137CMH×40mmAq	3φ400V	5.5		1	B1階空調機械室	1980 ベアリング 更新 2015	
116	空調機	新晃工業	冷温水コイル 0.814㎡、 全風量 7200CMH 静圧 83mmAq 冷水量 89L/min、温水量 90L/min	3φ400V	3.7	市民 ロビー	1	B1階空調機械室	1980	AHU DH-7
117	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 6500CMH×34mmAq	3φ400V	2.2		1	B1階空調機械室	1980 モータ、ベア リング更新 2000	
118	空調機	新晃工業	冷温水コイル 1.087㎡、 全風量 10900CMH 静圧 93mmAq 冷水量 175L/min、温水量 192L/min	3φ400V	7.5	ホワイエ	1	B1階空調機械室	1980	AHU DH-11
119	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 10900CMH×40mmAq	3φ400V	3.7		1	B1階空調機械室	1980 モータ、ベア リング更新 2000	
120	空調機	新晃工業	冷水コイル 1.383㎡、 温水コイル 1.224㎡ 全風量 26400CMH 静圧 115mmAq 冷水量 322L/min、温水量 195L/min	3φ400V	18.5	国際 ホール	1	B1階空調機械室	1980	AHU DH-S30

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
121	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 28800CMH×45mmAq	3φ400V	11		1	B1階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
125	空調機	新晃工業	冷水コイル 4.332㎡、 温水コイル 2.022㎡ 全風量 43337CMH 静圧 173mmAq 冷水量 471L/min、温水量 296L/min	3φ400V	37	舞台・ 附室	1	B1階空調機械室	1980 ベアリング更新 2012	AHU DB-S45 FAN LAF5・1/2・ 06
126	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 34893CMH×50mmAq	3φ400V	11		1	B1階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
127	空調機	新晃工業	冷水コイル 2.204㎡、 温水コイル 1.543㎡ 全風量 22545CMH 静圧 163mmAq 冷水量 367L/min、温水量 310L/min	3φ400V	22	楽屋	1	B1階空調機械室	1980	AHU DB-S20 FAN LAF5・1/2・ 06
128	リタンファン	谷山鉄工所	シロッコファン 15950CMH×54mmAq	3φ400V	5.5		1	B1階空調機械室	1980 ファン及び電動機ベアリング更新 2021	
136	空調機	新晃工業	冷温水コイル 2.516㎡、 全風量 24960CMH 静圧 97mmAq 冷水量 352L/min、温水量 188L/min	3φ400V	15	ラウンジ	1	1階空調機械室	1980 ベアリング更新 2011	AHU DH-S15 FAN #3-18
137	リタンファン	新晃工業	シロッコファン 19358CMH×59mmAq	3φ400V	7.5		1	1階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
139	空調機	新晃工業	冷温水コイル 0.4256㎡、 全風量 7700CMH 静圧 93mmAq 冷水量 65L/min、温水量 84L/min	3φ400V	5.5	事務局	1	2階空調機械室	1980	AHU DV-S9

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
140	リタンファン	新晃工業	シロッコファン 6360CMH×43mmAq	3φ400V	2.2		1	2階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
141	空調機	新晃工業	冷水コイル 3.937㎡、 温水コイル 1.968㎡ 全風量 35185CMH 静圧 166mmAq 冷水量 505L/min、温水量 232L/min	3φ400V	30	国際会議場系統	1	3階空調機械室	1980 モータ、ベアリング、ファンベアリング更新 2013	AHU BD-S35 FAN LAF506
142	リタンファン	新晃工業	シロッコファン 34840CMH×54mmAq	3φ400V	15		1	3階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
145	空調機	新晃工業	冷温水コイル 0.7296㎡、 全風量 8480CMH 静圧 91mmAq 冷水量 175L/min、温水量 118L/min	3φ400V	5.5	代表団控室	1	4階空調機械室	1980	AHU DV-59
146	リタンファン	新晃工業	シロッコファン 8180CMH×45mmAq	3φ400V	2.2		1	4階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
147	空調機	新晃工業	冷水コイル 1.902㎡、 全風量 18900CMH 静圧 100mmAq 冷水量 274L/min	3φ400V	11	投光室	1	4階空調機械室	1980	AHU DV-20
148	リタンファン	新晃工業	シロッコファン 18900CMH×45mmAq	3φ400V	5.5		1	4階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
152	空調機	新晃工業	冷水コイル 3.724㎡、 温水コイル 2.128㎡ 全風量 29711CMH 静圧 151mmAq 冷水量 586L/min、温水量 410L/min	3φ400V	22	小中会議室	1	4階空調機械室	1980	AHU BD-S30 FAN LAF4・1/2-06

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
153	リタファン	新晃工業	シロッコファン #4・1/2×26352CMH×52mmAq	3φ400V	11		1	4階空調機械室	1980 モータ、ベアリング更新 2000	
256	ファンコイル	新晃工業	流量 10L/min	1φ100V	0.088	4Fラウンジ	2	4階	1980	SFR-DC-800
257	ファンコイル	新晃工業	流量 6L/min	1φ100V	0.034	代表団 控室	10	3階	1980	SFR-DC-300
258	ファンコイル	新晃工業	流量 9L/min	1φ100V	0.047	議員団 控室	2	3階	1980	SLR-DC-400
259	ファンコイル	新晃工業	流量 9L/min	1φ100V	0.047	3Fラウンジ	2	3階	1980	SLR-DC-400
260	ファンコイル	新晃工業	流量 15L/min	1φ100V	0.108	レセプション ホール	11	3階	1980	SLR-DC-1200
263	ファンコイル	新晃工業	流量 9L/min	1φ100V	0.108	事務局	4	2階	1980	SFR-DC-600
265	ファンコイル	新晃工業	流量 9L/min	1φ100V	0.060	応接室	1	2階	1980	SFR-DC-600
266	ファンコイル	新晃工業	流量 12L/min	1φ100V	0.047	電話交 換室	1	2階	1980	SF-DC-400
267	ファンコイル	新晃工業	流量 10L/min	1φ100V	0.032	電話交 換休憩 室	1	2階	1980	SFR-DC-800
268	ファンコイル	新晃工業	流量 30L/min	1φ100V	0.593	電気室	1	4階	1980	MV-503
269	ファンコイル	新晃工業	流量 20L/min	1φ100V	0.108	奈落内 敷物庫	2	奈落内	1980	SC-DC-1200
270	ファンコイル	新晃工業	流量 20L/min	1φ100V	0.108	奈落内 客席庫	2	奈落内	1980	SC-DC-1200
280	ベースボードヒータ	新晃工業	エレメント径32A プレートフィン型 エレメント長さ 4000L 1段 温水入口温度80℃				4	2階舞台後部壁	1980	
291	デュアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 100-100				1	地下1階倉庫	1980	2014 更新
291	デュアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 150-150				2	2階同時通訳ブース 4階通訳控室(2)	1980	2014 更新

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 250-250				6	各所	1980	2014 更新
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 500-500				16	各所	1980	2014 更新
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 750-750				6	各所	1980	2014 更新
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 1000-1000				2	地下1階奈落 1階映写整備器室	1980	2014 更新
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 1500-1500				1	4階ラウンジー1	1980	2014 更新
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 2000-2000				3	4階国際会議室ー1 4階国際会議室ー2	1980	2014 更新 BFビルー未実施
291	デューアルVAVユニット	新晃工業	電気式比例制御可変風量形全閉機構付 ユニットサイズ 3000-3000				1	1階舞台上部	1980	2014 更新
122	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 4・1/2S×14615CMH×30mmAq	3φ400V	3.7	302	1	地下1階空調機械室	1980	MAF4・1/2
123	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 2・1/2S×4622CMH×29mmAq	3φ400V	1.5	国際ホール 便所	1	地下1階空調機械室	1980	MAF2・1/2
138	排気ファン	新晃工業	シロッコファン 300SA×1117CMH×40mmAq	3φ400V	0.4	シャワー室	1	1階空調機械室	1980	
149	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 1・1/4S×1100CMH×33mmAq	3φ400V	0.4	会館部 湯沸	1	4階ファン室	1980	MAF1・1/4S1
150	排気ファン	新晃工業	シロッコファン No. 2・1/2D×6255CMH×38mmAq	3φ400V	1.5	会館部 便所	1	4階ファン室	1980	
151	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 1・3/4S×2100CMH×31mmAq	3φ400V	0.75	エントランス 吹抜	1	4階ファン室	1980	MAF1・3/4S1
157	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 3・1/2S×9216CMH×63mmAq	3φ400V	3.7	3階パントリー	1	5階ファン室	1980	MAF3・1/2
158	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン No. 2S×2704CMH×45mmAq	3φ400V	1.5	4階パントリー	1	5階ファン室	1980	MAF2
159	排気ファン	新晃工業	シロッコファン No. 2D×5000CMH×33mmAq	3φ400V	1.5	ステージ上部	1	5階ファン室	1980	
195	排煙ファン	谷山鉄工所	軸流ファン 69200CMH×46mmAq	3φ400V	30	レセプション ホール	1	3階ファン室	1980	TAF4V
328	排気ファン	谷山鉄工所	シロッコファン 300CMH×19mmAq	1φ100V		代表団 控室湯沸	1	3階倉庫天井内	1980	MAF1・1/4S6QBX

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
ACP-4-1	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井吊り4方向吹出 冷10.0kW/暖11.2kW	3φ200V	2.5	4階404会議室	1	5階室外機置	2018	RCI-GP112RGHP1
ACP-4-2	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井吊り4方向吹出 冷10.0kW/暖11.2kW	3φ200V	2.5	4階405会議室	1	5階室外機置	2018	RCI-GP112RGHP1
ACP-4-3	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井吊り4方向吹出 冷10.0kW/暖11.2kW	3φ200V	2.5	4階406会議室	1	屋上	2018	RCI-GP112RGHP1
ACP-4-4	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井吊り4方向吹出 冷14.0kW/暖16.0kW	3φ200V	4.0	4階407会議室	1	屋上	2018	RCI-GP160RGHP1
ACP-4-5	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井吊り4方向吹出 冷20.0kW/暖22.4kW	3φ200V	6.8	4階403会議室	1	5階室外機置	2018	RCI-AP224GHG5
ACP-4-6	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井埋込タイプ 冷25.0kW/暖28.0kW	3φ200V	8.2	4階401会議室	1	屋上	2018	RCI-AP280GHG7
ACP-4-7	空冷ヒートポンプエアコン	日立ジョンソンコントロールズ空調	天井埋込タイプ 冷14.0kW/暖16.0kW	3φ200V	4.0	4階402会議室	1	5階室外機置	2018	RCI-GP160RGH1

設備一覧表（機械設備（衛生器具））【国際会議場】

器具名称		控室 便所		控室 1	控室 2	控室 3	控室 4	V I P	湯 沸 室	ロビー 横便所		シャワー 室		通訊控室 便所		パ ン ト リ ー	湯 沸 室	女子 便所	男子 便所	パ ン ト リ ー	湯 沸 室	女子 便所	男子 便所	計	備考
		女	男							女	男	女	男												
和風便器		2	2																				4		
洋風便器		1	1							11	5			1	1			6	3			3	1	33	
壁掛小便器			3								12								6				3	24	
ストール小便器			1							1														2	
洗面器 (カウンター)		2	2							7	6							6	5			2	3	33	
洗面器				2	2	1	2	1		1	1	3	3					1	1					18	
手洗器																				1				1	
掃除流し		1								1	1							1					1	5	
洗面化粧台														1	1									2	
自動水栓		2	2							8	8													20	
シャワー水栓												2	2											4	
ガス湯沸器	633-1001 (GS-160GE-1)															1								1	大阪ガス
冷蔵庫																2								2	ホシザキ
家庭用冷蔵庫																				1				1	
台下冷蔵庫																				1				1	
冷凍庫																1								1	
製氷機	IM-230DM															1				1				2	ホシザキ
2口コンロ																1								1	
3口コンロ																1				1				2	
2槽シンク																1				1				2	

＜別紙― 2 ＞ 参考仕様書

1. 舞台機構吊物設備保守点検業務仕様書
2. 舞台照明設備保守点検業務仕様書
3. 音響設備保守点検業務仕様書
4. 同時通訳設備保守点検業務仕様書
5. スライディングウォール保守点検業務仕様書

各仕様書記載の対象施設・機器の名称、仕様、数量等は参考扱いとする。

舞台機構吊物設備保守点検業務 仕様書

1. 総則

本仕様書は、舞台機構吊物設備保守点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の所在地

神戸国際会議場

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号

3. 委託物件対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

(保守点検予定月)

神戸国際会議場

5月・7月・9月・11月・1月・3月

(6回)

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2-1～3「保守点検内容」に基づき既定回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は、設備の不時の故障等、甲から要請があった場合は、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検業務に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗費品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

(1) 乙は、委託業務の実施にあたる乙の組織図（責任者の所属、氏名、連絡方法）を作成し、甲に提出すること。

(2) 乙は、その都度委託業務に従事する技術員の住所、氏名、生年月日、資格等を記載した名簿を甲に提出すること。

(3) その他甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに点検結果報告書を3部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得ること。

12. 検査

(1) 甲は、委託業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項、または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

神戸国際会議場（メインホール）

設備の種類	電動/手動	台数	
プロセニウムライト	電動ドラム巻取式	1 台	BL,SL併設
三つ折緞帳	電動ワイヤートラクション	1 台	
ボーダーライト (BL)	手動式	3 本	BL1,2,3
サスペンションライト (SL)	手動式	3 本	SL1,2,3
バトン	手動式	8 本	バトン1,2,3,4,5,6,7,8
袖幕	手動式	4 対	袖幕1,2,3,4
天井反射板 (バトン共吊)	電動ワイヤートラクション	2 台	天井反射板1,2
正面反射板	電動ワイヤートラクション	1 台	
側面反射板1 (上手・下手)	電動ドラム巻取式	2 台	
側面反射板2 (上手・下手)	電動ドラム巻取式	2 台	
カスミ幕	手動式	2 本	カスミ幕4,7
引割幕	電動ワイヤートラクション	1 台	
スクリーン枠	電動ワイヤートラクション	1 台	
水平トライト (HL)	電動ワイヤートラクション	1 台	
大黒幕	手動式	1 本	
水平バック (HB)	手動式	1 本	
可動プロセニウム (天井)	電動ドラム巻取式	1 台	
可動壁	手動式	1 対	
オーケストラ迫	電動スクリュース式	1 台	
オーケストラ内蔵迫	電動ラックギヤー式	1 台	
オーケストラ客席ワゴン	電動自走式	3 台	
マイクエレベーター	油圧プリセット式	2 台	

別紙 2

「保守点検内容」

1. 吊物装置

(1) ワイヤロープ

- ・各滑車間、吊パイプ間、ウエート枠間の状態の良否
- ・吊パイプ、ウエート枠、ワイヤ巻取りドラムの状態の良否
- ・ワイヤロープの素線の切断、径の減少、キンク、形崩れ、腐食の有無の点検
- ・ワイヤロープの摩損状態の有無
- ・伸び、吊り下げ状態の良否
- ・ワイヤロープの先端及び終端止め金具の締め付け点検
- ・ワイヤロープのテンション調整
- ・ワイヤロープの径の測定（年 1 回以上）

(2) 各滑車、網車

- ・各滑車の状態の良否(摩耗量の計測年 1 回以上)
- ・各滑車の欠損、亀裂、摩耗の有無、回転状態及び給油状態の点検
- ・取付状態の良否、滑車とワイヤ芯のずれの有無
- ・滑車、網車の回転状態及び給油状態の点検
- ・回転時の異音の有無
- ・ワイヤロープのかかり度の点検調整

(3) 吊パイプ及び幕地

- ・吊荷重は許容内で分布されているかの状態の良否
- ・吊り込まれる重量の確認、落下防止は充分か状態の良否
- ・吊パイプ状態の良否
- ・吊パイプとワイヤの接続状態の良否
- ・パイプのジョイント曲りの有無
- ・各幕布地の損傷の有無
- ・各幕布地のレベル調整

(4) 電動機

- ・運転状態の良否
- ・取付状態の良否
- ・本体の発熱及び異音、異臭の有無
- ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
- ・カップリングの傷及びゆるみの有無

(5) 制動機

- ・取付状態の良否
- ・作動状態、作動量と作動感度の良否
- ・制動体の摩耗状態の良否（ブレーキシューの肉厚計測年 1 回以上）
- ・滑動部の摩耗、給油状態の良否

(6) 減速機

- ・取付状態の良否
- ・油量及び成分の良否（補給含む）
- ・回転作動状態の良否
- ・歯車の摩耗状態の良否
- ・軸受部の発熱状態の良否
- ・ギヤー関係のギャップ及び砲金の損傷の有無
- ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
- ・油漏れ及び各パッキン、オイルシールの劣化度の点検
- ・マシンビームの傷及び、損傷の有無
- ・ギヤーオイルの粘着度の点検
- ・ワイヤロープ巻き取りドラムの溝及び、本体損傷、傷の有無

- (7) 減速装置、チェーン、ホイール、プーリー、歯車
 - ・キーのセット、亀裂の良否
 - ・油量及び成分、状態の良否
 - ・回転作動状態、清掃状態の良否
 - ・歯車、鎖車の摩耗状態の良否
 - ・軸受部の発熱状態の良否
- (8) 網車、巻取りドラム
 - ・取付状態の良否、破損、主索とのすべりの有無
 - ・引き止め金具の状態の良否
 - ・軸受部の発熱状態の良否
 - ・溝部の摩耗状態の良否
- (9) 受電盤、制御盤
 - ・取付状態の良否、加熱などの発生のないこと
 - ・雨水、漏水等の侵入形跡、結露が無いか点検
 - ・供給電圧は規定の数値で始動時、運転時、静止時の差が±10%以上ないか点検
 - ・制御器等の取付状態、リレー、スイッチ作動状態の良否
 - ・制御盤各リレーの接触及び動作の点検
 - ・制御盤内各ヒューズの点検
 - ・端子盤各押釦表示ランプの作動テスト及び接点ギャップの有無
 - ・端子盤のビス等ゆるみの有無
- (10) 操作盤
 - ・スイッチ類の破損、取付状態の良否
 - ・ランプの球切れ、緩み等、取付状態の良否（寿命時間の確認）
 - ・安全関係釦、スイッチの作動の良否
 - ・配線のはずれ、ネジの緩み防止の状態の良否
 - ・内外部清掃、内外塗装のはがれの有無
- (11) 上・下限スイッチ類
 - ・取付状態、作動状態の良否
 - ・停止精度、確認位置等、再調整の必要の有無
 - ・ファイナルスイッチ、突上げ防止スイッチ類の作動状態の良否
- (12) その他
 - ・照明ケーブルの損傷、傷、巻き取りたるみの有無
 - ・全般的な給油及び清掃、調整ボルトナット類の締付作業
 - ・点検日にホール担当者から吊物装置に対して指摘された簡単な作業

2. 迫り上り装置

- (1) 電動機関係
 - ・本体の発熱及び異音、異臭の有無
 - ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
 - ・カップリングの傷及びゆるみの有無
- (2) 油圧関係
 - ・ポンプの傷及び、損傷の有無
 - ・シリンダーの傷及び、損傷の有無
 - ・パッキンのオイル漏れ摩耗点検
 - ・オイルタンクの油量ゲージの点検
 - ・オイルタンクの油の劣化有無点検
 - ・押上アームの損傷点検

- (3) 電気関係
 - ・制御ユニット作動テスト及び、ヒューズ劣化点検
 - ・制御盤の押釦、表示ランプの作動テスト及び接点ギャップの有無点検
 - ・各リミットスイッチ接触及び動作テスト
 - ・上、下床のリミットスイッチによるレベル調整
- (4) 塔内関係
 - ・ガイドレールの傷及び、損傷、摩耗の有無
 - ・本体ガイドシュー摩耗度点検
- (5) その他
 - ・全般的な給油及び清掃、調整ボルトナット類の締付作業
 - ・点検日にホール担当者から吊物装置に対して指摘された簡単な作業

3. 絶縁測定

- (1) 吊物装置及び迫り上り装置の絶縁測定は毎年 1 回以上実施する

神戸国際交流会館

寸法	オーケストラ迫 10390×4290		内蔵迫 5600×4290		客席ワゴン(1) 5596×4290		客席ワゴン(2) 6385×4290		ストローク	マイクエレベーター 1610	
積載荷重	昇降時	150kg/m ²	昇降時	150kg/m ²	昇降時	150kg/m ²	昇降時	150kg/m ²		速度	10M/min
	停止時	500kg/m ²	停止時	500kg/m ²	停止時	500kg/m ²	停止時	500kg/m ²		動力	AC100V 0.2Kw
ストローク	4000		1250		5290		5290			型式	油圧プリセット式
速度	2M/min		2M/min		5M/min		5M/min			数量	2
停止箇所	5箇所		3箇所		2箇所		2箇所				
動力	3φ200V60Hz37Kw		3φ200V60Hz5.5Kw		3φ200V60Hz1.5Kw		3φ200V60Hz1.5Kw				
型式	スクリー式		ラックギヤ-式		自走式		自走式				
数量	1		1		1		2				

設備の種類		電動/手動	巻上		開閉	
1	プロセニウムライト	電動ドラム巻取式 BL,SL併設	3m/min	3.7Kw		
2	三つ折緞帳	電動ワイヤートラクション	30m/min	2.2Kw		
3	オペラカーテン	電動開閉絞り	30m/min	0.75Kw	60m/min	3.7Kw
4	カスミ幕	1 手動昇降式				
5	ボーダーライト	1 手動昇降式				
6	サスペンションライト	1 手動昇降式	巻上		変角	
7	天井反射板	1 電動ワイヤートラクション バトン併設	3m/min	2.2Kw	0.75Kw	
8	バトン	1 手動昇降式				
9	袖幕	2 手動昇降開閉式				
10	バトン	2 手動昇降式				
11	ボーダーライト	2 手動昇降式 カスミ2幕併設				
12	サスペンションライト	2 手動昇降式	巻上		開閉	
13	引割幕	電動ワイヤートラクション	15m/min	1.5Kw	30m/min	1.5Kw
14	スクリーン枠	電動ワイヤートラクション バトン併設	3m/min	1.5Kw	変角	
15	天井反射板	2 電動ワイヤートラクション バトン併設	3m/min	2.2Kw	0.75Kw	
16	ボーダーライト	3 手動昇降式 カスミ3幕併設				
17	サスペンションライト	3 手動昇降式				
18	バトン	3 手動昇降式				
19	袖幕	3 手動昇降開閉式				
20	正面反射版	電動ワイヤートラクション バトン併設	3m/min	2.2Kw		
21	バトン	4 手動昇降式				
22	バトン	5 手動昇降式				
23	カスミ幕	4 手動昇降式				
24	サスペンションライト	4 手動昇降式				
25	ホリゾンライト	電動ワイヤートラクション	15m/min	1.5Kw		
26	袖幕	4 手動昇降開閉式				
27	バトン	6 手動昇降式				
28	バトン	7 手動昇降式				
29	カスミ幕	5 手動昇降式				
30	大黒幕	手動昇降式				
31	ホリゾンバックライト	手動昇降式			走行	
32	側面反射板	1 電動ドラム巻取式 袖幕1併設	5m/min	1 Kw	0. 2Kw	
33	側面反射板	2 電動ドラム巻取式	5m/min	1 Kw	0. 2Kw	
34	可動プロセニウム（天井）	電動ドラム巻取式				
35	定式幕	メッセンジャーワイヤー				

舞 台 照 明 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 仕 様 書

1. 総 則

本仕様書は、舞台照明設備保守点検業務 の委託に関し、 その業務の適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際会議場

神戸市中央区港島中町6丁目9番1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙1-1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

(点検回数は別紙1-2「保守点検回数」による)

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2「保守点検内容」に基づき別表1-2に規定する回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は、別途支払うものとするが、ヒューズパイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、定期点検・臨時点検業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書及び点検写真を必要部数（原則２部）提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象施設に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載の無い事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙 1－1】

対 象 機 器 一 覧 表

機器名		神 戸 国 際 会 議 場		
		メ イ ン ホ ー ル	3 0 1 会 議 室	
調 光 装 置	操作卓	1 基	3 基	
	主幹盤	1 面	1 面	
	端子盤		1 面	
	切換盤	1 面	1 面	
	制御盤	1 面	1 面	
	負荷表示モニター	1 面		
	調光器盤	8 面	3 面	
	クロスバー制御部	1 式	1 式	
照 明 器 具	サスペンションライト	4 列		
	ボーダーライト	3 列		
	ボーダーコンセント			
	シーリングライト	2 列		
	フットライト	1 列		
	プロセミアムボーダーライト	1 列		
	プロセミアムサスペンションライト	1 列		
	フロントサイトスポットライト	2 式		
	ピンスポットライト	2 台		
	ピンスポットライト用整流器	2 台		
	タワーライト	2 式		
	天反ライト	2 列		
	照明用コンセント	1 式	1 式	
	アップーホリゾントライト	1 列		
	ローホリゾントライト	1 列		

【別紙 1－2】

保 守 点 検 回 数

施 設 名	点 検
(1) 神戸国際会議場	メインホール調光設備保守点検
	301会議室調光設備保守点検

【別紙 2】

保 守 点 検 内 容

1. 調光装置

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増締
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) フェーダー動作確認
- (カ) クロスバー動作確認
- (キ) 記憶確認
- (ク) 内部清掃

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定（調光装置～大地間）
 - (イ) 入力電圧測定（各相）
 - (ウ) プリセット出力信号電圧、出力電圧測定
 - (エ) 各操作出力信号電圧測定
- *システム、クロス、グループ、フリー共任意 5 ユニット抜き取り測定

2. 舞台照明器具（ピンスポットライト含む）

- (ア) ケーブル損傷、亀裂、もつれ等の有無
- (イ) 器具吊り下げ及び取付金具確認
- (ウ) 接続端子部等の増締
- (エ) 器具外部清掃
- (オ) 負荷回路絶縁抵抗測定

3. ピンスポット用整流器

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増締
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) 内部清掃

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定（装置～大地間）
- (イ) 入力電圧測定（各相）
- (ウ) 出力信号電圧、出力電圧測定

4 . 照明制御盤 (Free Fit light) ・各分電盤

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増縮
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) 記憶確認
- (カ) 内部清掃
- (キ) コネクタの接合状況
- (ク) 部品ユニットの取付状況・異常・変形・変色
- (ケ) パターンSWの動作的機能
- (コ) 手動切り替えSWの動作的機能

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定 (各装置～大地間)
- (イ) 入力電圧測定 (各相)
- (ウ) 伝送出力信号電圧、出力電圧測定
- (エ) 各操作出力信号電圧測定

(3) システム機能

- (ア) パターンゾーン手動制御の確認
- (イ) 水銀灯の安定器の状態確認
- (ウ) 水銀灯のON、OFF状態の確認

音 響 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 仕 様 書

1. 総 則

本仕様書は、音響設備保守点検業務の委託に関し、その業務の適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際会議場 （メインホール 、 国際会議場 ）
神戸市中央区港島中町6丁目9番1号

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

2回／年 定期点検実施

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2「保守点検内容」に基づき規定回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

- (1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は、別途支払とするが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。
- (2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、定期点検業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則2部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象施設に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載の無い事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙1】 対象機器一覧

機器名	メーカー名	型番	数量
メインホール			
＜ 音響調整卓 ＞			
音響調整卓	YAMAHA	PM5D-RH	1 台
音響調整卓用電源部	YAMAHA	PW800W	2 台
マトリクス卓	YAMAHA	DM1000VCM	1 台
無停電電源装置	APC	SUA1500RMJ2UB	1 台
＜ 電力増幅架 ＞			
スピーカープロセッサ	Meyer	Galileo616	1 台
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME64N	2 台
電源制御ユニット	RAMSA	WU-L67	4 台
		WU-L61	2 台
RMS-IF	Meyer	ilon10	1 台
ネットワークHUB	アライドテレシス	GS908E V2	1 台
グラフィックイコライザー	KLARK-TEKNIK	DN360	2 台
パワーアンプ	AMCRON	DC-300A	8 台
	AMCRON	DC-150A	1 台
	RAMSA	WP-H240	2 台
	YAMAHA	PC3301N	1 台
ミュージックタイマー	Roland	FG-1000	1 台
ミキサー	audio-technica	AT-MX60	1 台
＜ ワイヤレス設備 ＞			
受信機	SHURE	AXT400	4 台
分配器	SHURE	AXT630	1 台
NWスイッチ	SHURE	AXT620	1 台
チャージユニット	SHURE	AXT900	2 台
ハンド型マイク	SHURE	AXT200+SM58	8 台
2ピース型マイク	SHURE	AXT100+DPA	4 台
＜ 付属機器 ＞			
カセットデッキ	TASCAM	202MKV	2 台
MD/CD	TASCAM	MD-CD1BMK II	2 台
オーディオレコーダー	TASCAM	SS-R250N	1 台
音声分配器	Drawmer	DA-6	1 台
電源制御部	TOA	PD-15	1 台
各マイク回線			1 式
ELVマイク設備			1 式
3点吊マイク設備			1 式
スピーカー設備			1 式

機器名	メーカー名	型番	数量
＜ 制御パソコン ＞			
ノートパソコン	lenovo	E560	1 台
タブレットパソコン	Dell	Inspiron13-5368	1 台
スピーカー監視用パソコン	NEC	PC-MK33LBZCD	1 台
アクセスポイント	BUFFALO	WZR-AGL300NH	1 台

機器名	メーカー名	型番	数量
301国際会議室			
＜ 音響調整卓 ＞			
音響調整卓	YAMAHA	M7CL-48	1 台
		MY8-AE96	2 台
音響調整卓用電源	YAMAHA	PW800W	1 台
無停電電源装置	APC	SUA1500RMJ2UB	1 台
＜ 電力増幅架 ＞			
パワーアンプ	APOGEE	CA200	2 台
	YAMAHA	XP3500	1 台
デジタルプロセッサー	EV エレクトロボイス	DX38	1 台
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME64N	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L67	2 台
＜ ソース機器ワゴン ＞			
MD／CD	TASCAM	MD-CD1BMK II	2 台
	SONY	MXD-D2	2 台
CFレコーダー	TASCAM	SS-R250N	1 台
カセットデッキ	TASCAM	202MKV	2 台
音声分配器	Drawmer	DA-6	1 台
＜ 付属機器 ＞			
電源制御部	TOA	PD-150	1 式
各マイク回線			1 式
スピーカー設備			1 式
SP制御パネル			1 式
インターカム設備			1 式
＜ 制御パソコン ＞			
タブレットパソコン	ThinkPad	X200	1 台
	iPadmini	MNY12J/A	1 台
アクセスポイント	BUFFALO	WZR-AGL300NH	1 台
＜ ワイヤレス設備 ＞			
受信機	SHURE	AXT400	3 台
分配器	SHURE	AXT630	1 台
NWスイッチ	SHURE	AXT620	1 台
チャージユニット	SHURE	AXT900	2 台
ハンド型マイク	SHURE	AXT200+SM58	6 台
2ピース型マイク	SHURE	AXT100+DPA	6 台

機器名	メーカー名	型番	数量
3F レセプションルーム			
ラックマントミキサー	TOA	M-864D	1 台
卓上アンプ	Panasonic	WA-HA031	1 台
ワイヤレス送受信機	audio-technica	ATW-R3210	3 台
アンテナ分配器	audio-technica	ATW-DA49a	1 台
ハンド型マイクロホン	audio-technica	ATW-T3202HH/C510HH	3 台
タイピン型マイクロホン	audio-technica	ATW-T3201HH/AT829c	1 台
電源制御機	TASCAM	AV-P250	1 台
入出力コネクタ		特型	1 式
天井スピーカー	YAMAHA	VXC8	4 台
ワイヤレスアンテナ	audio-technica	ATW-A410P	2 台
SP切替器		特型	1 式
接続コネクター		特型	1 式
4F 401号室			
制御コントローラー			1 式
アンテナパターンセクター			1 式
デジタルミキサー	YAMAHA	TF1	1 台
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME64N	1 台
赤外線ワイヤレス	audio-technica	ATIR-D62	1 台
	audio-technica	ATIR-R22	1 台
	audio-technica	ATIR-R33	1 台
オーディオレコーダー	TASCAM	SS-R1	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル		特型	1 式
天井スピーカー			1 式
4F 402号室			
制御コントローラー			1 式
アンテナパターンセクター			1 式
デジタルミキサー	YAMAHA	TF1	1 台
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME64N	1 台
赤外線ワイヤレス	audio-technica	ATIR-D62	1 台
	audio-technica	ATIR-R22	1 台
	audio-technica	ATIR-R33	1 台
オーディオレコーダー	TASCAM	SS-R1	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル		特型	1 式

天井スピーカー			1 式
4F 403号室			
制御コントローラー			1 式
アンテナパターンセクター			1 式
マイクアンプ	YAMAHA	MLA8	1 台
赤外線ワイヤレス	audio－technica	ATIR-D62	1 台
	audio－technica	ATIR-R22	1 台
	audio－technica	ATIR-R33	1 台
オーディオレコーダー	TASCAM	SS-R1	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル		特型	1 式
天井スピーカー			1 式

機器名	メーカー名	型番	数量
5F 501号室			
オートミキサー	SHURE	SCM820	2 台
赤外線ワイヤレス	audio－technica	ATIR-R84	1 台
プロセッサー	bdx	DriveRack220i	1 台
スプリットミキサー	RANE	SM26S	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル		特型	1 式
天井スピーカー			1 式
5F 502号室			
オートミキサー	SHURE	SCM820	2 台
赤外線ワイヤレス	audio－technica	ATIR-R84	1 台
プロセッサー	bdx	DriveRack220i	1 台
スプリットミキサー	RANE	SM26S	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル		特型	1 式
天井スピーカー			1 式
5F 503号室			
オートミキサー	SHURE	SCM820	2 台
赤外線ワイヤレス	audio－technica	ATIR-R84	1 台
プロセッサー	bdx	DriveRack220i	1 台
スプリットミキサー	RANE	SM26S	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台
入出力コンセントパネル			1 式
天井スピーカー			1 式
5F 504号室			
入出力コンセントパネル		特型	1 式
天井スピーカー			1 式
5F 505号室			
オートミキサー	SHURE	SCM820	1 台
赤外線ワイヤレス	audio－technica	ATIR-R84	1 台
	audio－technica	ATIR-D63	2 台
プロセッサー	bdx	DriveRack220i	1 台
スプリットミキサー	RANE	SM26S	1 台
パワーアンプ	YAMAHA	XH200	1 台
電源制御部	RAMSA	WU-L61	1 台

機器名	メーカー名	型番	数量
天井スピーカー			1 式

【別紙２】 保守点検内容

点 検 機 器	点 検 内 容	回 数
1 音響調整卓	周波数特性、S／N比、歪率特性測定、清掃	2回 ※1
2 テープレコーダー	ヘッド部、他 清掃、外観機能点検	2回
3 プレーヤー	外観機能点検、各部の清掃	2回
4 電力部	周波数特性、S／N比、歪率特性測定、清掃	2回 ※1
5 グラフィックイコライザー	周波数特性、S／N比、歪率特性測定、清掃	2回 ※1
6 ワイヤレス設備	各動作テスト、外観機能点検、各部の清掃	2回
7 カセットデッキ	ヘッド部、他 清掃、外観機能点検	2回
8 可搬型 アンプ	外観機能点検、各部の清掃	2回

※1 機器のデータ測定は、年1回（総合点検時）

同時通訳設備保守点検業務委託仕様書

1. 総 則

本仕様書は、同時通訳設備保守点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際会議場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 - 1

3. 委託業務対象機器

現状の設備は別紙 1 及び別紙 2 である。

甲は、同時通訳設備が更新された場合、機器の定期点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日 まで

1 回／年

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

現状の同時通訳設備が更新された場合、設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、定期点検を実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は現状の設備（別紙 1・別紙 2「対象機器一覧」）の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに可能なものは点検を実施すること。

6. 保守部品

取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途精算を行うが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

任意の様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書及び点検写真を必要部数（原則２部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙１】対象機器一覧

神戸国際会議場・メインホール同時通訳設備

名 称	型 式	数 量
調整卓	J T P－８０６Ｂ	１
ＡＭ誘導送信機（ｃｈ１～６）	N S B－１Ａ～１Ｆ	１
誘導アンテナ		１
アンテナ整合器	M I X－６０５Ａ	１
誘導送信機架	J T R－７３	１
テープレコーダー架	J T R－７４	１
ＡＭ誘導受信機	N R B－１１０	８５０
イヤホン	E P D－３３	９４９
テープレコーダー	D R－M 3 5 H X	８
通訳者操作器	N C E－１８３８	６
端子盤		１０
インターホン	T B－１２Ｆ、－１ＦＳ	９
卓上有線受話器	N C J－９３Ｃ	１０
机取付有線受話器	N C J－５Ｇ	３９
ケーブル類		１式

神戸国際会議場・可搬型３カ国同時通訳設備

名 称	型 式	数 量
調整卓・送信機ワゴン	J T M－１０５	１
アンテナ整合器	M I X－６０５Ａ	１
録音装置ワゴン	J T M－１０６	１
テープレコーダー	D R－M 3 5 H X	４
通訳者操作器	N C E－１８３８Ａ	２
ケーブル類		１式

【別紙２】対象機器一覧

神戸国際会議場・国際会議室（中会議室含む）同時通訳設備

名 称	型 式	数 量
調整卓	J T P - 8 0 6 B	1
F M 誘導送信機 9 c h	N S B - 1 0 P J	1
F M 誘導受信機	N R B - 2 1 0	4 0 0
イヤホン	E P D - 3 3	4 0 0
誘導無線ブースター	N A H - 2 4 0	1
誘導アンテナ		1
誘導送信機架	J T R - 7 3 A	1
テープレコーダー架	J T R - 7 4 A	1
テープレコーダー	D R - M 3 5 H X	8
通訳者操作器	N C E - 1 8 3 8	6
マイクロホン制御器		3
議長用マイクロホン		8
会議者用マイクロホン		9 0
マイクロホン選択盤		3
発言要求表示盤		3
端子盤		2 1
インターホン	T B - 1 2 F、- 1 F S	9
卓上有線受話器	N C J - 9 3 C	1 0
机取付有線受話器	N C J - 5 G	7 1
ケーブル類		1 式

【別紙３】点検項目一覧

1. 調整卓	・ 外観点検 ・ 動作確認	
2. 誘導無線送信機	・ 外観点検 ・ 動作確認 ・ 変調度調整	・ 出力調整 ・ 周波数測定 ・ アンテナ調整
3. 誘導送信機架	・ 外観点検 ・ 動作確認	
4. テープレコーダー架	・ 外観点検 ・ 動作確認	
5. 通訳者操作器	・ 外観点検 ・ 動作確認	
6. マイクロホン台	・ 外観点検 ・ 動作確認	
7. 議席スピーカー	・ 外観点検 ・ 動作確認	
8. リモート操作器	・ 外観点検 ・ 操作確認	
9. 発言要求表示盤	・ 外観点検 ・ 動作確認	
10. ケーブル類	・ 員数確認 ・ 外観点検 ・ 動作確認	
11. 端子盤	・ 外観点検 ・ 動作確認 ・ 内部点検	
12. 誘導受信機	・ 員数確認 ・ 外観点検 ・ 受信周波数調整	
13. 有線受話器	・ 動作確認 ・ 受信周波数調整 ・ 員数確認	・ 外観点検 ・ 動作確認
14. その他機器	・ 外観点検 ・ 動作確認	

スライディングウォール保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、スライディングウォール保守点検業務の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際会議場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 番 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に可動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検整備

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。

年 1 回

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を3部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙 1

対象機器

(3) 神戸国際会議場

機 器 名	場 所	数 量
スライディングウォール（手動）	レセプションホール	1 台
スライディングウォール（電動）	国際会議室	1 台

別紙 2

保守点検項目

スライディングウォール

(1) 作動点検

1. スライディングウォールを動かし、その動作がスムーズに動くかを調べる。
ライナー取替分のスライディングウォールについては、取替後動作の状態を調べること。
2. 取付各部の点検、調整
本体部と補強下地分との取付部の点検を行い、ボルトナット又はビスが緩んでいる個所又は、その可能性のある個所を工具を使用して固く締め付ける。又スライディングウォールの乗るレール自体も同様に点検すること
3. 製品本体部の点検、調整
製品本体部の総合的点検を行い。給油の必要な個所には、給油を行い。部品部材で摩耗の著しい個所又は、破損している個所については協議の上、速やかに取り替え処置をすること
4. 設置及び走行点検、調整
上記の点検及び調整を行った後に設置及び収納の為の調整を行い、走行状態の点検、調整を行う。又、点検、調整の為に生じた表面の汚れを拭き取り、点検・調整を行う前の状態に戻すこと。

(2) 外観点検

1. スライディングウォールの外観状態の変形・異常の点検。
2. スライディングウォールの乗っているレールの曲がり、異常の点検。

(3) 機能点検

1. スライディングウォールを動かし、スムーズに動くか点検する。
2. スライディングウォール内のハンドルバーが正常に作動するか点検する。
3. ハンドルを動かし、仕切がスムーズに出るか点検し、出た後に正常の状態での位置であるか点検する。
4. スライディングウォールの収納が、スムーズに出来るか点検する。
5. スライディングウォール接続部がしっかりと密着しているか点検する。
6. ライナー取り替え分のスライディングウォールについては、取り替え後上記の作動を確認調整のこと。

その他、総合点検

上記の、調整・点検後全ての動作、収納後の状態に問題がないか、点検する。

- * 点検・調整で生じた残材は原則として、乙が不法投棄することなく処分すること。

法定資格者名称	根拠法令等	備 考
【指定管理者にて選任するもの】 必要な経費についても指定管理者が負担する		
1. 防火管理者	消防法	甲種防火対象物
【3者で選任するもの】 必要な経費については管理費で負担する		
1. 電気主任技術者	電気事業法	第3種以上
2. 建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
3. 冷凍保安責任者	高圧ガス保安法	第2種以上
4. 防災センター要員	神戸市火災予防条例	第2種以上

上記以外で必要となる法定資格者についても、指定管理者において選任すること。

【消耗品一覧表】

＜別紙－４＞

- ・ 各種燃料及び潤滑油、蓄電池用精製水
- ・ 管球類、ヒューズ
- ・ 空調・換気用フィルター類
- ・ Vベルト、パッキン類、温度計、圧力計
- ・ 各種薬品類（水処理薬品、残留塩素用試薬、ボイラ用薬剤、殺虫剤等）
- ・ ウェス、潤滑油、グリス、スムーサー、刷毛、接着剤
- ・ 記録紙、点検用紙、コピー用紙、記録用メディア、プリンター用インク・トナー、乾電池等
- ・ 防塵マスク、防塵眼鏡、軍手等
- ・ 配管材、継手、各種ねじ類、フランジパッキン、シール材、ホースバンド、ビニルテープ、接着剤等
- ・ 箒、塵取、バケツ、ホース、雑巾、ラバーカップ、ゴミ袋等
- ・ その他

※ 消耗品について疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

点 検 項 目	点検周期	備 考
【指定管理者が負担するもの】		
(法定点検)		
エスカレーター設備点検	1 回/月	日立ビルシステムと「フルメンテナンス契約」を締結すること。
(定期点検)		
空調機類点検	※ 1	
空調機用フィルター交換及び清掃	※ 1	必要に応じてフィルターを交換すること。
舞台機構吊物設備保守点検業務	別紙- 2 参照	
舞台照明設備保守点検業務	別紙- 2 参照	
音響設備保守点検業務	別紙- 2 参照	
同時通訳設備保守点検業務	別紙- 2 参照	
スライディングウォール保守点検業務	別紙- 2 参照	
【共用部管理費より支出するもの】		
(法定点検)		
消防設備点検	1 回/ 6 ヶ月	外観機能点検・総合点検
防火対象物定期点検報告	法令による	
消防設備耐圧試験	1 回/ 3 年	令和 3 年度に実施
空気環境測定(2 0 ポイント)	1 回/ 2 ヶ月	
飲料水水質検査	法令による	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 4 条による
受変電設備点検	※1	専用部分は修理等実施
自家発電設備点検	※1	
エレベーター設備点検	1 回/月	日立ビルシステムと「フルメンテナンス契約」を締結すること
飲料水槽清掃	1 回/年	受水槽、高架水槽
汚水槽清掃	1 回/ 6 ヶ月	汚水槽× 2、雑排水槽× 2
煤煙濃度測定	法令による	
公共建築物の定期点検（建築基準法第 1 2 条関連）	法令による	
(定期点検)		
ガス吸収式冷温水発生機点検	※1	・伝熱管のブラッシング洗浄(1回/2年)を行うこと。 ・吸収液分析及びインヒビター-の補充を行うこと。 ・点検回数は、冷房IN/ON/OFF、暖房INの 4 回/年とする。
自動ドア設備点検	1 回/ 6 ヶ月	

※ 1 点検周期については、特記がある場合を除き、建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）による。

神戸国際会議場 清掃業務仕様書

神戸国際会議場の清掃業務について、〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、本仕様書に基づいて行なうこととする。

1. 物件の名称及び範囲等

- (1) 名称 神戸国際会議場（神戸市専有部分及び神戸市借上部分）
所在地 神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 番 1
- (2) 範囲 神戸国際交流会館の地下 1 階～地上 5 階

2. 作業期間

- (1) 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし休館日を除く。
- (2) 休館日は、原則として年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）とする。
休業日は原則として会館の点検日とするが、その都度甲乙協議において決定する。

3. 作業時間帯

- (1) 原則として、午前 9 時～午後 5 時までとするが会議室の利用状況に応じ対応すること。
（9 時から利用がある場合、8 時 50 分には鍵出しができるようにすること）

4. 作業内容

- (1) 日常清掃 別紙 1 のとおり
- (2) その他、甲乙で協議する事項

5. 作業員等

- (1) 責任者の設置
作業員のうち 1 名は清掃作業全般に精通し監督業務を行う責任者をおくこと。
- (2) 作業員
 - ① 作業員は心身ともに健全で身元保証できるものであること。
 - ② 作業員は作業の実施にあたり会議場使用者に支障のないよう留意すること。
 - ③ 作業員は、乙所定の制服を着用すること。
 - ④ 作業員が場内秩序を乱すような行為をした場合、必要に応じて、甲は乙に対してその作業員の変更及び善処を命じることができる。

6. 業務必要物品等

- (1) 業務に必要な物品は一切乙の負担とし使用前に甲の検査を受けその承認をうるものとする。
- (2) 石鹼、トイレットペーパー、ゴミ袋等の衛生用品は、乙の負担により乙が調達する。

7. 作業の確認点検

- (1) 作業は随時甲の点検を受け不適當または瑕疵の指摘を受けたときは直ちにその指示に従い手直しすること。

8. 報告書の提出

- (1) 毎日、作業報告書等を提出すること。

9. 作業中の事故対策及び損害賠償

- (1) 非常の場合は甲及びビル管理者(株)こうべ未来都市機構)の指揮下に入りその指示に従うこと。
- (2) 作業中の火災盗難等事故防止について充分注意を払い、施設及び第三者に損害を与えた場合、甲の命ずるところに従って乙が補償または賠償し、作業員の行った不法行為及びその他の事故についても同様とする。

10. その他

- (1) 作業実施にあたりこの仕様書に特に明示していない事項であっても、甲が指示する事項については簡易な作業（特殊作業以外）は履行するものとする。

日 常 清 掃

地下1階

- (1) リハーサル室
拭き掃除、ゴミの回収、鏡拭き（1回／日）
- (2) トイレ
掃き掃除、ゴミの回収、鏡拭き、洗面器・便器清掃、汚物処理、ペーパー・石鹸補給（1回／日）
拭き掃除（随時）
- (3) ロビーホール
絨毯清掃、ゴミの回収（1回／日）応接椅子拭きはたき（随時）
- (4) 楽屋（1回／週）
掃き掃除、ゴミの回収、鏡拭き、洗面器便器洗い、拭き掃除
- (5) 廊下・階段
拭き掃除、ゴミの回収、手すり拭き（1回／日）、モップ拭き（1回／週）
- (6) ステージ：拭き掃除（1回／日）、ゴミ回収
- (7) 連絡通路・楽屋受付：拭き掃除、ゴミの回収（1回／日）
- (8) エレベーターホール：ガラス扉拭き（1回／日）
- (9) メインホール（舞台下手そで・ミキサー室・照明室）：掃き拭き掃除、ゴミの回収（土日祝除く）
- (10) 湯沸室：流し台、茶かす処理

地上1階

- (1) ホワイエ・ロビー：拭き掃除、ゴミの回収（自動販売機含む）（1回／日）
拭き掃除、机の上拭き、ガラス扉拭き、客席シート清掃、手すり拭き
- (2) 入口扉：ガラス扉拭き（1回／日）、掃き掃除、ゴミの回収
- (3) 客席・バルコニー：絨毯清掃、ゴミの回収、客席シート清掃（1回／日）

地上2階

- (1) 音響調整室・映写室・調光室・投光室
ゴミの回収・掃き掃除（1回／日、土・日・祝除く）
- (2) 同通予備ブース
拭き掃除、ゴミの回収（1回／週）、机の上拭き、窓前板拭き、ガラス窓拭き
- (3) 事務室・電話交換室・応接室：拭き掃除、ゴミの回収、窓前板拭き、ガラス窓拭き（1回／日）
- (4) 湯沸室：掃き拭き掃除、流し台清掃、茶かす処理（1回／日）
- (5) エスカレーター：掃き掃除、手すり拭き（1回／週）
- (6) 通訳控室：拭き掃除、ゴミの回収、机の上拭き（1回／週）窓前板拭き
- (7) 管理事務所：絨毯清掃、ゴミの回収（1回／日、土・日・祝除く）

地上3階

- (1) 国際会議室・控室（6箇所）・エントランスホール・廊下
絨毯清掃、ゴミの回収（自動販売機含む）、机の上拭き、窓前板拭き
- (2) 国際会議室（ミキサー室）
掃き拭き掃除、ゴミの回収（土・日・祝除く）
- (3) レセプションホール・ラウンジ：絨毯清掃、ゴミの回収、窓前板拭き（1回／日）
- (4) パントリー：掃き掃除、拭き掃除、流し台清掃、ゴミの回収

- (5) トイレ：掃き掃除、ゴミの回収、鏡拭き、洗面器・便器清掃、汚物処理、ペーパー・石鹼補給（1回／日）拭き掃除（随時）
- (6) 湯沸室：掃き拭き掃除、流し台清掃、茶かす処理（1回／日）
- (7) エントランスホール：掃き掃除、ガラス扉拭き（1回／日）

地上4階

- (1) 会議室・ラウンジ・廊下：
絨毯清掃、ゴミの回収（自動販売機含む）机の上拭き、窓前板拭き（1回／日）
- (2) 同時通訳ブース・予備ブース・調整室：拭き掃除、ゴミの回収（1回／週）
- (3) 通訳控室
拭き掃除、ゴミの回収、机の上拭き（1回／週）
- (4) 映写室：掃き掃除、ゴミの回収（1回／週）
- (5) 傍聴席：絨毯清掃、ゴミの回収、傍聴席シート清掃（1回／日）
- (6) ミキサー室：掃き拭き掃除、ゴミの回収（土・日・祝除く）
- (7) トイレ：（1回／日）
掃き掃除、ゴミの回収、鏡拭き、洗面器・便器清掃、汚物処理、ペーパー・石鹼補充（1回／日）
拭き掃除（随時）
- (8) 湯沸室：掃き拭き掃除、流し台清掃、茶かす処理（1回／日）

地上5階

- (1) 会議室・ラウンジ・廊下：
絨毯清掃、ゴミの回収（自動販売機含む）、机の上拭き、窓前板拭き（1回／日）
- (2) トイレ：
掃き掃除、ゴミの回収、鏡磨き、洗面器・便器清掃、汚物処理、ペーパー・石鹼補充（1回／日）
拭き掃除（随時）
- (3) 湯沸室：掃き拭き掃除、流し台清掃、茶かす処理（1回／日）

管理業務

- (1) 会議室の使用前後の整頓整理（簡単な清掃等を含む）
- (2) 会議場の消耗品、備品の管理（在庫、衛生）
- (3) その他施設の指示する作業

重点清掃

館内1～5階まで重点清掃フロア、重点清掃箇所等指示する清掃作業

神戸国際展示場 施設及び設備の維持管理に関する仕様書

I 章 総 則

1. 概要

本仕様書は、神戸国際展示場の敷地・建築物・その他構造物（以下「施設」という。）及び電気・機械設備（以下「設備」という。）の点検・保守業務及び修繕業務、設備の運転・監視業務等を円滑に実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象施設・設備概要

＜別紙－1＞及び＜別紙－2＞に記載のとおり。

3. 法令の遵守等

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

4. 施設管理業務責任者の選任

本業務の実施あたり、施設管理業務責任者を選任すること。施設管理業務責任者とは、本業務のすべてを統括的に把握し執行する者で、本業務における指定管理者の責任者をいう。

5. 法定資格者の選任

本業務を実施するに当たり、＜別紙－3－1、3－2＞に記載する法定資格者を選任すること。なお、資格者は重複して選任しても差し支えない。

6. 消耗品等

本業務に必要な工具類、＜別紙－4＞に記載する消耗品等は指定管理者が負担すること。

7. 損害補償

管理上の瑕疵に伴う設備の故障等により事業停止等となった場合、指定管理者の損害について、神戸市はこれを補償しない。

8. 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了の日までに「次期指定管理者」に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。

なお、「次期指定管理者」とは本指定期間後の指定管理者で本期間の指定管理者を言い、指定管理者と同一の場合はこの限りで無い。

9. 施設・設備管理台帳の整備

指定管理者は、施設・設備管理台帳（機器仕様・保守・点検・修繕・緊急対応の履歴の記録、図面など）を電子データにより作成し、常に最新の状態に整理を行うこと。

保守・点検、修繕及び緊急対応等を行った場合、指定管理者は完了後直ちにその内容、完了日、施工業者等を設備管理台帳に記載すること。

作成及び整理した施設・設備の維持管理に関する資料（管理台帳・図面等）は神戸市に帰属する。

10. その他

本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行うこと。

II 章 保全業務

1. 施設管理業務全体計画書

下記項目を記載した施設管理業務全体計画書を作成し、業務開始前までに神戸市の承諾を得ること。なお、内容に変更が生じた場合には、その都度訂正し神戸市に届け出ること。

- (1) 業務体制表（施設管理業務責任者を明記すること）
- (2) 法定資格者選任一覧
- (3) 年間工程表（当該年度の月ごと及び業務内容ごとの工程表）
- (4) 月次・年次報告内容

2. 各種届出書等

下記項目について、その写しを神戸市に提出すること。

- (1) 本業務に関係する各種法令に基づき作成した書類など
- (2) 法定資格者として選任したものが資格を有することを証明する書類

3. 業務内容

「I 章 2. 対象施設・設備概要」（＜別紙—1＞及び＜別紙—2＞）の点検・保守及び修繕等の保全業務を行い、常に良好な状態、性能及び美観を維持するよう努めること。業務仕様は指定管理者が決定しこれを行うが、下記に指定する項目は必ず実施すること。

- (1) 運転・監視及び日常点検・保守業務

- ① 「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（一般財団法人 建築保全センター発行）に基づき実施すること。なお、これに依らない場合、神戸市に承認を得ること。
- ② 設備の運転状況や光熱水使用量等については定期的（月 1 回）に記録を取り神戸市に報告すること。（「II 章 4. 報告」の報告書に含む）
- ③ 各機器の運転に際しては、省エネルギーに留意して行うこと。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に規定されるエネルギー使用状況届出書の届出対象施設については、神戸市と協議のうえ届出するものとする。

- ④ 神戸市が提供する「市有施設の安全点検マニュアル」に基づき、年 2 回以上の日常点検を行い、記録を保管すること。

(2) 定期点検等及び保守業務

- ① <別紙—1>のうち、<別紙—5—1、—2>の項目に該当する法令点検、定期点検は、特記なき場合は「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（一般財団法人 建築保全センター 発行）に基づき実施すること。なお、これに依らない場合、業務実施前に神戸市に承諾を得ること。
- ② <別紙—2>の項目に該当する機器の定期点検等及び保守業務は、<別紙—2>記載の仕様書を参考に実施すること。なお、これに依らない場合、事前に神戸市に承諾を得ること。
- ③ その他、法令等の規定により義務付けられている必要な点検等については、法令等を遵守し実施すること。

(3) 修繕及び改修工事等

- ① 上記(1)～(2)の結果、修繕または改修工事等が必要であると判明した場合は、「Ⅲ章修繕及び改修工事等」に基づきこれを処理すること。
- ② 協定書及び仕様書に基づき別途協議が必要なものについては、神戸市が指定する期日までに、改修を要する箇所・内容・当該箇所の写真及び費用等を記載した工事計画書（指定様式）を作成し、甲に提出すること。
- ③ 費用については、公開単価の採用、複数見積の取得等、その妥当性が判断できるものを添付すること。

4. 報告

「3. 業務内容」に示す保全業務に関する報告書を、承諾を受けた「施設管理業務全体計画書」に基づき、神戸市に提出すること。（年度末の年次報告書を含む）。

5. 検査

- (1) 神戸市は、「4. 報告」に示す報告書や神戸市が別途指定する検査表による検査を行う。
- (2) 神戸市は(1)以外に必要に応じて保全業務の執行状況について検査等（実地調査（モニタリング）を含む）を行う。
- (3) 指定管理者は(1)及び(2)により、神戸市が業務改善又は修繕等を指示した場合、これに従うこと。

Ⅲ章 修繕及び改修工事等

〔１〕 神戸市が所有する施設及び設備の修繕等について

１．修繕

修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることとし、下記の取扱い区分に従い、業者の選定、修繕費の支払い等を含め全て指定管理者が行うこと。なお、神戸市が修繕のやり直しを指示した場合、これに従うこと。

① 修繕の取扱い

(a) 神戸市が定める修繕予算額の範囲内の場合

ア． 一件あたり 100 万円 以下の修繕の場合	指定管理者の裁量において実施する。
イ． 一件あたり 100 万円 を超える修繕の場合	指定管理者は、修繕の内容について事前に神戸市と協議し、協議の結果、修繕を実施する場合は、指定管理者の裁量において実施する。

(b) 神戸市が定める修繕予算額の範囲外の場合

一件あたりの金額に関係なく、指定管理者は、修繕の内容・費用について事前に神戸市と協議を行う。協議の結果、修繕を実施する場合は、指定管理者の裁量において行うものとする。

② 修繕の報告

修繕を実施した場合は、「Ⅱ章４．報告」に基づき、神戸市に報告書（図面・写真等を含む）を提出すること。また、神戸市が修繕のやり直しを指示した場合、これに従うこと。

③ 修繕した機材等の帰属

修繕した機材等の所有権は神戸市に帰属する。ただし、神戸国際展示場３号館の修繕による機材等の所有権については、３号館の所有者である一般財団法人神戸観光局（以下、神戸観光局という。）に帰属する。

２．改修工事等

【a. 定義】

改修工事等とは、資本的支出に該当する工事を言い、大規模改装、新築・増築・改築、改造・改装とし、それぞれの区分は以下のとおりとする。

ア． 大規模改装	施設の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建
----------	----------------------------

	築基準法第2条第5号)) の一種以上の過半に係る修繕、模様替えを言う
イ. 新築・増築・改築	施設の延床面積の増（減）に係る行為を言う
ウ. 改造・改装（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）	改造・改装（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）とは、指定管理者が自主的に実施する上記ア、イ以外の建築等行為を言う

【b. 神戸国際展示場 1・2号館に関する取扱い】

●改修工事等（ア. 大規模改装 イ. 新築・増築・改築）の場合

- (1) ア. 大規模改装、イ. 新築・増築・改築に係る費用は、全て神戸市が負担する。
- (2) ア. 大規模改装、イ. 新築・増築・改築は、全て神戸市が行う。
- (3) ア. 大規模改装、イ. 新築・増築・改築を行う必要が発生した場合には、指定管理者は神戸市に対して、「Ⅱ章 3. (3)－①工事計画書（以下、工事計画書という。）」にて工事の依頼を行うことが出来る。神戸市は工事の依頼があった場合、工事の必要性、工事計画書の妥当性等を検討し、予算措置がされた場合のみ工事を行う。なお神戸市の決定に対し異議は認めないものとする。
- (4) 神戸市が決定した工事の工期、日程、工法等について、異議は認めないものとする。工事にあたって指定管理者はこれに協力すること。

●改修工事等（ウ. 改造・改装）（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）の場合

- (1) ウ. 改造・改装は、事前に神戸市と書面による協議を行い、神戸市が承認した後施工すること。
- (2) ウ. 改造・改装に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- (3) ウ. 改造・改装は、全て指定管理者が行う。
- (4) ウ. 改造・改装完了後、直ちに神戸市に報告書（写真含む）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。
- (5) ウ. 改造・改装した機材等の所有権は神戸市に帰属する。

【c. 神戸国際展示場 3号館に関する取扱い】

●改修工事等（ア．大規模改装 イ．新築・増築・改築）の場合

- (1) ア．大規模改装、イ．新築・増築・改築に係る費用は、原則として神戸観光局が支払う。ただし、神戸市がア．大規模改装、イ．新築・増築・改築を行う場合は、神戸市が負担する。
- (2) ア．大規模改装、イ．新築・増築・改築は、原則として神戸観光局が行う。ただし、書面による協会の承認を得た場合は、神戸市が行うことができる。
- (3) ア．大規模改装、イ．新築・増築・改築を行う必要が発生した場合には、指定管理者は神戸市に対して、工事計画書にて工事の依頼を行うことが出来る。神戸市は、工事の依頼があった場合、工事の必要性、工事計画書の妥当性等を検討し、その必要性・妥当性等が認められる際には、神戸観光局に対して工事の依頼を行うものとする。なお、予算措置がされた場合には、神戸市による工事の依頼を行うことができるものとする。なお神戸市の決定に対し異議は認めないものとする。
- (4) 神戸市と神戸観光局が協議のうえ決定した工事の工期、日程、工法等について、異議は認めないものとする。工事にあたって指定管理者はこれに協力すること。

●改修工事等（ウ．改造・改装）（新たな施設の魅力向上のための投資を含む）の場合

- (1) ウ．改造・改装は、事前に神戸市及び神戸観光局と書面による協議を行い、両者が承認した後施工すること。
- (2) ウ．改造・改装に係る費用は、全て指定管理者が負担する。
- (3) ウ．改造・改装は、全て指定管理者が行う。
- (4) ウ．改造・改装完了後、直ちに神戸市及び神戸観光局に報告書（写真含む）を提出すること。施工のやり直しについては、神戸市と神戸観光局が協議のうえ、指示するものとし、指示した場合、指定管理者はこれに従うこと。
- (5) ウ．改造・改装した機材等の所有権は神戸観光局に帰属する。

[2] 指定管理者が投資して設置した施設及び設備等について

(1) 修繕

- ① 修繕に係る費用は、全て指定管理者が支払う。
- ② 修繕は、全て指定管理者が行う。

(2) 修繕以外（新築・増築・改築・改修工事・大規模改装・改造・改装）（以下「新

築等という。」

- ① 新築等に係る費用は、全て指定管理者が支払う。
- ② 新築等は、全て指定管理者が行う。
- ③ 新築等を行う場合、事前に神戸市と協議を行い、神戸市が承認した後施工すること。
- ④ 新築等の完了後、直ちに神戸市に報告書（図面、施工前後の写真等）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。
- ⑤ 指定管理者が、その指定の期間が終了した場合、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合、速やかに原状に回復すること。原状に回復した後、直ちに神戸市に報告書（施工前後の写真等）を提出すること。神戸市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うこと。ただし、当該施設及び設備等について、神戸市に帰属することとしたうえで、原状回復を要しないことを別途定めた場合はこの限りではない。

〔３〕 緊急対応

- (1) 点検等により、施設及び設備等の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、簡易な方法により応急措置を実施し、速やかに神戸市に報告すること。
- (2) 災害時、事故時又は機器故障等の緊急対応は、指定管理者が行う。緊急対応後、修繕範囲外と予測される場合、神戸市と協議の上その後の処置を決定する。なお、指定管理者は、災害時、事故時又は施設の休業に及ぶなどの重大な機器故障等の発生時は、神戸市に速やかに状況報告を行い、後日詳細な発生状況や対応結果などを記載した報告書を提出すること。
- (3) 照明器具用安定器、トランス及びコンデンサ等の電気機器において、ポリ塩化ビフェニル (PCB) の使用が判明した場合は、神戸市に速やかに報告すること。

< 別紙 — 1 >

1. 国際展示場機器一覧表（防災設備）
2. 国際展示場機器一覧表（電気設備、建築関係他）
3. 国際展示場機器一覧表（機械設備）

各表記載の対象施設・機器の名称、仕様、数量等は参考扱いとする。

機器一覧表（防災設備）

建物用途	4 項 防火対象物				

（１）国際展示場 1号館

設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
消火器	消火器	粉末 1 〇 型	40	個	2017・2019・2020・2022・2024更新
	消火器	粉末 5 〇 型	4	個	2024更新
屋内消火栓設備	加圧送水装置		1	組	
	操作盤		12	面	
	消火栓		12	組	
	ホース	ホ-λ15m	15	本	2024年製
			6	本	2023年製
			3	本	2017年製
	起動スイッチ		12	個	
	表示灯		12	灯	
	音響装置		12	組	
	水源	61.6m ³	1	組	スプリンクラー設備と共通
	呼水装置	100 L	1	組	
スプリンクラー設備	加圧送水装置		1	組	
	起動装置		1	組	
	ヘッド		1228	個	
	操作盤		1	面	
	流水検知装置		7	組	
	表示盤		1	面	
	呼水装置	100L	1	台	
	送水口		1	箇所	
	圧カスイッチ	0.4MPa	1	台	起動用
	水源	61.6m ³	1	組	屋内消火栓設備と共通
	コンプレッサ、制御盤、感知器、現場操作盤、電磁弁等		1	組	
誘導灯	誘導灯	大型 A級	13	灯	2012更新
	誘導灯	中型 B級	38	灯	2012更新
	誘導灯	小型 C級	6	灯	2012更新
排煙設備	制御盤		2	面	□自火報受信機一体 ■別置
	排煙口		20	個	
	排煙装置		20	基	
	排煙装置起動盤		2	面	
連結送水管設備	配管耐圧試験		2	組	2024年耐圧試験実施
	送水口		2	組	
	放水口		1	組	
非常用発電機設備	ガスタービン発電機	225 k VA	1	台	
	燃料タンク	灯油 490L	1	台	
	直流電源装置	鉛蓄電池150Ah 20℃ ₂₅	1	式	

機器一覧表（防災設備）

（２）国際展示場 ２号館

設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
消火器	消火器	粉末１０型	74	個	2017・2020・2022・2024更新
屋内消火栓設備	加圧送水装置		1	組	
	操作盤		26	面	
	消火栓		26	組	
	ホース	ホ-ス15m×26組	47	本	2024年製
			5	本	2023年製
	起動スイッチ		26	個	
	表示灯		26	灯	
	音響装置		26	組	
屋内消火栓設備	水源	61.6m ³	1	組	スプリンクラー設備と共通
	呼水装置	100 L	1	組	
スプリンクラー設備	加圧送水装置		1	組	
	起動装置		1	組	
	ヘッド		1100	個	
	操作盤		1	面	
	流水検知装置		9	組	
	表示盤		1	面	
	呼水装置	100L	1	台	
	送水口		1	箇所	
	圧カスイッチ	0.5MPa	1	台	起動用
	水源	61.6m ³	1	組	屋内消火栓設備と共通
	コンプレッサ、制御盤、感知器、現場操作盤、電磁弁等		1	組	
避難器具	はしご		1	式	
泡消火設備	泡タンク泡薬剤貯蔵容器	400L	1	基	
	泡タンク泡薬剤混合装置		1	基	
	加圧送水装置		1	基	
	制御盤		1	面	
	流水検知装置		3	組	
	圧カスイッチ	0.01MPa	1	台	起動用
	圧カタンク	1.3MPa	1	台	
	減圧開型一斉開放弁		1	個	
	起動装置		1	台	
	泡ヘッド		750	個	
	感知ヘッド		430	個	
	自動・手動開閉弁		88	個	
	貯水槽		1	基	
ハロゲン化物消火設備	呼水槽	100L	1	台	
	消火剤貯蔵容器		11	基	
	容器弁開放器	電磁式	1	個	
	起動装置		7	個	
	起動用操作盤		1	面	
	音響装置		1	組	
	音声盤		1	面	
	表示盤		1	面	
	電源装置		1	個	
	圧カスイッチ		1	個	
	不還弁(安全弁)		—	個	
	ダンパー		—	個	
	放出表示灯函		—	個	
屋外消火栓設備	選択弁		7	個	
	ヘッド		17	個	
	ホースリール		—	個	
	作動試験		1	式	
	加圧送水装置		1	組	
	操作盤		6	面	
	消火栓		6	組	
	ホース	ホ-ス20m×6	1	組	2024年製
	起動スイッチ		6	個	
	表示灯		6	灯	
屋外消火栓設備	音響装置		6	組	
	水源	61.6m ³	1	組	スプリンクラー設備と共通
	呼水装置	100 L	1	組	
	受信機	P型1級受信機135／140窓	1	面	2020年製

機器一覧表（防災設備）

（２）国際展示場 ２号館

設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
自動火災報知設備	副受信機		1	面	1号館に設置
	差動式スポット型		384	個	1、2号館共
	定温式スポット型		23	個	1、2号館共
	煙式スポット型光電式非蓄積		632	個	1、2号館共
	煙式分離型光電式非蓄積		10	個	1、2号館共
	発信機	P型 1 級	38	個	1、2号館共
	表示灯		38	個	1、2号館共
	音響装置		65	個	1、2号館共
	消火栓起動装置		38	個	1、2号館共
	常用電源	交流電源	1	組	
ガス漏れ警報設備	予備電源	内蔵型、蓄電池	1	組	
	非常電源		1	組	
	受信機	G型受信機6／10窓	1	面	■自火報受信機一体 □別置
	副受信機		1	面	1号館に設置
	検知器		7	個	1、2号館共
	警報装置		4	個	1、2号館共
	常用電源	交流電源	1	組	
非常警報器具 (非常放送設備)	予備電源	内蔵型、蓄電池	1	組	
	非常電源		1	組	
	非常業務兼用放送アンプ	30/40回路	1	式	□自火報非運動 ■自火報運動
	スピーカ回線		30	回線	1、2号館共
	起動装置	押しボタン	1	式	
誘導灯	常用電源	交流電源	1	組	
	非常電源	内蔵型、蓄電池	1	式	
	誘導灯	大型 A級	17	灯	2012更新
誘導灯	誘導灯	中型 B級	116	灯	2012更新
	誘導灯	小型 C級	14	灯	2012更新
排煙設備	制御盤		2	面	□自火報受信機一体 ■別置
	排煙口		36	個	
	排煙装置		2	基	
	排煙装置起動盤		3	面	
連結送水管設備	配管耐圧試験		2	組	2024年耐圧試験実施
	送水口		3	組	
	放水口		9	組	
非常コンセント設備	非常コンセント盤		3	面	
非常用発電機設備	ガスタービン発電機	625 k VA	1	台	
	燃料タンク	灯油 1950L	1	台	
		灯油 20000L	1	基	
	直流電源装置	鉛蓄電池300Ah 12V	1	台	
自動閉鎖設備	連動制御盤	251／286窓	1	面	□自火報受信機一体 □別置
	防火戸		54	台	1、2号館共
	シャッター		44	台	1、2号館共
	可動式防煙垂壁		13	台	1、2号館共
	防火ダンパー	手動復帰	62	台	1、2号館共
	排煙口		56	台	1、2号館共
	排煙窓		22	台	1、2号館共
	連動煙感知器	光電式	—	個	1、2号館共
	連動熱感知器		—	個	
	手動起動装置		75	個	1、2号館共
パッケージ型 自動消火設備	パッケージ		3	基	
	消火剤貯蔵容器		6	本	
	手動起動装置	押しボタン式	3	個	
	受信装置		3	面	
	非常電源	内蔵型、蓄電池	3	式	

機器一覧表（防災設備）

（３）国際展示場 ３号館

設備名称	機器名称	仕様	数量	単位	備考
消火器	消火器	移動式粉末(第3種)75型	1	個	2006年製
	消火器	粉末 10 型	10	個	2017・2024更新
屋内消火栓設備	加圧送水装置		1	組	
	操作盤		10	面	
	消火栓	易操作性1号	10	組	
	ホース	ホ-ス30m	10	組	
	起動スイッチ		10	個	
	表示灯		10	灯	
	音響装置		10	組	
	水源	18.4m ³	1	組	スプリンクラー設備と共通
	呼水装置	100 L	1	組	
スプリンクラー設備	加圧送水装置		1	組	
	補助加圧ポンプユニット		1	組	
	起動装置		1	組	
	ヘッド		524	個	
	操作盤		1	面	
	流水検知装置		2	組	
	呼水装置	100L	1	組	
	送水口		1	箇所	
	圧力スイッチ		1	台	
	水源	18.4m ³	1	組	屋内消火栓設備と共通
誘導灯	誘導灯	B級（BL形）	13	灯	
連結送水管設備	送水口		1	箇所	
非常用発電機設備	ディーゼル発電機	58kVA	1	台	
	燃料タンク	ディーゼル軽油 50L	1	台	
自動火災報知設備	受信機	P型1級受信機16／30窓	1	面	1990年製
	差動式スポット型		46	個	
	定温式スポット型	防水型	1	個	
	定温式感知線型		1	個	
	煙式スポット型光電式		58	個	
	発信機	P型 1 級	10	個	
	消火栓起動装置		10	個	
	常用電源	交流電源	1	組	
	予備電源	内蔵型、蓄電池	1	組	
非常警報器具 （非常放送設備）	非常業務兼用放送アンプ	8/20回路	1	式	□自火報非運動 ■自火報連動
	スピーカ回線		8	回線	
	起動装置	押しボタン	1	式	
	常用電源	交流電源	1	組	
	非常電源	内蔵型、蓄電池	1	式	
自動閉鎖設備	連動制御盤			面	□自火報受信機一体 □別置
	防火戸			台	
	シャッター			台	
	防火ダンパー			台	

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

記号	機器名	仕 様	台数	設置年	設置場所	
受変電設備 高圧引込 3相3線式 6,600V 60Hz						
電灯№ 1 電灯№ 2 動力№ 1 動力№ 2	高圧盤		5	2016	1号館	2階電気室
	高圧盤		2	2016	1号館	2階電気室
	低圧盤		6	2016	1号館	2階電気室
	バスダクト（低圧幹線）		7		1号館	2階電気室
	高圧母線		18		1号館	2階電気室
	低圧幹線		70		1号館	2階電気室
	接地		4		1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 200KVA	1	2016	1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 150KVA	1	2016	1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2016	1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2016	1号館	2階電気室
	高圧真空遮断器（V C B）	7.2 k V 600A	8	2016	1号館	2階電気室
	計器用変成器（高圧）		12	2016	1号館	2階電気室
	計器用変成器（低圧）		21	2016	1号館	2階電気室
	高圧気中開閉器（P A S）	7.2 k V 200A	2	2016	1号館	2階電気室
	高圧カットアウト（P C含む）		5		1号館	2階電気室
	高圧真空開閉器（V C S）	6.6kV 200A	2	2013	1号館	2階電気室
	コンデンサ	6.6kV 109 k Var	2	2016	1号館	2階電気室
	直列リアクトル	6.6 k V 8.7 k VA	3	2016	1号館	2階電気室
	保護継電器（高圧）		7	2016	1号館	2階電気室
	保護継電器（低圧）		1	2016	1号館	2階電気室
	接地		3		1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 400KVA	2	2016	1号館	2階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2016	1号館	2階電気室
	高圧気中開閉器（P A S）	7.2 k V 200A	3	2016	1号館	2階電気室
	保護継電器（低圧）		1	2016	1号館	2階電気室
	高圧盤		24		2号館	
	低圧盤		3		2号館	
	バスダクト（低圧幹線）		9		2号館	
	高圧母線		21		2号館	
	低圧幹線		74		2号館	
	接地		8		2号館	
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 300KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 300KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 100KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 1Φ 300KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 750KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 750KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 20KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	油入変圧器	6600V 3Φ 300KVA	1	2019	2号館	3階電気室
	高圧真空遮断器（V C B）	7.2 k V 600A	13	2019	2号館	3階電気室
高圧真空遮断器（V C B）	7.2 k V 200A			2号館	3階電気室	
高圧真空遮断器（V C B）	7.2 k V 600A			2号館	3階電気室	
高圧断路器（D S）	7.2 k V 600A	2		2号館	3階電気室	
計器用変成器（高圧）		27	2019	2号館	3階電気室	
計器用変成器（低圧）		30		2号館	3階電気室	
避雷器	8.4 k V 2.5 k A	3	2019	2号館	3階電気室	
高圧真空開閉器（V C S）	6.6kV 200A	2	2019	2号館	3階電気室	
高圧負荷開閉器（L B S） P F	7.2 k V 200A	5	2,019	2号館	3階電気室	
コンデンサ	6.6kV 217 k Var	1	2019	2号館	3階電気室	
コンデンサ	6.6kV 109 k Var	1	2019	2号館	3階電気室	
直列リアクトル	6.6 k V 8.7 k VA	2	2019	2号館	3階電気室	
保護継電器		36	2019	2号館	3階電気室	
自家用発電設備						
非常用	発電機	三菱電機製 625kVA6600V54.7A 60H z	2	2022	2号館	
	エンジン	ガスタービンエンジン カワサキPU-625型	2	2022	2号館	
	整流器		2		2号館	
	蓄電池	HS-400E 24ℓ	2		2号館	
非常用	発電機	西芝電機製 225KVA 220V	1		1号館	
	エンジン	ガスタービンエンジン カワサキSA1-02	1		1号館	
	整流器		1		1号館	

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

記号	機器名	仕 様	台 数	設置年	設置場所
	蓄電池	HS-200E 12ℓ	1		1号館
	蓄電池	HS-30-6E 12ℓ	1		1号館
太陽光発電	太陽光発電設備	パワコン等 パネル、制御用PC等	1 1		1号館 2号館
蓄電池設備等					
非常用予備電源装置 無停電電源装置	整流器 蓄電池	MSE-150 12ℓ（始動用）、MSE-50-12 2ℓ（制御	1	2019	1号館
			1	2019	1号館
	整流器 蓄電池	MSE-300 12ℓ（始動用）、MSE-50-12 2ℓ（制御	1	2022	2号館
			1	2022	2号館
		100V 10kVA	1	2022	2号館
動力・電灯設備その他					
	照明器具、配線器具等 分電盤 制御盤 ケーブルラック 防火区画 構内配電線路 外灯設備 避雷設備		1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式		
中央監視設備					
	中央監視設備		1式	2010	
	リモート設備		1式	1990	
通信情報設備					
	拡声設備 インターホン設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 電気時計設備 映像設備 音響設備 インターネット・LAN設備	固定式カメラ10台（電動ズームレンズ）、 カラービデオモニタ3台、リモート操作機 1式 固定式カメラ17台（電動ズームレンズ）、 旋回装置3台、カラービデオモニタ7台、 リモート操作機 1式 16mm映写機 1台、MDクセノンユニット 8台 クセノンスライド1kW3台、クセノンスライド550W5台、 オムニヘッド 8台	1式 1式 1式 1式 1式 1式		1号館 2号館 2号館 2号館 映写室1、映写室3、 3階会議室、 1階主催者事務所他
構内交換設備					
	構内交換設備	電子式交換機 日立製作所製CX-2400 多機能電話機 一般電話機 コードレス電話機 無線装置 付属機器	1 50 50 4 18 1		2号館
昇降機設備（フルメンテナンス契約）					
	昇降機設備	日立製作所製、荷物用 交流2段高速、ロープ式、2停止、積載量3000kg、 速度45m/min、地震・火災・停電管制有 AC2-3000-45 日立製作所製、荷物用 交流中速、ロープ式、2停止、積載量2000kg、 速度45m/min、地震・火災・停電管制有 L-VF-F 日立製作所製、乗用、身体障害者対応、	1 1 1		1号館 1号館 1号館

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

記号	機器名	仕 様	台数	設置年	設置場所	
		油圧式、3停止、積載量750kg、 速度45m/min、地震・火災・停電管制有 HPF-11-CO45				
		日立製作所製、エスカレーター、7.5m 1200EC-UN	2		1号館	
		日立製作所製、人荷用、身体障害者対応、 交流中速、ロープ式、4停止、積載量1600kg、 速度60m/min、地震・火災・停電管制有 LVF-1600-2S60	1		2号館	
		日立製作所製、乗用、身体障害者対応、 油圧式、2停止、13人 速度45m/min、地震・火災・停電管制有 HF-M-11-CO45	1		2号館	
		日立製作所製、乗用、身体障害者対応、 油圧式、4停止、13人 速度45m/min、地震・火災・停電管制有 HF-M-13-CO45	1		2号館	
		日立製作所製、エスカレーター、7m 800CX-UN	2		2号館	
		日立製作所製、エスカレーター、4.5m 800CX-UN	2		2号館	
防災設備						
	消防用設備	詳細は別紙「防災設備一覧表」				
	防災設備(建築基準法)	詳細は別紙「防災設備一覧表」				
建築関係、その他						
	自動ドア	両開き ナブコ製	6		1号館	
		両開き ナブコ製	4		2号館	
	スライディングウォール	小松ワール工業製RS-180D 2列 34面 小松ワール工業製RS-100M 2列 34面 電動ロータリー装置 2面	1式 1式 1式		2号館 2号館 2号館	
		ニチエイサービズ製 手動 2250W×4930H 21枚 450W×4930H 1枚 ペアリック式クロスランナー 42台	1式		1号館	2F展示室
	駐車場管制装置	駐車券発行機1台、料金計算機（全自動式）1台、カーゲート2台、ループ式車両検知機2台、信号制御盤1台、回転灯（ブザー付）1台、中央警報表示盤1基	1式			
	舞台吊物設備		1式 1式		1号館 2号館	展示室 展示室
	電動ガラリ設備	可動ガラリ本体 電動開閉・外倒し 116窓 20基、 可動ガラリ本体 ワンタッチ式・堅軸 6窓 6基、	1式		2号館	
	電動シャッター設備		20 36		1号館 2号館	
	電動可動席	RSC本体2基、椅子1532席、本体駆動装置4台、制御盤2面	1式		2号館	
	舞台照明設備	調光装置、照明器具	1式		2号館	

機器一覧表（電気設備、建築関係他）

国際展示場3号館

記号	機器名	仕 様	台 数	設置年	
受変電設備 高圧引込 3相3線式 6,600V 60Hz					
電灯№ 1 電灯№ 2 動力№ 1 動力№ 2	高圧盤		7	2006	屋外キュービクル
	低圧盤		7	2006	
	低圧盤（催事用）		8	2006	
	高圧母線				
	低圧幹線		30		
	接地		3	2006	
	油入変圧器	6600V 1Φ 200KVA	1	2006	
	油入変圧器	6600V 1Φ 150KVA	1	2006	
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2006	
	油入変圧器	6600V 3Φ 500KVA	1	2006	
	高圧真空遮断器（V C B）	7.2 k V 600A	1	2006	
	高圧断路器（D S）	7.2 k V 600A	1	2006	
	高圧真空開閉器（V C S）	6.6kV 200A	2	2006	
	高圧負荷開閉器（L B S） P F	7.2 k V 200A	5	2006	
	計器用変成器（高圧）		3	2006	
	計器用変成器（低圧）		4	2006	
	コンデンサ	6.6kV 109 k Var	2	2006	
	直列リアクトル	6.6 k V 8.7 k VA	2	2006	
保護継電器（高圧）		2	2006		
保護継電器（低圧）		1	2006		
自家用発電設備					
非常用	発電機	ヤンマーエネルギーシステム AP80A-6T	1	2006	
	エンジン	72.5kVA 220 V 60 H z ディーゼルエンジン 4TN100TL-GM	1	2006	
動力・電灯設備その他					
	照明器具、配線器具等 分電盤 制御盤 ケーブルラック 防火区画 構内配電線路 外灯設備		1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式		
蓄電池設備等					
無停電電源装置		1 0 0 V 600VA	1	2006	
中央監視設備					
	中央監視設備		1式	2006	
通信情報設備					
	拡声設備		1式		主催者事務室
	テレビ共同受信設備				
	監視カメラ設備	固定式カメラ7台、 カラービデオモニター1台、 ハードディスクレコーダー1台	1式		
	音響設備		1式		
	インターネット・LAN設備				
防災設備					
	消防用設備	詳細は別紙「防災設備一覧表」			
	防災設備(建築基準法)	詳細は別紙「防災設備一覧表」			
建築関係、その他					
	自動ドア	両開き ナブコ製	1		
	電動シャッター設備	東洋シャッター（二重チェーン、水圧解放装置付き）	3		

設備一覧表（機械設備（給排水・空調設備））【1号館】

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力 kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
R-1	吸収式冷温水機発生機	三菱重工業	ガス直焚二重効用吸収式 冷却能力:400USRT、 冷房能力:1407kw、暖房能力:1288kw 冷温水量:4030L/min、冷却水量:6700L/min 天然ガス13A、 夏季:103.2Nm ³ /Hr、冬季:117.8Nm ³ /Hr	3φ200V	20KVA	各空調機	1	2F熱源機械室	2000	MGUA-40C
R-2	吸収式冷温水機発生機	川重冷熱工業	ガス直焚二重効用吸収式 冷却能力:400USRT、 冷房能力:1407Kw 暖房能力:1218Kw 冷温水量:4032L/min、冷却水量:6670L/min 天然ガス13A、 夏季:87.4Nm ³ /Hr、冬季:115.6Nm ³ /Hr	3φ200V	12.6KVA	各空調機	1	2F熱源機械室	2010	TUG-400EN6C
CT-1	冷却塔	三菱樹脂	低騒音開放型、冷却能力:2571kw 冷却水量:6700L/min	3φ200V	5.5×3	吸収式冷凍機	1	屋上	2000	HT-430MEA-R _g
CT-2	冷却塔	三菱樹脂	低騒音角型開放型、冷却能力:2571Kw 冷却水量:6670L/min	3φ200V	5.5×3	吸収式冷凍機	1	屋上	2010	HT-600ME-RI
P-CH1	冷温水ポンプ	川本製作所	渦巻ポンプ 150φ×150φ×4030L/m×30m	3φ200V	30	吸収式冷凍機	1	2F熱源機械室	2010	GFL-150×1256-4M30
P-CH2	冷温水ポンプ	川本製作所	渦巻ポンプ 150φ×150φ×4030L/m×30m	3φ200V	30	吸収式冷凍機	1	2F熱源機械室	1992	GFL-150×1256-4M30
	冷温水ラインポンプ	川本製作所	ラインポンプ 25φ×40L/min×12.8m	3φ200V	0.25	1F主権者事務室	1	中1F機械室	1980	P3-256-25T
	冷温水ラインポンプ	川本製作所	ラインポンプ 25φ×20L/min×7.8m	3φ200V	0.15	2F主権者事務室	1	2F東機械室 排気チャンパー内	1980	P3-256-15T
P-CD1	冷却水ポンプ	川本製作所	渦巻ポンプ 200φ×150φ×6.7m ³ /min×30m	3φ200V	55			2F熱源機械室	2010	GFM-200×1506-4M55
P-CD2	冷却水ポンプ	川本製作所	渦巻ポンプ 200φ×150φ×6.7m ³ /min×30m	3φ200V	55			2F熱源機械室	2010	GFL-200×1506-4M55
	膨張タンク	ホーコス	ETU型 有効容量:3000L 本体寸法:1500×1500×1500H			冷温水	1	屋上	2003	ETU-3000W

AC-1	空調機	新晃工業	冷房能力 405700kcal/Hr、 暖房能力 260600kcal/Hr 全風量 75400CMH 静圧 163mmAq 冷水量 1360L/min、温水量 1010L/min 中性能フィルター、プレフィルター	3φ200V	30	1F展示 室西	1	2F機械室西	1980 コイル更新 2002	DH-80 2010省エネ改 修工事
機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力 kW	系統	台数	設置場所	機器設 置年度	備考
AC-2	空調機	新晃工業	冷房能力 405700kcal/Hr、 暖房能力 260600kcal/Hr 全風量 75400CMH 静圧 163mmAq 冷水量 1360L/min、温水量 1010L/min 中性能フィルター、プレフィルター	3φ200V	30	1F展示 室東	1	2F機械室東	1980 コイル更新 2002	DH-80 2010省エネ改 修工事
AC-3	空調機	新晃工業	冷房能力 464.99kw 暖房能力 185kw 全風量 95150CMH 静圧 141mmAq 冷水量 1210L/min、温水量 560L/min 中性能フィルター、プレフィルター	3φ200V	75	2F展示 室西	1	2F機械室西	1980 コイル更新 2000	CU-100E 2010省エネ改 修工事
AC-4	空調機	新晃工業	冷房能力 498500kcal/Hr、 暖房能力 1834500kcal/Hr 全風量 133600CHM 静圧 141mmAq 冷水量 1660L/min、温水量 710L/min 中性能フィルター、プレフィルター	3φ200V	90	2F展示 室東	1	2F機械室東	1980 コイル更新 2000	DH-S150 2010省エネ改 修工事
AC-5	空調機	新晃工業	冷房能力 32400kcal/Hr、 暖房能力 59400kcal/Hr 全風量 850CHM 静圧 90mmAq 冷水量 108L/min、温水量 230L/min プレフィルター	3φ200V	5.5	1Fエントラ ンス	1	中1F北機械室	1980 コイル更新 1993	DH-9
AC-6	空調機	新晃工業	冷房能力 32400kcal/Hr、 暖房能力 59400kcal/Hr 全風量 850CHM 静圧 90mmAq 冷水量 108L/min、温水量 230L/min プレフィルター	3φ200V	5.5	1Fエントラ ンス	1	中1F北機械室	1980 コイル更新 1993	DH-9
AC-8	空調機	新晃工業	冷房能力 41900kcal/Hr、 暖房能力 60500kcal/Hr 全風量 14400CHM 静圧110mmAq 冷水量 140L/min、温水量 235L/min プレフィルター	3φ200V	11	2Fラウンジ 西	1	中1F北機械室	1980 コイル更新 1993	DH-15

AC-9	空調機	新晃工業	冷房能力 46500kcal/Hr、 暖房能力 60000kcal/Hr 全風量 14000CHM 静圧110mmAq 冷水量 155L/min、温水量 233L/min ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ	3φ200V	11	2Fラウンジ 東	1	中1F北機械室	1980 ｺｲﾙ更新 1993	DH-15
機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力 kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
FR-1	ﾍﾞｰﾝﾌｧﾝ	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #8×997m ³ /min×55mmAq	3φ200V	22	1F展示 室西	1	2F機械室西	1980	MAF8 2010 省エネ改修工事
FR-2	ﾍﾞｰﾝﾌｧﾝ	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #8×997m ³ /min×55mmAq	3φ200V	22	1F展示 室東	1	2F機械室東	1980	MAF8 2010 省エネ改修工事
FR-3	ﾍﾞｰﾝﾌｧﾝ	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #9×1360m ³ /min×55mmAq	3φ200V	30	2F展示 室西	1	2F機械室西	1980	MAF8 2010 省エネ改修工事
FR-4	ﾍﾞｰﾝﾌｧﾝ	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #11×1932m ³ /min×55mmAq	3φ200V	37	2F展示 室東	1	2F機械室東	1980	MAF12 2010 省エネ改修工事
AHX-3	全熱交換器 (給気)	新晃工業	ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3×13340m ³ /h×89mmAq ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ	3φ200V	7.5	2F展示 室西	1	2F機械室西	1980	450DBX1
AHX-3	全熱交換器 (排気)	新晃工業	ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3×10000m ³ /h×61mmAq	3φ200V	3.7	2F展示 室西	1	2F機械室西	1980	450DBX1
AHX-4	全熱交換器 (給気)	新晃工業	ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3・1/2×17700m ³ /h×98mmAq ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ	3φ200V	11	2F展示 室東	1	2F機械室東	1980	450DCX1
AHX-4	全熱交換器 (排気)	新晃工業	ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3・1/2×14700m ³ /h×90mmAq	3φ200V	11	2F展示 室東	1	2F機械室東	1980	450DBX1
VFU-10	給気ファン	新晃工業	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3・1/2×42400CHM×80mmAq 中性能フィルター、ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ	3φ200V	18.5	2F電気 室機械 室	1	2F機械室西	1980	500DCX2
VFU-11	給気ファン	新晃工業	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #3×12240CHM×91mmAq 中性能フィルター、ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ	3φ200V	7.5	中2F電 気室蓄 電池室	1	2F機械室西	1980	450DCX1
FEX-1-1	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #4×10800CHM×30mmAq	3φ200V	2.2	1F展示 室西	1	1F南西ファン室	1980	MAF
FEX-1-2	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込ｼﾛｯｺﾌｧﾝ #1・1/4×1200CHM×25mmAq	3φ200V	0.75	1F展示 室西便 所	1	1F南西ファン室	1980	MAF

FEX-1-3	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1・1/4×1120CHM×25mmAq	3φ200V	0.2	1F展示 室西搬 入入口	1	1F展示室西搬入 入口天井	1980	MAF1・1/4
FEX-2-1	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン #4×10800CHM×30mmAq	3φ200V	2.2	1F展示 室東	1	1F南東ファン室	1980	MAF
FEX-2-2	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン #1・1/4×1200CHM×25mmAq	3φ200V	0.75	1F展示 室東便 所	1	1F南東ファン室	1980	MAF
機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置 年度	備考
FEX-2-3	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1・1/4×1120CHM×25mmAq	3φ200V	0.2	1F展示 室東搬 入入口	1	1F展示室東搬入 入口天井	1980	MAF1・1/4
FEX-3	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1×360m ³ /h×25mmAq	3φ200V	0.75	2F展示 室西休 憩コーナー	1	2F主催者室西天 井	1980	MAF1
FEX-4	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1×360m ³ /h×22mmAq	3φ200V	0.75	2F展示 室東休 憩コーナー	1	2F主催者室東天 井	1980	MAF1
FEX-7-1	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1・1/4×1200m ³ /h×40mmAq	3φ200V	1.50	中2F多 目的室	1	中2F多目的室天 井	1980	MAF1・1/4
FEX-7-2	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1×420m ³ /h×35mmAq	3φ200V	0.75	中2F多 目的室	1	中2F多目的室天 井	1980	MAF1・1/4
FEX-8-1	排気ファン	荏原製作所	片吸込シロッコファン #1×20m ³ /min×372.8Pa	3φ200V	0.75	2F展示 室西便 所	1	中1F北機械室	2002	No. 1 SRM3
FEX-8-2	排気ファン	荏原製作所	片吸込シロッコファン モーター直結型 能力不明	3φ200V	0.16	1F主催 者事務 室	1	中1F北機械室	2002	MAF1・1/2SMM3
FEX-8-3	排気ファン	荏原製作所	片吸込シロッコファン モーター直結型 能力不明	3φ200V	0.16	エントラ ンス ホール便 所	1	中1F北機械室	2002	MAF1・1/2SMM3
FEX-8-4	排気ファン	谷山鉄工所	両吸込シロッコファン #2・1/2×190m ³ /min×40mmAq	3φ200V	3.7	エントラ ンス ホール	1	2F展示室(北 西)MDF室上部	1980	MAF2・1/2
FEX-9	排気ファン	荏原製作所	片吸込シロッコファン #1・1/4×20m ³ /min×372.8mmAq	3φ200V	0.75	2F展示 室東便 所	1	中1F北機械室	2002	No. 1 SRM3
FEX-10	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン #7×42400m ³ /h×35mmAq	3φ200V	11	2F電気 室機械 室	1	2F機械室西	1980	MAF7
FEX-11	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン #4×12500m ³ /h×35mmAq	3φ200V	3.7	中2F電 気室蓄 電池室	1	2F機械室西	1980	MAF4
FEX-12	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1×12500m ³ /h×35mmAq	3φ200V	0.75	2F主催 者室西	1	2F主催者室西	1980	MAF1
FEX-13	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1×350m ³ /h×30mmAq	3φ200V	0.75	2F主催 者室西	1	2F主催者室西	1980	MAF1
FEX-15	排気ファン	谷山鉄工所	片吸込シロッコファン モーター直結型 #1・3/4×2650m ³ /h×36mmAq	3φ200V	1.5	ELV機械 室	1	1F清掃員控室	1980	MAF1・3/4

F-SE-1	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-2	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-3	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力 kW	系統	台数	設置場所	機器設置 年度	備考
F-SE-4	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-5	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-6	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室東	1	1F展示室東	1980	TAF710-4H
F-SE-7	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室東	1	2F展示室東	1981	TAF710-4H
F-SE-8	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室東	1	3F展示室東	1982	TAF710-4H
F-SE-9	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室東	1	4F展示室東	1983	TAF710-4H
F-SE-10	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	1F展示 室東	1	5F展示室東	1984	TAF710-4H
F-SE-11	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-12	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-13	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-14	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-15	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室西	1	1F展示室西	1980	TAF710-4H
F-SE-16	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室東	1	1F展示室東	1980	TAF710-4H
F-SE-17	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室東	1	2F展示室東	1981	TAF710-4H
F-SE-18	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m ³ /min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室東	1	3F展示室東	1982	TAF710-4H

F-SE-19	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m³/min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室東	1	4F展示室東	1983	TAF710-4H
F-SE-20	排煙機	谷山鉄工所	軸流排煙型 710φ × 320m³/min × 20mmAq	3φ 200V	5.5	2F展示 室東	1	5F展示室東	1984	TAF710-4H
PAC-7	空冷ヒートポンプエアコン	ダイキン工業	冷房能力 40000kcal/Hr 暖房能力 34000kcal/Hr 風量 135m³/min 静圧 45mmAq	3φ 200V	5.5+5.5	中1F多 目的室	1	中1F多目的室	2003	(内)FRY15HR (外)CRY8H15
機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力 kW	系統	台数	設置場所	機器設置 年度	備考
	空冷パッケージエアコン	三菱重工業	冷房能力 28kw 風量 90m³/min 静圧 260Pa	3φ 200V	7.5	2F電気 室	1	2F機械室西	1997	(内)ASJ280T (外)AUCJ280
PAC-254	空冷ヒートポンプエアコン	ダイキン工業	冷房能力 7500kcal/Hr 暖房能力 8100kcal/Hr	3φ 200V	3.9	2F電気 室	1	2F電気室	1980	(内)SRY3HA (外)CRY3HA
PAC-255-1	ビル用マルチエアコン	日立製作所	冷房能力 2.5kW 暖房能力 2.8kW	3φ 200V	0.6	1F事務 室	1	1F事務室	2013	(内)RCID- AP28K2(外)RAS -AP140CGR2
PAC-255-2	ビル用マルチエアコン	日立製作所	冷房能力 2.5kW 暖房能力 2.8kW	3φ 200V	0.6	1F警備 室	1	1F警備室	2013	(内)RCID- AP28K2(外)RAS -AP140CGR2
PAC-255-3	ビル用マルチエアコン	日立製作所	冷房能力 2.8kW 暖房能力 3.6kW	3φ 200V	1.0	1F清掃 員控室	1	1F清掃員控室	2013	(内)RCID- AP36K2(外)RAS -AP140CGR2
PAC-255-4	ビル用マルチエアコン	日立製作所	冷房能力 2.8kW 暖房能力 3.6kW	3φ 200V	1.0	1F応接 室	1	1F応接室	2013	(内)RCID- AP36K2(外)RAS -AP140CGR2
PAC-255-5	ビル用マルチエアコン	日立製作所	冷房能力 2.8kW 暖房能力 3.6kW	3φ 200V	1.0	1F控室3	1	1F控室3	2013	(内)RCID- AP36K2(外)RAS -AP140CGR2
CHU-451	冷却水処理装置	東西化学	TS式 100L × 36ml/min		0.015	吸収式 (1号機)	1	2F熱源機械室	1992	MP-11
CHU-452	冷却水処理装置	東西化学	TS式 100L × 36ml/min		0.015	吸収式 (2号機)	1	2F熱源機械室	1992	MP-11
502T-CW	受水槽	三菱樹脂	40ton、2000 × 6000 × 4000H				1	屋外南受水槽室	1980	ヒタンクPJ型
503T-CW	受水槽	三菱ケミカルインフラ テック	20ton、2000 × 3000 × 4000H				1	屋外南受水槽室	2019	ヒタンクGFS型
653-T-F	消火用高架水槽	三菱樹脂	FRP製サントイッチャネルタンク 1ton、1000 × 1000 × 1000H				1	屋上	1980	ヒタンクNR型
501P-CW	加圧給水ポンプ ユニット	川本製作所	片吸込渦巻ポンプ 65φ × 80φ × 900L/min × 36m × 2台	3φ 200V	5.5 × 2		1	1F南ポンプ室	2019	KFE65P5.5

651P-F	屋内消火栓ポンプ	極東機械製作所	多段渦巻ポンプ 80φ×600L/min×78m	3φ200V	15		1	1Fポンプ室	1980	4F80-IV-2
652P-SP	スプリンクラーポンプ	極東機械製作所	渦巻ポンプ 125φ×100φ×1800L/min×80m	3φ200V	45		1	1Fポンプ室	1980	LS-125×100C
652T-	圧力タンク		鋼製100L 300φ×1590H				1	1Fポンプ室	1980	

設備一覧表（機械設備（給排水・空調設備））【2号館】

機器番	機器名	製造者名	仕様	相-電圧	動力kW	系統	台数	設置場所	機器設置年度	備考
R-1	吸収式冷温水機発生機	川重冷熱工業	二重効用吸収式冷温水機 冷房能力:1,125kW、暖房能力:1,035kW 冷温水量:193.5m ³ /h、冷却水量:320m ³ /h 天然ガス13A、 夏季:71.3Nm ³ /h、冬季:95.2Nm ³ /h	3φ200V	7.30	各空調機	1	2F熱源機械室	2025	NUG-360BN6A
R-2	吸収式冷温水機発生機	川重冷熱工業	二重効用吸収式冷温水機 冷房能力:1,125kW、暖房能力:1,035kW 冷温水量:193.5m ³ /h、冷却水量:320m ³ /h 天然ガス13A、 夏季:71.3Nm ³ /h、冬季:95.2Nm ³ /h	3φ200V	7.30	各空調機	1	2F熱源機械室	2025	NUG-360BN6A
CT-051	冷却塔	空研工業	低騒音開放型角型、冷却能力:1,898kW 冷却水量:320m ³ /h	3φ200V	5.5×3	吸収式1号機	1	屋上	2025	SKB-320GR
CT-052	冷却塔	空研工業	低騒音開放型角型、冷却能力:1,898kW 冷却水量:320m ³ /h	3φ200V	5.5×3	吸収式1号機	1	屋上	2025	SKB-320GR
P-CD 071	冷却水ポンプ	川本製作所	GF形渦巻ポンプ 125φ×150φ×5.67m ³ /min×20m	3φ200V	30	冷却塔1号機	1	2F機械室	1990	GFL-150X1256-4MN30
P-CD 072	冷却水ポンプ	川本製作所	GF形渦巻ポンプ 125φ×150φ×5.67m ³ /min×20m	3φ200V	30	冷却塔2号機	1	2F機械室	1990	GFL-150X1256-4MN30
PH-022	温水ポンプ	川本製作所	F形渦巻ポンプ 150φ×3.24m ³ /min×40m	3φ200V	37	各空調機	1	2F機械室	1990	F-1506-MN37
PCH-101	冷温水ポンプ	川本製作所	渦巻ポンプ 150φ×3.24m ³ /min×40m	3φ200V	37		1	2階機械室	1990	F-1506-MN37
PC-102	冷水ポンプ	川本製作所	F形渦巻ポンプ 150φ×3.24m ³ /min×40m	3φ200V	37	各空調機	1	2F機械室	1990	F1506-MN37
PC-103	氷蓄熱用2次ポンプ	川本製作所	G2-4M形渦巻ポンプ 100φ×125φ×1.8m ³ /min×45m	3φ200V	30	各空調機	1	2F機械室	1990	G2-125X1006-4MN30
PC-031	氷蓄熱用冷水循環ポンプ	川本製作所	G2-4M形渦巻ポンプ 100φ×125φ×1.8m ³ /min×16m	3φ200V	7.5	氷蓄熱装置	1	B1F機械室	1990	GK-125X1006M-4MN7.5
CT-053-1	氷蓄熱装置用冷却塔	空研工業	低騒音型、60RT 冷却能力:234000kcal/h 冷却水量:780L/min	3φ200V	1.5	氷蓄熱装置1号機	1	屋上	1990	SKV-60F
CT-053-2	氷蓄熱装置用冷却塔	空研工業	低騒音型、60RT 冷却能力:234000kcal/h 冷却水量:780L/min	3φ200V	1.5	氷蓄熱装置2号機	1	屋上	1990	SKV-60F

P-CD 073-1	氷蓄熱装置用冷却水ポンプ	川本製作所	G2-4M形渦巻ポンプ 65φ×80φ×1m ³ /min×25m	3φ200V	7.5	冷却塔1号機	1	B1F機械室	1990	G2-80X656-4MN7.5
P-CD 073-2	氷蓄熱装置用冷却水ポンプ	川本製作所	G2-4M形渦巻ポンプ 65φ×80φ×1m ³ /min×25m	3φ200V	7.5	冷却塔1号機	1	B1F機械室	1990	G2-80X656-4MN7.5
TEX-191	膨張タンク	森松工業	0.6ton 1000×1000×1200H			冷温水	1	屋上	1990	
	冷却水処理装置 (防錆材)	東西化学	サコンスタンダード 500L、130cc/min	1φ100V	0.03	吸収式冷凍機	1	屋上	1990	CC-OW-2型
	冷却水処理装置 (殺藻材)	東西化学	サコンスタンダード 500L、130cc/min	1φ100V	0.03	吸収式冷凍機	1	屋上	1990	CC-OW-2型
	冷却水処理装置 (防錆材)	東西化学	サコンスタンダード 100L、30cc/min	1φ100V	0.03	氷蓄熱装置	1	屋上	1990	CC-OW-2型
	冷却水処理装置 (殺藻材)	東西化学	サコンスタンダード 100L、30cc/min	1φ100V	0.03	氷蓄熱装置	1	屋上	1990	CC-OW-2型
R-003	氷蓄熱装置 1号機	神戸製鋼所	BACアイスター蓄熱ユニット 38.5JRT 冷凍能力166000kcal/h 循環水量32940L 蓄熱槽 TSU-D450CF	3φ200V	70	各空調機	1	B1F機械室	1990	KSC60C
R-003	氷蓄熱装置 2号機	神戸製鋼所	BACアイスター蓄熱ユニット 38.5JRT 冷凍能力166000kcal/h 循環水量32940L 蓄熱槽 TSU-D450CF	3φ200V	70	各空調機	1	B1F機械室	1990	KSC60C
PAC261-1	空冷ヒートポンプエアコン	三洋電機	冷房能力:35500kcal/h 風量:8100m ³ /h 静圧:20mmaq	3φ200V	5.5×2	3階電気室	1	3階機械室	1990	ユニット SPR-DC355AK 室外機 SPR- C180A35KX2 室内機 SPR-D355AK
PAC261-2	空冷ヒートポンプエアコン	三洋電機	冷房能力:35500kcal/h 風量:8100m ³ /h 静圧:20mmaq	3φ200V	5.5×2	3階電気室	1	3階機械室	1990	ユニット SPR-DC355AK 室外機 SPR- C180A35KX2 室内機 SPR-D355AK

PAC261-3	空冷ヒートポンプエアコン	三洋電機	冷房能力:35500kcal/h 風量:8100m ³ /h 静圧:20mmaq	3φ200V	5.5×2	3階電気室	1	3階機械室	1990	ユニット SPR-DC355AK 室外機 SPR- C180A35KX2 室内機 SPR-D355AK
PAC-251	空冷ヒートポンプエアコン	ダイキン	冷房能力:12.5kW 暖房能力:14.0kW	3φ200V	2.41	1階中央監視室	1	1階中央監視室	2018	室外機 RZRP140BC 室内機 FHGP71DGX2
PAC-1, 2	空冷ヒートポンプエアコン	ダイキン	冷房能力:5.0kW 暖房能力:5.6kW	3φ200V	1.20	1階事務室	4	1階事務室	2012	室外機 FHCP56A 室内機 LRZYP112BBx2
PAC-252-2	空冷ヒートポンプエアコン	三菱重工業	冷房能力:10.0kW 暖房能力:11.2kW	3φ200V	2.1	1階フライベート室	1	1階フライベート室	2019	室外機 FDCVP1125HA 室内機 FDTWZP565SA ×2
PAC-252-3	空冷ヒートポンプエアコン	三菱電機	冷房能力:3.6kW 暖房能力:4.0kW	3φ200V	0.8	1階会議室(南)	1	1階会議室(南)	2013	室外機 PLZ-ERP40LE 室内機 PL-RP40LA8
PAC-252-4	空冷ヒートポンプエアコン	三菱重工業	冷房能力:14.0kW 暖房能力:16.0kW	3φ200V	3.6	1階ハントリー	1	1階ハントリー	2019	室外機 FDCVP1605HA 室内機 FDTWZP805SA ×2
PAC-252-5	空冷ヒートポンプエアコン	三菱重工業	冷房能力:14.0kW 暖房能力:16.0kW	3φ200V	3.75	1階応接室	1	1階応接室	2019	室外機 室内機 FDTWZP805SA ×2
PAC-252-6	空冷ヒートポンプエアコン	三菱電機	冷房能力:3.6kW 暖房能力:4.0kW	3φ200V	0.8	1階応接室	1	1階応接室	2013	室外機 PLZ-ERP40LE 室内機 PL-RP40LA8
PAC-253	空冷ヒートポンプエアコン	東芝キャリア	冷房能力:28.0kW 暖房能力:31.5kW	3φ200V	8.5	1階主催者事務室、控室	1	1階主催者事務室、控室	2021	室外機 MMY-MAP2806HRZG 室内機 MMU-UP711H ×3 MMU-UP561H

PAC-254	空冷ヒートポンプエアコン	三菱重工業	冷房能力:33.5kW 暖房能力:37.5kW	3φ200V	7.3	2階2B会議室	1	2階2B会議室	2019	室外機 FDCRP3354HLXB 室内機 FDTWP455LXA ×8
PAC-255	空冷ヒートポンプエアコン	三菱電機	冷房能力:5.0kW 暖房能力:5.6kW	3φ200V	1.10	2階映写室(1)～(3)	1	2階映写室(1)～(3)	2013	室外機 PUSY-P160MG1 室内機 PUSY-P56LMG1 ×3
PAC-256	空冷ヒートポンプエアコン	東芝キャリア	冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW	3φ200V	14	3階3B会議室	1	3階3B会議室 3A・3B控室	2021	室外機 MMY-MAP4506HRZG 室内機 MMD-UP1121H ×3 MMU-UP561H ×2
PAC-257	空冷ヒートポンプエアコン	三洋電機	冷房能力:20000kcal/h 暖房能力:22400kcal/h	3φ200V	5	3階控室3	1	3階控室3	1990	室外機 SPW-CHX200R 室内機 SPW-SHX50RX1
PAC-258	空冷ヒートポンプエアコン	三洋電機	冷房能力:7100kcal/h 暖房能力:8200kcal/h	3φ200V	2	1階南搬入口控室	1	1階南搬入口控室	1990	室外機 SPW-CH71RX2 室内機 SPW-SH71RX2
AC-201	空調機	松下電器産業	冷房能力:96000kcal/h 暖房能力:40700kcal/h 風量:210m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:320L/min	3φ200V	5.5	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-18UCV-K
AC-202-1	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:617m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K
AC-202-2	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:617m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K
AC-202-3	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:617m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K

AC-202-4	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:37000m ³ /h 静圧:80mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室 南	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K
AC-202-5	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:617m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室 南	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K
AC-202-6	空調機	松下電器産業	冷房能力:209000kcal/h 暖房能力:50000kcal/h 風量:617m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:697L/min	3φ200V	18.5	展示室 南	1	3階機械室	1990	FY-56UCH-K
AC-203	空調機	松下電器産業	冷房能力:146000kcal/h 暖房能力:47100kcal/h 風量:359m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:487L/min	3φ200V	11	展示室 南	1	3階機械室	1990	FY-30UCV-K
AC-204	空調機	松下電器産業	冷房能力:191320kcal/h 暖房能力:166350kcal/h 風量:533m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:638L/min	3φ200V	18.5	1階ホール	1	3階機械室	1990	FY-50UCH-K
AC-205	空調機	松下電器産業	冷房能力:109100kcal/h 暖房能力:67600kcal/h 風量:437m ³ /min 静圧:70mmaq 循環水量:364L/min	3φ200V	11	2階ホール	1	2階機械室	1990	FY-40UCK-K
AC-206	空調機	松下電器産業	冷房能力:52000kcal/h 暖房能力:44500kcal/h 風量:102m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:185.4L/min	3φ200V	3.7	1階廊下 (東)	1	中1階機械室	1990	FY-10UCV-K
AC-207	空調機	松下電器産業	冷房能力:54200kcal/h 暖房能力:62000kcal/h 風量:186m ³ /min 静圧:37mmaq 循環水量:181L/min	3φ200V	5.5	2・3階廊 下	1	3階機械室	1990	FY-18UCH-K

AC-208	空調機	松下電器産業	冷房能力:57100kcal/h 暖房能力:36450kcal/h 風量:100m ³ /h 静圧:37mmaq 循環水量:191L/min	3φ200V	3.7	2階2A会議室	1	3階機械室	1990	FY-10UCV-K
AC-209	空調機	松下電器産業	冷房能力:104100kcal/h 暖房能力:114750kcal/h 風量:210m ³ /h 静圧:37mmaq 循環水量:347L/min	3φ200V	5.5	3階3A会議室	1	3階機械室	1990	FY-18UCV-K
AC-210	空調機	松下電器産業	冷房能力:88340kcal/h 暖房能力:45370kcal/h 風量:445m ³ /h 静圧:37mmaq 循環水量:295L/min	3φ200V	15	3階ホール	1	3階機械室	1990	FY-50UCH-K
FR-201	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:210m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	5.5	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-24FKS-AC
FR-202-1	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-202-2	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-202-3	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室北	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-202-4	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室南	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-202-5	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室南	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-202-6	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	15	展示室南	1	3階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FR-203	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:359m ³ /min 静圧:45mmaq	3φ200V	7.5	展示室南	1	3階機械室	1990	FY-30FKS-AC

FR-204	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:463m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	11	1階ホール	1	3階機械室	1990	FY-33FKS-AC
FR-205	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:437m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	11	1階ホール	1	3階機械室	1990	FY-30FKS-AC
FR-206	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:102m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	3.7	1階廊下 (東)	1	中1階機械室	1990	FY-15FKS-AC
FR-207	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:186m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	5.5	2・3階廊下	1	3階機械室	1990	FY-18FKS-AC
FR-208	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:100m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	3.7	2階2A会議室	1	3階機械室	1990	FY-15FKS-AC
FR-209	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:210m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	5.5	3階3A会議室	1	3階機械室	1990	FY-24FKS-AC
FR-210	リターンファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:445m ³ /min 静圧:50mmaq	3φ200V	11	3階ホール	1	3階機械室	1990	FY-30FKS-AC
EV271-1	全熱交換器	パナインターナショナル	風量:27000m ³ /h 静圧:72mmaq (給気)(排気)	3φ200V	11	展示室北	1	3階機械室	1990	600DCX2
EV271-2	全熱交換器	パナインターナショナル	風量:27000m ³ /h 静圧:72mmaq (給気)(排気)	3φ200V	11	展示室南	1	3階機械室	1990	600DCX2
HEU-282-1	全熱交換器	東芝キャリア	風量:250m ³ /h 静圧:115Pa	1φ100V	0.09	3A・3B控室	2	3A・3B控室	2021	VN-250YS
HEU-282-2	全熱交換器	東芝キャリア	風量:350m ³ /h 静圧:200Pa	1φ100V	0.15	主催者控室	1	主催者控室	2021	VN-350YS
HEU-283-1	全熱交換器	東芝キャリア	風量:650m ³ /h 静圧:225Pa	1φ100V	0.39	主催者事務室	1	主催者事務室	2021	VN-650YS
HEU-283-2	全熱交換器	東芝キャリア	風量:800m ³ /h 静圧:230Pa	1φ100V	0.45	3B会議室	2	3B会議室	2021	VN-800YS
VFU-301-1	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-301-2	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC

VFU-301-3	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-301-4	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-301-5	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-301-6	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-301-7	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:31mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1F機械室	1990	FY-42FKS-AC
VFU-302	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:237m ³ /min 静圧:45mmaq	3φ200V	5.5	B1F機械 室	1	B1F機械室	1990	FY-24FKS-AC
VFU-303	給気ファン	荏原製作所	片吸込シロッコファン 風量:40n ³ /min 静圧:35mmaq	3φ200V	0.75	B1Fフィル タ室	1	B1F機械室	1990	No.2 SRM2
VFU-304	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:40n ³ /min 静圧:35mmaq	3φ200V	2.2	2階機械 室	1	2階機械室	1990	FY-21FKS-AC
VFU-305	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:132m ³ /min 静圧:36mmaq	3φ200V	3.7	2階機械 室	1	2階機械室	1990	FY-18FKS-AC
VFU-306	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:97m ³ /min 静圧:36mmaq	3φ200V	2.2	3階機械 室	1	3階機械室	1990	FY-18FKS-AC
VFU-307	給気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:374m ³ /min 静圧:45mmaq	3φ200V	7.5	3階機械 室(南)	1	3階機械室(南)	1990	FY-30FKS-AC
VFU-308	給気ファン	松下電器産業	消音斜流ダクトファン 風量:97m ³ /min 静圧:25mmaq	3φ200V	2.1	B1階エレ ベータ機 械室	1	B1階駐車場北車 路天井	1990	FY-60UTK
VFU-309	給気ファン	松下電器産業	斜流ダクトファン 風量:635m ³ /h 静圧:12mmaq	1φ100V	0.12	B1階倉 庫	1	B1階機械室	1990	FY-30DSG
VFU-310	給気ファン	松下電器産業	消音斜流ダクトファン 風量:11n ³ /min 静圧:35mmaq	3φ200V	0.4	2階MDF 室内	1	2階MDF室内	1991	FY-45UTF

FSE401	排煙ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:1000m ³ /min 静圧:70mmaq	3φ200V	30	B1階駐 車場	1	B1階機械室(南 東)	1990	FY-42FKS-AH
FSE402	排煙ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:1000m ³ /min 静圧:70mmaq	3φ200V	30	各階ホー ル廊下	1	3階機械室	1990	FY-110TDH-F
FEX-321-1	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-2	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-3	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-4	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-5	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-6	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-321-7	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:617m ³ /min 静圧:27mmaq	3φ200V	7.5	B1階駐 車場	1	B1階機械室	1990	FY-42FKS-AC
FEX-322	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:600m ³ /min 静圧:25mmaq	3φ200V	3.7	B1階機 械室	1	B1階機械室	1990	FY-24FKS-AC
FEX-323	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:40m ³ /min 静圧:35mmaq	3φ200V	0.75	B1階オ イルタンク室	1	B1階機械室	1990	FY-12FKS-AC
FEX-324	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:97m ³ /min 静圧:30mmaq	3φ200V	1.5	B1階エ レベータ機 械室	1	B1階機械室	1990	FY-18FKS-AC
FEX-325	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:40m ³ /min 静圧:40mmaq	3φ200V	0.75	B1階便 所	1	B1階機械室	1990	FY-12FKS-AC
FEX-326	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:36m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	0.4	1階ホー ル北トイレ	1	1階北女子トイレ	1990	FY-12FKS-AC

FEX-327	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:59m ³ /min 静圧:25mmaq	3φ200V	0.75	1階ホール 南トイレ	1	1階北女子トイレ	1990	FY-15FKS-AC
FEX-328	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:17m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	0.2	1階西便 所	1	1階西便所	1990	FY-28NCT
FEX-329	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:43m ³ /min 静圧:22mmaq	3φ200V	1.1	2階東便 所	1	3階東倉庫	1990	FY-25NCM
FEX-330	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:34m ³ /min 静圧:17mmaq	3φ200V	0.4	2階西便 所	1	2階西便所	1990	FY-25NCW
FEX-331	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:44m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	1.1	3階東便 所	1	3階東倉庫	1990	FY-25NCM
FEX-332	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:123m ³ /min 静圧:25mmaq	3φ200V	2.2	2階機械 室	1	2階機械室	1990	FY-18FKS-AC
FEX-333	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:30m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	0.4	3階ハント リー	1	3階倉庫	1990	FY-09FKS-AC
FEX-334	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:134m ³ /min 静圧:22mmaq	3φ200V	1.5	3階機械 室	1	3階機械室	1990	FY-21FKS-AC
FEX-335	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:97m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	1.5	3階機械 室	1	3階機械室	1990	FY-18FKS-AC
FEX-336	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:374m ³ /min 静圧:25mmaq	3φ200V	5.5	3階電気 室	1	3階機械室(南)	1990	FY-33FKS-AC
FEX-337	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:10m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	0.15	3階電気 室	1	3階機械室(南)	1990	FY-25NCT
FEX-338	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:62m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	1.5	1階ハント リー	1	1階ハントリー	1990	FY-12FKS-AC
FEX-339	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:10m ³ /min 静圧:22mmaq	3φ200V	0.4	1階主催 者室湯 沸場	1	1階主催者室	1990	FY-25NCT
FEX-340	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:62m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	1.5	3階ハント リー	1	3階倉庫	1990	FY-12FKS-AC

FEX-341	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:17m ³ /min 静圧:15mmaq	3φ200V	0.2	3階ハロンポンプ室	1	3階ハロンポンプ室	1990	FY-09FKS-AC
FEX-342	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:17m ³ /min 静圧:15mmaq	3φ200V	0.2	3階バッテリー室	1	3階ハロンポンプ室	1990	FY-09FKS-AC
FEX-343	排気ファン	松下電器産業	消音斜流ダクトファン 風量:17m ³ /min 静圧:18mmaq	3φ200V	0.15	中1階MDF室	1	中1階MDF室	1990	FY-45UTS
FEX-344	排気ファン	松下電器産業	片吸込シロッコファン 風量:11m ³ /min 静圧:20mmaq	3φ200V	0.4	2階映写室	1	3階機械室	1990	FY-06FKS-AC
FEX-346	排気ファン	松下電器産業	静音形キャビネットファン 風量:27m ³ /min 静圧:13mmaq	3φ200V	0.4	2階女子トイレ	1	2階女子トイレ	1990	FY-06FKS-AC
FEX-382-1	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-1	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-2	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-3	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-4	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-5	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-6	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-382-7	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	B1階駐車場	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-1	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室北	1	1階展示室	1990	DPAC-370-S-C

FEX-310-2	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室北	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-3	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室北	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-4	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室北	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-5	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室南	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-6	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:3540m ³ /h 静圧:140mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室南	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-7	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室南	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
FEX-310-7	デリベントファン	日本フレクト	デリベントファン 風量:59m ³ /min 静圧:120mmaq	3φ200V	3.7	1階展示室南	1	B1階駐車場	1990	DPAC-370-S-C
TCW-501-1	受水槽1号	INAX	FRP ^ハ 複タンク(保温型) 有効容量:60ton 2500×6000×4000			給水	1	B1階機械室	1990	PW-IS型
TCW-501-2	受水槽2号	INAX	FRP ^ハ 複タンク(保温型) 有効容量:60ton 2500×6000×4000			給水	1	B1階機械室	1990	PW-IS型
	高架水槽	INAX	FRP ^ハ 複タンク(保温型) 有効容量:30ton 2000×5000×3000			給水	1	屋上	1990	FW2B型
	消火水槽	INAX	FRP ^ハ 複タンク(保温型) 有効容量:1.5ton 1500×1000×1000			給水	1	屋上	1990	FW1B型
	北汚水槽		11m ³				1	B1階地下ピット	1990	
	南汚水槽		6m ³				1	B1階地下ピット	1990	
PCW-503-1	揚水ポンプ No. 1	川本製作所	タービンポンプ 100φ×0.76m ³ /m×40m	3φ200V	15	給水	1	B1階機械室(北西)	1990	T-1006X2S-MN15

PCW-503-2	揚水ポンプ No. 2	川本製作所	タービンポンプ 100φ × 0.76m ³ /m × 40m	3φ 200V	15	給水	1	B1階機械室(北西)	1990	T-1006X2S-MN15
P-F651	消火ポンプ	川本製作所	65φ × 450L/m × 81m	3φ 200V	11	消火栓	1	B1階機械室	1990	KTY2-656MX4S-M11
P-SP652	スプリンクラーポンプ	川本製作所	200φ × 3600L/m × 70m	3φ 200V	75	スプリンクラー	1	B1階機械室	1990	KTY2-2006MX2S-M75
P-653	泡消火ポンプ	川本製作所	80φ × 700L/m × 79m	3φ 200V	15	B1階駐車場	1	B1階機械室	1990	KTY2-2006MX2S-M75
P-WF654	屋外消火ポンプ	川本製作所	80φ × 700L/m × 79m	3φ 200V	15	屋外消火栓	1	B1階機械室	1990	KTY2-806MX4S-M15
P-SL601-1	汚水ポンプ No. 1	川本製作所	100φ × 0.5m ³ /min × 12m	3φ 200V	5.5	北汚水槽	1	B1階駐車場北	1990	AU2-1006-5.5
P-SL601-2	汚水ポンプ No. 2	川本製作所	100φ × 0.5m ³ /min × 12m	3φ 200V	5.5	北汚水槽	1	B1階駐車場北	1990	AU2-1006-5.5
P-SL601-3	汚水ポンプ No. 3	川本製作所	100φ × 0.5m ³ /min × 12m	3φ 200V	5.5	南汚水槽	1	B1階駐車場南西	1990	AU2-1006-5.5
P-SL601-4	汚水ポンプ No. 4	川本製作所	100φ × 0.5m ³ /min × 12m	3φ 200V	5.5	南汚水槽	1	B1階駐車場南西	1990	AU2-1006-5.5
P-D602-1	湧水ポンプ No. 1	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽1	1	B1階機械室北東	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-2	湧水ポンプ No. 2	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽1	1	B1階機械室北東	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-3	湧水ポンプ No. 3	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽2	1	B1階機械室北西	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-4	湧水ポンプ No. 4	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽2	1	B1階機械室北西	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-5	湧水ポンプ No. 5	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽3	1	B1階機械室南西	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-6	湧水ポンプ No. 6	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽3	1	B1階機械室南西	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-7	湧水ポンプ No. 7	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽4	1	B1階ポンプ室南東	1990	BUJ-656-2.2
P-D602-8	湧水ポンプ No. 8	川本製作所	汚物水中ポンプ 65φ × 0.5m ³ /min × 10.4m	3φ 200V	2.2	湧水槽4	1	B1階ポンプ室南東	1990	BUJ-656-2.2
	ガス湯沸器	大阪ガス	19,000kcal/h				3	1・2・3階パントリー	1990	33-832B
	冷蔵庫	ホシザキ	1,500 × 800 × 1,890H				4	1・3階パントリー	1990	HR-150K

	冷凍冷蔵庫	ホシザキ	1,800×800×1,890H				1	2階パントリー	1990	HR-180KF3
	台下冷凍庫	ホシザキ	1,200×600×860H				1	3階パントリー	1990	HRT-120A
	台下冷凍庫	ホシザキ	1,500×600×860H				1	2階パントリー	1990	HRT-150A
	台下冷凍庫	ホシザキ	1,800×600×860H				1	1階パントリー	1990	HRT-180A
	製氷機	ホシザキ	1,090×800×1,380H				3	1・2・3階パントリー	1990	IM-200DJ
	5口コンロ		1,500×700×830H				2	1・3階パントリー	1990	
	3口コンロ		900×800×860H				1	2階パントリー	1990	
	1口コンロ		600×720×440H				2	1・3階パントリー	1990	
	スープウォーマー	MEIJO	1,200×600×860H				1	3階パントリー	1990	
	スープウォーマー	MEIJO	1,800×600×860H				1	1階パントリー	1990	
	2槽シンク		1,500×600×860H				2	1・3階パントリー	1990	
	3槽シンク		1,800×750×860H				1	2階パントリー	1990	
	水切台		600×750×860H				1	2階パントリー	1990	
	盛付台		1,800×750×860H				4	2・3階パントリー	1990	
	盛付台		1,200×600×860H				2	3階パントリー	1990	
	盛付台		1,500×600×860H				3	1・3階パントリー	1990	
	盛付台		1,350×600×860H				1	1階パントリー	1990	
	盛付台		750×750×860H				1	1階パントリー	1990	
	盛付台		750×600×860H				1	2階パントリー	1990	
	食器棚		1,800×800×1,800H				1	2階パントリー	1990	

[illegible]

設備一覧表（機械設備（補機類機器設備））【3号館】

機器番	機器名	製造者名		仕様	相-電圧
AT-1	加湿用給水ユニット	(株)テラルキョクトウ	型式	受水槽付小型加圧給水ユニット	1φ100V
			受水槽容量	300L（FRP単板）	
			ポンプユニット	30L/min×20m	
			付属品	制御盤（外部出力一括警報）、その他標準付属品一式共	
AT-2	加湿用給水ユニット	(株)テラルキョクトウ	型式	受水槽付小型加圧給水ユニット	1φ100V
			受水槽容量	500L（FRP単板）	
			ポンプユニット	10L/min×20m	
			付属品	制御盤（外部出力一括警報）、その他標準付属品一式共	

設備一覧表（機械設備（空調機器））【3号館】

機器番号	機器名称	製造者名	能力 Kw		動力 kW				機外静圧Pa		冷却水量 L/min
			冷却	加熱	SA	RA	OA	EA	SF	RF	
AHU 1－1	空気調和機	新晃工業(株)	161	84	17400	12100	5300		1990		230
AHU 1－2	空気調和機	新晃工業(株)	161	84	17400	12100	5300		1990		230
AHU 1－3	空気調和機	新晃工業(株)	161	84	17400	16500	5300	4400	1990		230
AHU 1－4	空気調和機	新晃工業(株)	161	84	17400	16500	5300	4400	1990		230
AHU 2－1	空気調和機	新晃工業(株)	221	116	23700	16400	7300		1990		316
AHU 2－2	空気調和機	新晃工業(株)	295	154	31600	21900	9700		1990		422
AHU 3	空気調和機	新晃工業(株)	44	40	6000	4700	1300		1990		63

機器番号	フィルター	相-電圧	電機容量		台数	設置場所	機器設置年度
			SF	RF			
AHU 1－1	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5		1	機械室－2	2006
AHU 1－2	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5		1	機械室－2	2006
AHU 1－3	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5	5.5	1	機械室－1	2006
AHU 1－4	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5	5.5	1	機械室－1	2006
AHU 2－1	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5		1	機械室－3	2006
AHU 2－2	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5		1	機械室－3	2006
AHU 3	プレ+比色法70%	3φ200V	7.5	5.5	1	機械室－1	2006

設備一覧表（機械設備（送風機器））【3号館】

機器番号	機器名称	製造者名	機器型式	台数	相-電圧	電機容量 kW	系統名称	機器設置年度
RF-1-1	還気ファン	(株)テラルキョクトウ	片吸込シロッコファン	1	3φ200V	5.5	展示場	2006
RF-1-2	還気ファン	(株)テラルキョクトウ	片吸込シロッコファン	1	3φ200V	5.5	展示場	2006
RF-2-1	還気ファン	(株)テラルキョクトウ	片吸込シロッコファン	1	3φ200V	7.5	展示場	2006
RF-2-2	還気ファン	(株)テラルキョクトウ	片吸込シロッコファン	1	3φ200V	15.0	展示場	2006
OF-2800	給気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.5	機械室 1	2006
OF-3100	給気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.5	機械室 2	2006
OF-3500	給気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.6	機械室 3	2006
HEX-1	全熱交換機	松下電工(株)	天井カセット型	1	1φ100V	0.13	控室 2	2006
HEX-2	全熱交換機	松下電工(株)	天井カセット型	5	1φ100V	0.16	主催者兼会議室・控室 1	2006
HEX-3	全熱交換機	松下電工(株)	天井カセット型	1	1φ100V	0.24	主催者事務室	2006
ESS-300	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	2	1φ100V	0.06	便所 2	2006
ESS-350	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	1φ100V	0.06	消火ポンプ室	2006
ESS-1100	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	1φ100V	0.28	男子便所 1	2006
ESS-1200	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	3	1φ100V	0.28	女子便所 1・倉庫・パントリー	2006
ESS-1300	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	1φ100V	0.28	倉庫 2	2006
EF-2800	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.5	機械室 1	2006
EF-3100	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.5	機械室 2	2006
EF-3500	排気ファン	松下電工(株)	消音多翼型	1	3φ200V	1.6	機械室 3	2006
VF-100	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		管理事務室	2006
VF-150	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		多目的便所(女子)	2019
	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		多目的便所(男子)	2018
VF-200K	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		管理事務室（流し台）	2006
VF-250	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		授乳室	2006
VF-300	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		パントリー	2006
VF-350	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	1	1φ100V		控室3	2006
VF-400K	天井付換気扇	松下電工(株)	低騒音型	2	1φ100V		主催者事務室（流し台）	2006
							主催者兼会議室（流し台）	

機器番号	機器名称		機器型番	台数	相-電圧	圧縮機出力	能力 kW	
						kW	冷房	暖房
PAC-1	パッケージエアコン	ダイキン工業	FHYCP80H	1	3φ200V	3.94	8.0	10.0

設備一覧表（機械設備（衛生器具））【1号館】

器具名称	器具品番	1 階 A 便 所		1 階 B 便 所		1 階 E 便 所	3 階 C ・ D 便 所		計	備考
		男	女	男	女		男	女		
和式大便器(掃除口付)	C-75T-4			2	3	1	0	2	8	
和式大便器(トラップ着脱式)	C-129								0	
洋式大便器	C-21			1	1	1			3	
洋式大便器	CFS494CPNS	3	3	3	4		6	9	28	
身体障害者用便器	C-48A	1	1	2	2		2	2	10	
小便器	U-307C	3		8			11		22	
壁掛小便器	U-57					2			2	
洗面器	L-220	3	3	8	8	1	6	8	37	
身体障害者用洗面器	L-103D	1	1	2	2		2	2	10	
掃除用流し	SK-22A	1		2		1	2	1	7	

設備一覽表（機械設備（衛生器具））【2号館】

[illegible]

設備一覧表（機械設備（衛生器具））【3号館】

器具名称	器具品番	男子便所1	女子便所1	多目的便所1	多目的便所2	便所前室1	便所前室2	男子便所2	女子便所2	管理事務室	主催者事務室	主催者事務室会議室	授乳室	パントリー	ゴミ置場	屋外	計	備考
洋式大便器	C480S	3	8					1	2								14	
和式大便器	C755VU	2	4														6	
小便器	UFS800CE	8	1					2									11	
カウンター型洗面器	M928	5	4														9	
壁掛け型洗面器	L250DM							1	2								3	
掃除用流し	SK22A						1	2									3	
多目的便器	C480A			1			1	1									3	
車いす用洗面器	L270DM			1	1												2	
壁掛け手洗い器	LSE570AP			1	1												2	
オストメイト対応パック	UAS61ADM			1													1	
化粧鏡	TS119ASAYR5							1	2								3	
キッチンユニット	建築工学									1	1	1					3	
授乳用シンク	建築工学												1				1	
水栓	T131AS13 V13													3			3	
散水栓	T26KNH13														1	4	5	
散水栓	T26KNH13															6	6	
散水栓	T28ANH13	2	2	1	1												6	
ガス湯沸器	GQ55MW											1					1	
ガス湯沸器（FF）	GQ1637WS-FFA										1			1			2	
電機温水器	ES-20 DW3BR									1							1	

＜別紙― 2 ＞ 参考仕様書

1. 煤煙濃度測定業務仕様書
2. 電話交換設備保守点検業務仕様書
3. 空調用自動制御機器等保守点検業務仕様書
4. エアーユニット点検及び入替業務仕様書
5. (1号館) スライディングウォール設備保守点検業務仕様書
6. (2号館) スライディングウォール設備保守点検業務仕様書
7. 音響設備保守点検業務仕様書
8. 駐車管制装置保守点検業務仕様書
9. 舞台機構吊物設備保守点検業務仕様書
10. 電動ガラリ設備保守点検業務
11. 電動シャッター (1号館) 点検業務仕様書
12. 電動シャッター (2号館) 点検業務仕様書
13. 電動シャッター (3号館) 点検業務仕様書
14. 電動可動席保守点検業務仕様書
15. 舞台照明設備保守点検業務仕様書
16. 氷蓄熱装置保守点検業務仕様書
17. パッケージ型空調機等保守点検仕様書
18. 非常用発電システム保守点検業務仕様書

各仕様書記載の対象施設・機器の名称、仕様、数量等は参考扱いとする。

煤煙濃度測定業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、委託業務対象施設における煤煙濃度測定業務の委託に関し、その適正を期すため必要事項を定めたものである。

以下、委託者を甲とし、受託者を乙とする。

2. 委託業務対象機器

(1) 神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町6丁目1番1

・ ガス吸収式冷温水機	1号館	三菱	[MGUA-40C]
・ "	1号館	川重	[Σ TUG-400EN6C]
・ "	2号館	川重	[NUG-360BN6A]
・ "	2号館	川重	[NUG-360BN6A]

3. 委託業務内容

(1) 目 的

大気汚染防止法第16条同規則第15条第2項第4号に基づく、各機器単独運転時の煤煙濃度測定を行う。

(2) 測定項目および測定回数

1) 窒素酸化物濃度

各施設2回／年

2) オルザットガス分析（酸素・一酸化炭素・二酸化炭素）

各施設2回／年

3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定

各施設2回／年

※5年ごと、R元に実施。

4. その他

(1) 乙は委託業務の実施にあたって、委託業務対象施設の運営に支障を及ぼさないよう十分注意し、その責に帰すべき事由により施設に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。

(2) 測定は冷房期および暖房期とし、測定業務完了後は、速やかに報告書（2部）を提出すること。

電話交換設備保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、電話交換設備保守点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 - 1 ほか

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1 - 1 「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 から から 令和 年 月 日まで。

定期点検 2 回／年

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 1 - 2 「保守点検項目」に基づき所定の回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則２部）提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別表1-1】

「対象機器一覧」

施 設 名 称	対 象 機 器	数 量
神戸国際展示場	デジタル電子交換機 CX-01V2	1式
	シール蓄電池	1式
	多機能電話機	19台
	一般電話機	43台

【別表1-2】

「点検項目一覧」

1 外観点検

- (1) 装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無。
- (2) 装置架及び各部の緩みの有無。
- (3) 固定金具の劣化、固定ボルト等の緩みの有無。
- (4) エアフィルタの汚れ、目詰まりなどの有無
- (5) 各部分、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無。

2 機能点検

中央処理系

- (1) 系が二重化されている機種の場合には、系の手動切り替えスイッチ、またはコマンドによりGPUのACT→SBYおよび SBY→ ACTと切り替わること。
- (2) 障害表示試験は、システムの稼働に影響しない範囲の疑似障害（ファンアラーム。試験電話機のロックアウト等）を発生させ、警報表示及び障害情報を確認する。
- (3) メモリー及びハード時計のメモリバックアップ電池の出力テストボタンを有する場合には出力が正常であること。

通話系

- (1) 可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行い、多種可聴信号を確認する。
- (2) 局線表示試験は、通話中のランプ点灯状態を確認する。
- (3) 局線トランク試験は次による。
全局線（専用機を含む）の発信接続を行い、誤動作の有無及び通話品質を確認する。
全局線（専用機含む）の発信接続を行い、応答を確認する。
- (4) ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトラックの補足。呼び出確認する。
- (5) 会議通話試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの補足、機能確認及び通話品質をし音声の状態を確認する。
- (6) 各種音声ガイダンスの通話品質を確認する。
- (7) 押ボタンの電話機等により発信し、誤接続の有無を確認する。
- (8) ファンの入力電圧、センサ動作、回転状況が正常か確認する。

3 電源装置

- (1) 電源部（整流装置の充電状態を点検する。）
- (2) 蓄電池の損傷、液漏、汚損等の有無を確認する。
- (3) 交換機内部電源にテストポイントを有する場合には、電圧を確認する。

4 入出力装置

- (1) 保守コンソール試験を次により行う。自己診断機能がある場合は当該手順に基づき点検する
保守コンソールが印字機能を有する場合には、任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態を確認する。キーボードの汚れ及びランプの点検状態を確認する。
- (2) 通話料金管理機能の動作を確認する。

- (3) 補助記録装置としてFDD等を装備している機種の場合には、FDD等の試験はTESTコマンドを投入し動作を確認する。また新しいファイルを挿入し、ライトコマンドを投入して動作を確認する。

5 付属機器等

- (1) MDF等の各端子の取付状態の点検を行う。
- (2) 内線電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤動作の有無及び通話品質を確認する。また試験内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認を行う。
- (3) 多機能電話の試験は下記による。
 - 試験多機能電話機より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認を行う。
 - また試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認を行う。
 - 試験多機能電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び多機能の試験を行い昨日を確認するとともに表示の確認を行う。

6 運転環境

保守コンソールで障害ロギングを出力・分析する。

7 設置環境

- (1) 交換機室の温度、湿度等の規定が範囲内であるか確認する。
- (2) 異常音及び異臭の有無を点検する。

空調用自動制御機器等保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、空調用自動制御機器等保守点検業務 1 の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項をを定めたものである。

以下委託者 を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場1・2・3号館

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 番 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に可動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。(年 1 回)

中央監視盤においては、年 1 回の内部清掃を主体とした整備を行う。

自動制御設備においては、巡回訪問により設備の運転状況を観察し、運転状況が正常でないと判断された場合には適時微調整を実施する。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検、応急措置、調整を実施すること。

(3) 委託業務に関連する機器等であっても冷凍機及びボイラー本体に直接付属している自動機器の保守作業は除外する。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途精算を行うが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) 次に掲げる部品類等は乙の負担とする。

・ CO2 発信校正用ボンベ

・ モジュトロールモーター用ポテンションメーター

・ ダンパーリンクージ用ボールジョイント

・ コントローラー用動作表示ランプ

※ クランクピン玉軸受

※ ピストンピン針状コロ軸受

※ オイルシール

※ クランク軸玉軸受 A

※ クランク軸玉軸受 B

※ ピストンピン

- ・ リングセット
- ・ 空気弁パッキン
- ・ 空気弁組
- ※シリンダーヘッドパッキン
- ・ 吸込濾過器詰物
- ・ ブロンズフィルターエレメント

※印部品は2年周期で交換するものとする。

- (4) 機器及び部品の取替は、機器又は部品代金は別途精算する。
- (5) 緊急要請時の臨時点検は本契約に含むものとする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則2部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

対象機器一覧表
国際展示場（１号館）

- 1 パッケージ制御系統（１組）
 - 湿度調節器
 - ユニットコントローラM10
 - ニッケル測温抵抗体
- 2 空調器制御系統（１）（２組）
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - ダンパリンクージ
 - 遠隔手動設定器
 - 補助ポテンシヨメータ
 - 補助スイッチ
 - 弁リンクージ
 - 室内型温湿度検出器
 - 複座弁
 - ユニットコントローラM10
- 3 空調器制御系統（２）（２組）
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - ダンパリンクージ
 - 補助スイッチ
 - 遠隔設定器
 - 補助ポテンシヨメータ
 - 弁リンクージ
 - 室内型温湿度発信器
 - 複座弁
 - ユニットコントローラM10
- 4 空調器制御系統（３）（２組）
 - 湿度調節器
 - 温度検出器
 - ユニットコントローラM10
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - 弁リンクージ
 - ダンパリンクージ
 - 切替スイッチ
 - 連座弁
 - 複座弁
- 5 空調器制御系統（４）（２組）
 - 切替スイッチ
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - モジュトロールモータ
 - 湿度調節器
 - 温度検出器
 - 弁リンクージ
 - ダンパリンクージ
 - ユニットコントローラM10
 - 複座弁
- 6 ヘッダーバイパス制御系統（１組）
 - 絶縁トランス
 - アクションエータモータ

遠隔設定器
差圧発信器
複座弁
デジタル指示調節器
補助リレー
感震装置

7 冷却水制御系統（2組）

温度調節器
温度調節器
絶縁トランス
アクシヨネータモータ
遠隔設定器
複座弁
電動二方調節弁

8 ファンコイルユニット制御系統（4組）

温度調節器
小型電動二方弁

9 給排気ファンダンパー制御系統（8組）

モジュトロールモータ
ダンパリンケージ

国際展示場（2号館）

A 中央監視装置

1 セントラルシステム本体

監視用PC LCD/マウス
マネジメント・インテグレーション・サーバー
システムコアサーバー
カラーレーザープリンター

B 熱源・ローカル一般機器

1 空調器制御（1）（9組）

ユニットコントローラM10
白金測温抵抗体
挿入形湿度発信機
モジュトロールモータ
弁リンケージ
複座弁
直結形ダンパ操作器
補助ポテンシオメータ

2 空調器制御（2）（6組）

ユニットコントローラM10
白金測温抵抗体
挿入形湿度発信機
モジュトロールモータ
弁リンケージ
複座弁
直結形ダンパ操作器
補助ポテンシオメータ

3 熱源台数制御（1組）

パラマトリクスⅡ
A/D変換器
差圧発信器
デジトロニック
DC42V定電圧電源

アクショナータモータ
複座弁
電磁流量計/変換器
配管挿入形温度発信器
モータドライバー

4 熱交換器制御（１組）

デジトロニック
白金測温抵抗体
モータドライバー
アクショナータモータ
三方弁

5 冷却塔制御（１）（１組）

温度調節器

6 冷却塔制御（２）（１組）

温度調節器
温度調節器
アクショナータモータ
複座弁
液面リレー
電子式ブリッジ平衡リレー
遠隔設定器

7 冷却塔制御（３）（２組）

温度調節器
温度調節器
アクショナータモータ
複座弁
液面リレー
電子式ブリッジ平衡リレー
遠隔設定器

8 4F 電気室換気、空調切替制御（１組）

直結型ダンパ操作器

9 全熱交換器制御（２組）

ユニットコントローラM10
白金測温抵抗体
挿入形湿度発信器
直結形ダンパ操作器

10 空冷ヒートポンプパッケージ遠隔制御（１組）

湿度調節器

11 計測（１組）

室内形温度検出器
白金測温抵抗体
温度検出器
Ni測温抵抗体

12 ファンMDインターロック（３組）

直結型ダンパ操作器

国際展示場（3号館）

A. 中央監視装置

1. スマートスクリーン
スマートスクリーン2
無停電電源装置

B. 熱源制御

1. 熱源廻り制御 1セット
差圧発信機
DC24V電源
モジュトロールモータ
弁リンケージ
複座弁
配管温度検出器
デジタル指示調節器
プラグイン型フロートレスリレー
電動三方弁
2. 冷却塔廻り制御 1セット
小型電動ボール弁
ミズコン調節器
配管温度検出器
デジタル指示調節器

C. 熱源計測

1. 熱源廻り計測
デジタル積算熱量計
積算熱量計感温部
電磁流量計/変換器
2. 冷却塔廻り計測
配管温度検出器
3. 外気計測
挿入形温湿度センサ

D. 空調機ファンコイル廻り制御

1. 空調機制御（1）
挿入形温度センサ
挿入形湿度センサ
デジタル指示調節器
IDCベーシックユニット
アクティバル電動二方弁
直結形ダンパ操作器
補助ポテンショメータ
直結形ダンパ操作器
微差圧スイッチ
2. 空調機制御（2）
挿入形温度センサ
挿入形湿度センサ
デジタル指示調節器
IDCベーシックユニット
アクティバル電動二方弁
直結形ダンパ操作器
補助ポテンショメータ
直結形ダンパ操作器
微差圧スイッチ

- 3. ファンコイル群制御
 - ネオパネル（縦型）
 - IFC
 - 小型電動ボール弁

エアーユニット点検及び入替業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、カルミックエアーユニット点検及び入替業務の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項を定めたものである。

以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

- ・ 神戸国際展示場 神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 - 1

3. 委託業務対象機器

神戸国際展示場

- ・ カルミック エアーユニット 4 7 台 (1 号館 6 台)
- ・ エアーフレッシュナー 1 3 台 (1 号館 4 台)

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで
点検・入替業務は 2 ヶ月に 1 回 (年 6 回)

5. 委託業務の内容

委託期間を通じてカルミックエアーユニット及びエアーフレッシュナーの点検及び薬剤の入替を行うものとする。

6. 保守部品

- (1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。
- (2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

- (1) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。
- (2) 委託期間終了時には、甲の指示に従い、乙の負担にて現状復旧すること。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則2部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(1号館)スライディングウォール設備点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、スライディングウォール設備保守点検業務の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項を定めたものである。

以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場（1号館）

神戸市中央区湊島中町6丁目11番1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に可動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検整備

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。

年1回

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を3部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙 1

対象機器

神戸国際展示場			
機 器 名	場 所	数 量	
スライディング ウォール	1号館2F展示室	21 枚	2250W×4930H
		1 枚	450W×4930H
		42 台	ベアリング式クロスランナー

別紙 2

保守点検項目

スライディングウォール

(1) 作動点検

1. スライディングウォールを動かし、その動作がスムーズに動くかを調べる。
ライナー取替分のスライディングウォールについては、取替後動作の状態を調べること。
2. 取付各部の点検、調整
本体部と補強下地分との取付部の点検を行い、ボルトナット又はビスが緩んでいる箇所又は、その可能性のある箇所を工具を使用して固く締め付ける。又スライディングウォールの乗るレール自体も同様に点検すること
3. 製品本体部の点検、調整
製品本体部の総合的点検を行い。給油の必要な箇所には、給油を行い。部品部材で摩耗の著しい箇所又は、破損している箇所については協議の上、速やかに取り替え処置をすること
4. 設置及び走行点検、調整
上記の点検及び調整を行った後に設置及び収納の為の調整を行い、走行状態の点検、調整を行う。又、点検、調整の為に生じた表面の汚れを拭き取り、点検・調整を行う前の状態に戻すこと。

(2) 外観点検

1. スライディングウォールの外観状態の変形・異常の点検。
2. スライディングウォールの乗っているレールの曲がり、異常の点検。

(3) 機能点検

1. スライディングウォールを動かし、スムーズに動くか点検する。
2. スライディングウォール内のハンドルバーが正常に作動するか点検する。
3. ハンドルを動かし、仕切がスムーズに出るか点検し、出た後に正常の状態で定位置であるか点検する。
4. スライディングウォールの収納が、スムーズに出来るか点検する。
5. スライディングウォール接続部がしっかりと密着しているか点検する。
6. ライナー取り替え分のスライディングウォールについては、取り替え後上記の作動を確認調整のこと。

その他、総合点検

上記の、調整・点検後全ての動作、収納後の状態に問題がないか、点検する。

- * 点検・調整で生じた残材は原則として、乙が不法投棄することなく処分すること。

(2号館) スライディングウォール設備保守点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、スライディングウォールの委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場 (2号館)

神戸市中央区港島中町6丁目11番1

3. 委託対象機器

1. スライディングウォール RS-180D 2列(34面)

2. 電動ロータリー装置 2面

※スライディングウォール RS-100M 2列(34面)は使用せず格納中の為、点検不要

4. 委託期間

令和 年 月 日より令和 年 月 日まで

但し、保守点検回数は1回、詳細日程は打ち合わせによる。

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙はスライディングウォールの機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と、故障等の発生を未然に防止するため、別紙「保守点検内容」に基づき実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は、設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取り替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき、交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を派遣すること。

9. 提出書類

- (1) 甲の指示するもの。

10. 業務実施計画書の提出

- (1) 乙は、定期点検業務の実施にあたり、事前に実施工程表を作成し、甲に提出すること。
- (2) その他の業務の実施については甲が指示する。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したとき、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を2部提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

- (1) 甲は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、甲の立合のもとに業務を行い、その指示に従うこと。
- (2) 乙は、委託業務の履行にあたっては、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して作業を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙】

「保守点検内容」

1. 作動点検

- (1) スライディングウォールを動かし、その動作がスムーズに動くかを調べる。
ライナー取替分のスライディングウォールについては、取替後動作の状態を調べること。
- (2) 取付各部の点検、調整
本体部と補強下地分との取付部の点検を行い、ボルトナット又はビスが緩んでいる箇所又は、その可能性のある箇所を工具を使用して固く締め付ける。又スライディングウォールの乗るレール自体も同様に点検すること
- (3) 製品本体部の点検、調整
製品本体部の総合的点検を行い、給油の必要な箇所には、給油を行い。部品部材で摩耗の著しい箇所又は、破損している箇所については協議の上、速やかに取り替え処置をすること
- (4) 設置及び走行点検、調整
上記の点検及び調整を行った後に設置及び収納の為の調整を行い、走行状態の点検、調整を行う。又、点検、調整の為に生じた表面の汚れを拭き取り、点検・調整を行う前の状態に戻すこと。

2. 外観点検

- (1) スライディングウォールの外観状態の変形・異常の点検。
- (2) スライディングウォールの乗っているレールの曲がり、異常の点検。

3. 機能点検

- (1) スライディングウォールを動かし、スムーズに動くか点検する。
- (2) スライディングウォール内のハンドルバーが正常に作動するか点検する。
- (3) ハンドルを動かした後、仕切がスムーズに出るか点検し、出た後に正常の状態での位置であるか点検する。
- (4) 点検実施に基づき、交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。
- (5) スライディングウォールどうしがしっかりと密着しているか点検する。
- (6) ライナー取り替え分のスライディングウォールについては、取り替え後上記の作動を確認調整。

4. その他、総合点検

上記の、調整・点検後全ての動作、収納後の状態に問題がないか、点検する。
また、スライディングウォール本体及び床面を丁寧に清掃すること。

* 点検・調整で生じた残材は原則として、乙が不法投棄することなく処分すること。

音 響 設 備 保 守 点 検 業 務 仕 様 書

1. 総 則

本仕様書は、音響設備保守点検業務の委託に関し、その業務の適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 - 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1「点検対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

神戸国際展示場

2 回／年 点検実施（吊りスピーカーは、1 回）

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2「保守点検内容」に基づき規定回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

- (1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は、別途支払いとするが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。
- (2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、定期点検業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則２部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象施設に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載の無い事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙1】点検対象機器 一覧表（神戸国際展示場）

設置場所	機 械 名	メーカー名	型 番	用 途
映写室 1	音響調整卓	YAMAHA	M7CL	
	電力増幅器	1A d&b	D12	A メイン遠
		1B		B メイン近
		5A YAMAHA	PC3301N	A スピーカーコンセント A
		5B		B スピーカーコンセント B
		6A YAMAHA	PC3301N	A スピーカーコンセント C
		6B		B スピーカーコンセント D
		7A YAMAHA	P-4050	A A-1
		7B		B A-2
		7C		C A-3
		7D		D A-4
		8A YAMAHA	P-4050	A B-1
		8B		B B-2
		8C		C B-3
		8D		D B-4
		9A YAMAHA	P-4050	A B-5
		9B		B B-6
		9C		C B-7
		9D		D B-8
		8B YAMAHA	P-4050	A B-9
		8C		B B-10
		8D		C B-11
		10A		D B-12
		10B YAMAHA	P-4050	A B-13
		10C		B B-14
		10D		C モニターL
		11A		D モニターR
	デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME64N	
	デジタルミキシングエンジン	YAMAHA	DME80-C	
	メモリーCDデッキ	TASCAM	SS-CDR200	
	カセットデッキ	TASCAM	122Mk3	
		TASCAM	122Mk3	
映写室 3	音響調整卓	YAMAHA	M7CL	
	電力増幅器	1A d&b	D12	A メイン遠
		1B		B メイン近
		5A YAMAHA	PC3301N	A スピーカーコンセント A
		5B		B スピーカーコンセント B

設置場所	機 械 名		メーカー名	型 番		用 途
映写室 3		6A	YAMAHA	PC3301N	A	スピーカーコンセント C
		6B			B	スピーカーコンセント D
		7A	YAMAHA	P-4050	A	コンベンションホール
		7B			B	スピーカー天井
		8A			C	C-3
		8B			D	C-4
		9A	YAMAHA	P-4050	A	D-1
		9B			B	D-2
		10A			C	D-3
		10B			D	D-4
		11A	YAMAHA	P-4050	A	D-5
		11B			B	D-6
		12A			C	D-7
		12B			D	D-8
		13A	YAMAHA	P-4050	A	D-9
		13B			B	D-10
		14A			C	D-11
		14B			D	D-12
		15A	YAMAHA	P-4050	A	D-13
		15B			B	D-14
		16A	YAMAHA	P-4050	C	E-1
		16B			D	E-2
		17A	YAMAHA	P-4050	A	E-3
		17B			B	E-4
		18A			C	モニターL
		18B			D	モニターR
	デジタルミキシングエンジン		YAMAHA	DME64N		
	デジタルミキシングエンジン		YAMAHA	DME80-C		
	メモリーCDデッキ		TASCAM	SS-CDR200		
	カセットデッキ		TASCAM	122Mk3		
			TASCAM	122Mk3		
	ワイヤレス受信機		SHURE	AXT400	①	
			SHURE	AXT400	②	
	混合分配器		SHURE	AXT630	①	
			SHURE	AXT630	②	
3階会議室	音響調整卓		YAMAHA	QL5		
	電力増幅器	1A	PowerSoft	Quattrocanali 2404 DSP	A	メイン L
		1B	〃	〃	B	メイン R
		1C	〃	〃	C	予備
		1D	〃	〃	D	予備

[illegible]

【別紙2】保守点検内容（国際展示場）

[illegible]

駐車管制装置保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、駐車管制装置保守点検業務の委託に関し、その業務の適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下、委託者 を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町6丁目11-1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

6回／年（2ヶ月に1回 定期点検実施）

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼動できるよう、点検を行うものとする。

（1）定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。

（2）臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

（1） 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、あらかじめ乙において十分に準備しておくこと。

（2） 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

（1） 点検実施に基づき、交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、ヒューズやパイロットランプ類等は乙の負担とする。

（2） 委託業務の履行に必要な工具類・保守消耗品・清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり、事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数(原則2部)甲へ提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある危機の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) 保守点検費用は年2回、9月・3月に委託業務履行確認、請求書受理後支払うものとする。
- (3) この仕様書に記載の無い事項または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙 1】対象機器一覧

(1)	駐車券発行機	1	台
(2)	料金計算機 (全自動式)	1	台
(3)	カーゲート	2	台
(4)	ループ式車両検知機	2	台
(5)	信号制御盤	1	台
(6)	回転灯 (ブザー付)	1	台
(7)	中央警報表示盤	1	基

【別紙2】点検項目一覧

1 駐車券発行機

- (1) 表面パネル部スイッチ及び機能動作確認
- (2) 表示部
- (3) ロール紙取付部
- (4) 各警報機能
- (5) 券出口高さ 位置調整
- (6) 各シート、コネクタ及び端子盤
- (7) 電源電圧の確認
- (8) 案内放送、車内検出器
- (9) ゴム、ピンチ、ローレット各ローラー
- (10) インクローラー、リボン
- (11) スタンプ印字状態
- (12) ドットヘッド及び印字ドラム
- (13) カッター刃及び可動部
- (14) 磁気ヘッド
- (15) 検出 LED PTR
- (16) 各種ベルト
- (17) クラッチ部
- (18) 各リミットスイッチ
- (19) フレーム取付ビス
- (20) 総合動作の確認

2 料金計算機(全自動)

- (1) 表面パネル部スイッチ及び機能動作確認
- (2) 各表示及び表示器
- (3) 磁気ヘッド
- (4) 検出 LED PTR
- (5) 各種ベルト
- (6) インクリボン機構
- (7) スタンプ印字状態
- (8) 各シート、コネクタ及び端子盤
- (9) 定期券リーダー部
- (10) 送りローラー
- (11) 電源電圧の確認
- (12) 領収書発行部
- (13) キャッシュドロアー(金庫)
- (14) 検銭機
- (15) 紙幣判別器
- (16) 釣り銭機構部
- (17) 専用コイン機構部
- (18) 総合動作の確認

- 3 カーゲート
 - (1) 各スイッチ及びカム
 - (2) 減速機
 - (3) 滑りクラッチ
 - (4) ベルト
 - (5) 上昇下降時の位置
 - (6) 制御リレー
 - (7) アームロック
 - (8) ポール取付状態及びバランス
 - (9) 総合動作の確認
- 4 ループ式車両検知機
 - (1) 電源電圧の測定
 - (2) 整流器出力の測定、調整
 - (3) コネクタ、端子の締付確認
 - (4) ループコイルの絶縁測定
 - (5) 車両通過時の総合動作の確認
- 5 信号制御盤
 - (1) 電源部点検
 - (2) 各種リレー点検
 - (3) 各表示ランプの点検
 - (4) スイッチ、ヒューズの点検
 - (5) 制御シートの点検
 - (6) タイマー時素調整
 - (7) コネクタ、端子の締付確認
 - (8) リードアウトカウンターの確認
 - (9) 台数表示部の点検清掃
 - (10) デジタルスイッチの点検
 - (11) 総合動作の確認
- 6 回転灯(ブザー付)
 - (1) 車両接近時における動作確認
 - (2) 電源電圧レベル測定
 - (3) 音響装置の点検
- 7 中央警報表示盤(移報)
 - (1) 故障表示確認
 - (2) 電源電圧レベル測定

舞台機構吊物設備保守点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、舞台機構吊物設備保守点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の所在地

神戸国際展示場（2号館） 神戸市中央区港島中町6丁目11番1号

3. 委託物件対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで

（保守点検予定月）

・神戸国際展示場（2号館） 5月・7月・9月・11月・1月・3月頃 （ 6回）

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

（1）定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙2－1～3「保守点検内容」に基づき既定回数実施すること。

（2）臨時点検業務

乙は、設備の不時の故障等、甲から要請があった場合は、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

- (1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。
- (2) 点検の結果取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担等

- (1) 点検業務に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。
- (2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗費品、清掃用具類は、乙の負担とする。
- (3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

- (1) 乙は、委託業務の実施にあたる乙の組織図（責任者の所属、氏名、連絡方法）を作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、その都度委託業務に従事する技術員の住所、氏名、生年月日、資格等を記載した名簿を甲に提出すること。
- (3) その他甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに点検結果報告書を3部提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得ること。

12. 検査

- (1) 甲は、委託業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項、または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

別紙1 「対象機器一覧」

国際展示場（2号館）

設備の種類	電動/手動	台数		
美術ボタン	電動ドラム巻取式	3 台	展示ホール	SBA1, B1, D1
スクリーン	電動ドラム巻取式	2 台		SCA1, D1
照明ボタン	電動ドラム巻取式	6 台		LBA1, 2, 3, D1, 2, 3
美術ボタン	電動ドラム巻取式	2 台		SBA2, D2
美術ボタン	電動ドラム巻取式	1 台		SBB2
スクリーン	電動ドラム巻取式	2 台		SCB1, C1
照明ボタン	電動ドラム巻取式	3 台		LBB1, 2, 3
照明ボタン	電動ドラム巻取式	2 台		LBB4, C4
照明ボタン	電動ドラム巻取式	2 台		LBB5, C5
美術ボタン	電動ドラム巻取式	1 台	3 階会議室	SB
連結ボタン	電動ドラム巻上式	1 台	3 階会議室	SC
幕類	ホワイトスクリーン	12000×12500	襷無	SCA1, D1
		6400×12500	襷無	SCB1, C1
操作盤、制御盤類		1 式		

別紙 2

「保守点検内容」

1. 吊物装置

(1) ワイヤロープ

- ・各滑車間、吊パイプ間、ウエート枠間の状態の良否
- ・吊パイプ、ウエート枠、ワイヤ巻取りドラムの状態の良否
- ・ワイヤロープの素線の切断、径の減少、キンク、形崩れ、腐食の有無の点検
- ・ワイヤロープの摩損状態の有無
- ・伸び、吊り下げ状態の良否
- ・ワイヤロープの先端及び終端止め金具の締め付け点検
- ・ワイヤロープのテンション調整
- ・ワイヤロープの径の測定（年 1 回以上）

(2) 各滑車、網車

- ・各滑車の状態の良否(摩耗量の計測年 1 回以上)
- ・各滑車の欠損、亀裂、摩耗の有無、回転状態及び給油状態の点検
- ・取付状態の良否、滑車とワイヤ芯のずれの有無
- ・滑車、網車の回転状態及び給油状態の点検
- ・回転時の異音の有無
- ・ワイヤロープのかかり度の点検調整

(3) 吊パイプ及び幕地

- ・吊荷重は許容内で分布されているかの状態の良否
- ・吊り込まれる重量の確認、落下防止は充分か状態の良否
- ・吊パイプ状態の良否
- ・吊パイプとワイヤの接続状態の良否
- ・パイプのジョイント曲りの有無
- ・各幕布地の損傷の有無
- ・各幕布地のレベル調整

(4) 電動機

- ・運転状態の良否
- ・取付状態の良否
- ・本体の発熱及び異音、異臭の有無
- ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
- ・カップリングの傷及びゆるみの有無

(5) 制動機

- ・取付状態の良否
- ・作動状態、作動量と作動感度の良否
- ・制動体の摩耗状態の良否（ブレーキシューの肉厚計測年 1 回以上）
- ・滑動部の摩耗、給油状態の良否

(6) 減速機

- ・取付状態の良否
- ・油量及び成分の良否（補給含む）
- ・回転作動状態の良否
- ・歯車の摩耗状態の良否
- ・軸受部の発熱状態の良否
- ・ギヤー関係のギャップ及び砲金の損傷の有無
- ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
- ・油漏れ及び各パッキン、オイルシールの劣化度の点検
- ・マシンビームの傷及び、損傷の有無
- ・ギヤーオイルの粘着度の点検
- ・ワイヤロープ巻き取りドラムの溝及び、本体損傷、傷の有無

- (7) 減速装置、チェーン、ホイール、プーリー、歯車
 - ・キーのセット、亀裂の良否
 - ・油量及び成分、状態の良否
 - ・回転作動状態、清掃状態の良否
 - ・歯車、鎖車の摩耗状態の良否
 - ・軸受部の発熱状態の良否
- (8) 網車、巻取りドラム
 - ・取付状態の良否、破損、主索とのすべりの有無
 - ・引き止め金具の状態の良否
 - ・軸受部の発熱状態の良否
 - ・溝部の摩耗状態の良否
- (9) 受電盤、制御盤
 - ・取付状態の良否、加熱などの発生のないこと
 - ・雨水、漏水等の侵入形跡、結露が無いか点検
 - ・供給電圧は規定の数値で始動時、運転時、静止時の差が±10%以上ないか点検
 - ・制御器等の取付状態、リレー、スイッチ作動状態の良否
 - ・制御盤各リレーの接触及び動作の点検
 - ・制御盤内各ヒューズの点検
 - ・端子盤各押釦表示ランプの作動テスト及び接点ギャップの有無
 - ・端子盤のビス等ゆるみの有無
- (10) 操作盤
 - ・スイッチ類の破損、取付状態の良否
 - ・ランプの球切れ、緩み等、取付状態の良否（寿命時間の確認）
 - ・安全関係釦、スイッチの作動の良否
 - ・配線のはずれ、ネジの緩み防止の状態の良否
 - ・内外部清掃、内外塗装のはがれの有無
- (11) 上・下限スイッチ類
 - ・取付状態、作動状態の良否
 - ・停止精度、確認位置等、再調整の必要の有無
 - ・ファイナルスイッチ、突上げ防止スイッチ類の作動状態の良否
- (12) その他
 - ・照明ケーブルの損傷、傷、巻き取りたるみの有無
 - ・全般的な給油及び清掃、調整ボルトナット類の締付作業
 - ・点検日にホール担当者から吊物装置に対して指摘された簡単な作業

2. 迫り上り装置

- (1) 電動機関係
 - ・本体の発熱及び異音、異臭の有無
 - ・軸、軸受けの損傷及びベアリングの異音の有無
 - ・カップリングの傷及びゆるみの有無
- (2) 油圧関係
 - ・ポンプの傷及び、損傷の有無
 - ・シリンダーの傷及び、損傷の有無
 - ・パッキンのオイル漏れ摩耗点検
 - ・オイルタンクの油量ゲージの点検
 - ・オイルタンクの油の劣化有無点検
 - ・押上アームの損傷点検

- (3) 電気関係
 - ・制御ユニット作動テスト及び、ヒューズ劣化点検
 - ・制御盤の押釦、表示ランプの作動テスト及び接点ギャップの有無点検
 - ・各リミットスイッチ接触及び動作テスト
 - ・上、下床のリミットスイッチによるレベル調整
- (4) 塔内関係
 - ・ガイドレールの傷及び、損傷、摩耗の有無
 - ・本体ガイドシュー摩耗度点検
- (5) その他
 - ・全般的な給油及び清掃、調整ボルトナット類の締付作業
 - ・点検日にホール担当者から吊物装置に対して指摘された簡単な作業

3. 絶縁測定

- (1) 吊物装置及び迫り上り装置の絶縁測定は毎年 1 回以上実施する

電動ガラリー設備保守点検業務

1. 総則

本仕様書は、電動ガラリー設備の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場（2号館）
神戸市中央区港島中町6丁目11番1

3. 委託対象機器

甲は、別紙1「対象機器一覧」に示す電動ガラリーの点検を乙に委託する。

4. 期間

保守点検は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までの間に2回とする。

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は、諸設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

ア. 定期点検業務

設備の機能維持と、故障等の発生を未然に防止するため、別紙2「保守点検内容」に基づき実施すること。

イ. 臨時点検業務

乙は、設備の不時の事故等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

（1）委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

（2）点検の結果、取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担

（1）点検実施に基づき、交換の必要が生じた部品の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類は、乙の負担とする。

（2）委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

（3）その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため、業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

(1) 甲の指示するもの。

10. 業務実施計画書の提出

(1) 乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表を作成し、甲に提出すること。

(2) その他の業務の実施については甲が指示する。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときには、速やかに業務実施内容を記録した、点検結果報告書を2部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、甲の立合のもとに業務を行い、その指示に従うこと。

(2) 乙は、業務の履行にあたって、業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して行うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項、又は、疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

【別紙 1】

「対象機器一覧」

神戸国際展示場 2 号館

機 器 名 仕	様	数量
可動ガラリ本体 電動開閉・外倒し	1 1 2 窓	1 9 基
可動ガラリ本体 ワンタッチ式・縦軸	6 窓	6 基
スイッチボックス		1 7 台

【別紙２】保守点検内容

（１）操作系統

- １． 開閉駆動機の点検
- ２． 開閉駆動機からの操作及び表示の点検
- ３． テンション・スティの点検
- ４． ダイナボルトの点検
- ５． ベースプレートの点検
- ６． ビス、ナットの緩み点検
- ７． ワイヤロープの状態点検
- ８． 非常用電源収納ボックスの点検（バッテリーチェック、清掃等）
- ９． 中継ボックスの点検（接続端子の増締、清掃等）
- １０． 操作盤の点検（接続端子の増締、清掃等）
- １１． 操作盤からの操作及び表示の点検
- １２． 各系統別作動状態の点検

（２）伝達系統

- １． ワイヤロープの状態の点検
- ２． テンション・スティ、ワイヤークリップの点検
- ３． 転向滑車の点検
- ４． メインパイプの点検
- ５． メインケーブルの点検
- ６． パイプジョイントの点検
- ７． パイプ溝加工部の点検
- ８． パイプ曲げ加工部の点検
- ９． クランプの点検
- １０． ビス、ナットの緩み点検

（３）窓まわり系統

- １． 障子金具類の点検
- ２． ロープ振れ止め金具の点検
- ３． 滑車関係の点検
- ４． スクリュージャッキユニットの点検
- ５． ガラリ可動部の点検
- ６． ガラリの変形、曲りの点検
- ７． メインパイプ、メインケーブルの点検
- ８． クランプ、パイプジョイントの点検
- ９． パイプ溝加工部の点検
- １０． パイプ曲げ加工部の点検
- １１． ブランケット関係の点検
- １２． ビス、ナットの緩み点検

(1号館) 電動シャッター点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、電動シャッターの委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場（1号館） 神戸市中央区港島中町6丁目11番1

3. 委託対象機器

甲は、別紙「対象機器一覧」に示す電動シャッターの点検を乙に委託する。

4. 期間

保守点検は、令和 年 月 日 より 令和 年 月 日までの間に1回とする。

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は、諸設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

ア. 定期点検業務

設備の機能維持と、故障等の発生を未然に防止するため、別紙「保守点検内容」に基づき実施すること。

イ. 臨時点検業務

乙は、設備の不時の事故等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担

(1) 点検実施に基づき、交換の必要が生じた部品の費用は別途支払うが、ヒューズ類、電池、各種ランプ類、油脂類、ボルトナット類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するために、業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

(1) 甲の指示するもの。

10. 業務実施計画書の提出

(1) 乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表を作成し、甲に提出すること。

(2) その他の業務の実施については甲が指示する。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときには、速やかに業務実施内容を記録した、点検結果報告書を2部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。

- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、甲の立合のもとに業務を行い、その指示に従うこと。
- (2) 乙は、業務の履行にあたって、業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は、疑義の生じた事項については、その都度
甲乙協議の上定めるものとする。

【別紙】

「対象機器一覧」

神戸国際展示場

電動シャッター

20面

「保守点検内容」

1. 保守点検対象

- ①防火・防災シャッター本体
- ②シャッターの動力装置
- ③シャッターの制御装置
- ④シャッターの操作スイッチ

2. 点検内容

- ①解放状態 曲がり、損傷、閉鎖支障障害物、破損、変形、操作状態
- ②閉鎖状態 曲がり、変形、損傷、さび、遮煙上有害な隙間
- ③開閉機構と天井内 異常、注油状態、スプロケット芯の合致、損傷、安全スイッチ
- ④作動状態 作動位置、摩擦音、きしみ音等

(2号館) 電動シャッター点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、電動シャッターの委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場(2号館) 神戸市中央区港島中町6丁目11番1

3. 委託対象機器

甲は、別紙「対象機器一覧」に示す電動シャッターの点検を乙に委託する。

4. 期間

保守点検は、令和 年 月 日より、令和 年 月 日までの間に1回とする。

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は、諸設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

ア. 定期点検業務

設備の機能維持と、故障等の発生を未然に防止するため、別紙「保守点検内容」に基づき実施すること。

イ. 臨時点検業務

乙は、設備の不時の事故等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担

(1) 点検実施に基づき、交換の必要が生じた部品の費用は別途支払うが、ヒューズ類、電池、各種ランプ類、油脂類、ボルトナット類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するために、業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

(1) 甲の指示するもの。

10. 業務実施計画書の提出

(1) 乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表を作成し、甲に提出すること。

(2) その他の業務の実施については甲が指示する。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときには、速やかに業務実施内容を記録した、点検結果報告書を2部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、甲の立合のもとに業務を行い、その指示に従うこと。

(2) 乙は、業務の履行にあたって、業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して行うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項、又は、疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

【別紙】

「対象機器一覧」

神戸国際展示場 2 号館	電動シャッター	3 6 面
--------------	---------	-------

「保守点検内容」

1. 保守点検対象

- ①防火・防災シャッター本体
- ②シャッターの動力装置
- ③シャッターの制御装置
- ④シャッターの操作スイッチ

2. 点検内容

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ①解放状態 | 曲がり、損傷、閉鎖支障障害物、破損、変形、操作状態 |
| ②閉鎖状態 | 曲がり、変形、損傷、さび、遮煙上有害な隙間 |
| ③開閉機構と天井内 | 異常、注油状態、スプロケット芯の合致、損傷、安全スイッチ |
| ④作動状態 | 作動位置、摩擦音、きしみ音等 |

(3号館) 電動シャッター点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、電動シャッターの委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場 (3号館) 神戸市中央区港島中町 6 丁目

3. 委託対象機器

甲は、別紙「対象機器一覧」に示す電動シャッターの点検を乙に委託する。

4. 期間

保守点検は、令和 年 月 日より、令和 年 月 日までの間に 1 回とする。

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は、諸設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

ア. 定期点検業務

設備の機能維持と、故障等の発生を未然に防止するため、別紙「保守点検内容」に基づき実施すること。

イ. 臨時点検業務

乙は、設備の不時の事故等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替を必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替るものとする。

7. 費用負担

(1) 点検実施に基づき、交換の必要が生じた部品の費用は別途支払うものとするが
 フェーズ、パイロットランプ類は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

(3) その他は、甲乙協議の上定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するために、業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

(1) 甲の指示するもの。

10. 業務実施計画書の提出

(1) 乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表を作成し、甲に提出すること。

(2) その他の業務の実施については甲が指示する。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときには、速やかに業務実施内容を記録した、点検結果報告書を2部提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、甲の立合のもとに業務を行い、その指示に従うこと。

(2) 乙は、業務の履行にあたって、業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者と協調して行うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項、又は、疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

【別紙】

「対象機器一覧」

神戸国際展示場 3 号館 電動シャッター 3 面

「保守点検内容」

1. 保守点検対象

- ①防火・防災シャッター本体
- ②シャッターの動力装置
- ③シャッターの制御装置
- ④シャッターの操作スイッチ

2. 点検内容

- ①解放状態 曲がり、損傷、閉鎖支障障害物、破損、変形、操作状態
- ②閉鎖状態 曲がり、変形、損傷、さび、遮煙上有害な隙間
- ③開閉機構と天井内 異常、注油状態、スプロケット芯の合致、損傷、安全スイッチ
- ④作動状態 作動位置、摩擦音、きしみ音等

電動可動席保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、電動可動席保守点検業務の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 番 1 号

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで（保守点検は、年 1 回とする。別途指示）

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に可動できるよう点検を行うものとする。

（1）定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2「保守点検項目」に基づき実施すること。特に、電気設備系統を、重点的に実施すること。

（2）臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

（1） 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

（2） 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

（1） 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類、乙の負担とする。

（2） 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は乙の負担とする。

（3） その他は、甲乙協議のうえ定める。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則２部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

1 2. 検査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

1 3. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙 1】

対象機器一覧

神戸国際展示場（2号館）

機器名

1. R S C本体	2 基
2. 椅子	1 5 3 2 席
3. 本体駆動装置	4 台
4. 制御盤	2 面

【別紙２】

保守点検項目

（１）本体外観

- １． 支材、ローラーカバーに変形、損傷はないか
- ２． 貫材に変形、損傷はないか
- ３． ブレーシングに、変形、損傷はないか
- ４． ローラーに、変形、損傷はないか
- ５． 椅子の張りに汚れ、破損はないか
- ６． 手摺に変形、損傷はないか
- ７． サイドパネルに変形、損傷はないか
- ８． 椅子起立カバーに変形、損傷はないか
- ９． 収納時に各段の揃いはよい
- １０． 収納時に建物との揃いはよい
- １１． 引出時の本体、椅子の揃いはよい
- １２． アーム受けローラーに損傷はないか
- １３． ノンスリップタイヤに損傷はないか

（２）ボルト、ナット類の緩み脱落

- １． 支材、貫材の緩みはないか
- ２． 支材、ブレーシング、貫材の緩みはないか
- ３． 貫材、各アームの緩みはないか
- ４． 床、椅子、のマウントベース、椅子部の緩みはないか
- ５． 床、手摺の緩みはないか
- ６． 椅子組立各部の緩みはないか
- ７． 補助ステップのガタツキ、緩みはないか
- ８． ノンステップタイヤの取付に緩みはないか
- ９． 椅子起立カバーの緩みはないか
- １０． 本体カバー類の緩みはないか
- １１． 椅子押え金具の緩みはないか
- １２． 収納ガイド、リンク（床面、壁面）との固定はよい
- １３． 駆動部、本体との結合に緩みはないか

（３）椅子起立装置

- １． モーター、起立フレームに変形、損傷はないか
- ２． 各ボルト、ナット類の緩みはないか
- ３． ギヤーのかみ合いは完全か
- ４． 伝達シャフトの連結は正常か
- ５． 椅子起立、収納時に異常音の発生はないか
- ６． 給油状態はよい
- ７． 作動時にモーターに異常な発熱はないか

（４）制御装置の確認

- １． 制御盤に、損傷はないか
- ２． 配管、ケーブルに損傷はないか

3. 制御盤内の端子に緩みはないか
4. 足下灯、各表示灯の球切れはないか
5. リミットスイッチに損傷はないか
6. リミットスイッチは正常に作動するか
7. 配線の取付金具の緩みはないか
8. リモートスイッチボックス及びスイッチに損傷はないか
9. リモートスイッチボックスの取付に緩みはないか
10. 前進、後進、停止の各スイッチの機能は正常か
11. 始動、作動完了ブザーの鳴動は正常か
12. 走行中（作動中）のブザーの鳴動は正常か
13. 非常停止（フロンツカート）の作動確認
14. 非常停止ベルの鳴動は正常か
15. 漏電ブレーカー、サーマルリレーは正常に作動するか
16. シーケンサーC P Vは正常か（ハードチェック）
17. シーケンサーのバッテリーは期限内か
18. 絶縁抵抗測定
 - （5）駆動装置の確認
 1. モーター、減速機及び配線に変形、損傷はないか
 2. 伝達部品に、変形、損傷はないか
 3. ボルト、ナット類に緩みはないか
 4. 作動時にモーターに異常な発熱はないか
 5. 作動時に各部より異常音の発生はないか
 6. 駆動用ローラーに変形はないか
 7. 軸受け部の給油状態はよいか
 8. ローラーチェーンの張りは適性か
 - （6）作動・調整の確認
 1. 引出時に振れはないか（直進性）
 2. ロックの掛かりはよいか
 3. 椅子起立、収納の調整
 4. 椅子起立時のガタツキはないか
 5. アーム受けローラーの調整
 6. 上部ストッパーの調整
 7. 収納リンクの調整
 8. 引出及び収納時に、正しく所定の位置に停止するか
 - （7）その他
 1. 付属品
 2. 収納部分にゴミの堆積はないか
 3. 足下灯のバッテリーは期限内か
 4. 足下灯の非常点灯への切替わりは正常か

舞 台 照 明 設 備 保 守 点 検 業 務 仕 様 書

1. 総 則

本仕様書は, 舞台照明設備保守点検業務 の委託に関し、 その業務の適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 番 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1－1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

(点検回数は別紙 1－2「保守点検回数」による)

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼動できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2「保守点検内容」に基づき別表 1－2 に規定する回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

- (1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は、別途支払うものとするが、ヒューズパイロットランプ類等は、乙の負担とする。
- (2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

- (1) 乙は、定期点検・臨時点検業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書及び点検写真を必要部数（原則2部）提出すること。
- (2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

- (1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象施設に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。
- (2) この仕様書に記載の無い事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙 1 - 1】

対 象 機 器 一 覧 表

機器名		神 戸 国 際 展 示 場	
調 光 装 置	操作卓		3 基 (1 基操作部)
	主幹盤		3 面 (1 面ユニット含む)
	端子盤		2 面
	切換盤		4 面
	制御盤		1 面
	負荷表示モニター		2 面
	調光器盤		4 面
	クロスバー制御部		1 式
照 明 器 具	サスペンションライト		
	ボーダーライト		
	ボーダーコンセント		1 9 列
	シーリングライト		
	フットライト		
	プロセミアムボーダーライト		
	プロセミアムサスペンションライト		
	フロントサイトスポットライト		
	ピンスポットライト		2 台
	ピンスポットライト用整流器		2 台
	タワーライト		
	天反ライト		
	照明用コンセント		1 式
	アップーホリゾントライト		
	ローホリゾントライト		

【別紙 1－2】

保 守 点 検 回 数

施 設 名	点 検
(1) 神戸国際展示場	コンベンションホール調光設備保守点検

【別紙 2】

保 守 点 検 内 容

1. 調光装置

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増締
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) フェーダー動作確認
- (カ) クロスバー動作確認
- (キ) 記憶確認
- (ク) 内部清掃

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定（調光装置～大地間）
 - (イ) 入力電圧測定（各相）
 - (ウ) プリセット出力信号電圧、出力電圧測定
 - (エ) 各操作出力信号電圧測定
- *システム、クロス、グループ、フリー共任意 5 ユニット抜き取り測定

2. 舞台照明器具（ピンスポットライト含む）

- (ア) ケーブル損傷、亀裂、もつれ等の有無
- (イ) 器具吊り下げ及び取付金具確認
- (ウ) 接続端子部等の増締
- (エ) 器具外部清掃
- (オ) 負荷回路絶縁抵抗測定

3. ピンスポット用整流器

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増締
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) 内部清掃

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定（装置～大地間）
- (イ) 入力電圧測定（各相）
- (ウ) 出力信号電圧、出力電圧測定

4 . 照明制御盤 (Free Fit light) ・各分電盤

(1) 外観構造

- (ア) 各部分の損傷亀裂
- (イ) 各接続端子の増縮
- (ウ) 配線、ハンダ付箇所の確認
- (エ) 表示灯の点灯確認
- (オ) 記憶確認
- (カ) 内部清掃
- (キ) コネクタの接合状況
- (ク) 部品ユニットの取付状況・異常・変形・変色
- (ケ) パターンSWの動作的機能
- (コ) 手動切り替えSWの動作的機能

(2) 電気特性

- (ア) 絶縁抵抗測定 (各装置～大地間)
- (イ) 入力電圧測定 (各相)
- (ウ) 伝送出力信号電圧、出力電圧測定
- (エ) 各操作出力信号電圧測定

(3) システム機能

- (ア) パターンゾーン手動制御の確認
- (イ) 水銀灯の安定器の状態確認
- (ウ) 水銀灯のON、OFF状態の確認

氷蓄熱装置保守点検業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、氷蓄熱装置保守点検業務保守点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の所在地

神戸国際展示場（２号館）神戸市中央区港島中町6丁目11番1

3. 委託業務対象機器

氷蓄熱装置

・アイスチラー冷凍機（KSC-60C）	2台
・アイスチラー蓄熱槽（TSU-D450CF）	2槽
・蓄熱槽エアポンプ（BSS-40）	2台
・冷却塔（SKV-60F）	2台

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで
保守予定 年 2回（シーズンイン・シーズンオフ）

5. 委託業務の内容

1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等を未然に防止するため、別紙１「保守点検項目」に基づき規定回数実施すること。

年 2回（６月頃・１２月頃）打合せによる。

2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

（１） 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

（２） 点検の結果、取り替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取り替えるものとする。

7. 費用負担等

（１） 点検実施に基づき交換の生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

（２） 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品（ウエス、グリス、オイル等）、清掃用具は乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため、業務の内容を十分に熟知した技術員を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、各委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を、必要部数（原則２部）提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は速やかに甲の指示に従い、乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたっては、委託業務対象機器に関連のある、機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項であっても、機器の維持管理に必要な事項は、乙の責任においてこれを行う。また、疑義のある事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

【別紙１】
保守点検項目

保 守 点 検 項 目			イン	オフ	備考	
各操作弁、電磁弁の点検			開閉状態の確認	○		
			作動確認	○		
温度式膨脹弁			作動確認	○		
制御盤			ネジの緩み、腐食変色等の点検	○	○	
冷凍機	冷	主モーター	運転電流値、絶縁測定、グリス注入	○	○	
		各モーター	運転電流値、絶縁測定	○	○	
		ドライヤー	乾燥剤の取替	○		
	凍	オイル	点検	○	○	
		冷媒	点検	○	○	
		安全弁	取外し・検定・取付	○		
	機	温度計、圧力計	誤差確認・修正	○		
		保護スイッチ	作動確認	○		
		蓄熱槽	水	目視点検	○	
電極棒	清掃		○			
差圧発信器	確認		○			
エアレーション	確認		○	○		
氷厚センサー・リレー	取付状態・動作確認		○	○		
水槽	水漏れ・塗装面の点検		○	○		
エアーポンプ	Vベルト	取替	○			
	ギヤーオイル	取替	○			
	ベアリンググリス	注入	○			
	吸込サイレンサー	清掃	○			
	電圧・電流値	確認	○	○		
	エアー漏れ	点検	○			
冷却塔	水槽	水漏れ・塗装面の目視点検	○			
	ストレーナー	清掃点検	○			
	ファンモータ	運転電流測定・絶縁測定	○			

パッケージ型空調機等保守点検業務仕様書

1. 総 則

本仕様書は、パッケージ型空調機等保守点検業務の委託に関し、その適正を期する為に必要な事項を定めたものである。

以下委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

・ 神戸国際展示場 神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 番 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に可動できるよう点検を行うものとする。

定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。

年 1 回（6・7 月頃）

6. 保守部品

（1） 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

（2） 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

（1） 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うものとするが、フューズ、パイロットランプ類、乙の負担とする。

（2） 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則2部）提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) 乙は、設備の不時の事故等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

(3) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(4) 甲から乙へ本業務を委託（請負その他これに類する行為を含む。）することについて、受託先から事前の承諾が得られなかった場合、当該受託先の業務は、本契約から除外されることとなります。この場合、当該受託先の業務について、乙には、なんらの権利も生じないものとする。

別紙 1

対象機器一覧
(2号館)

機器番号	設置場所	室内機番	台数	室外機
PAC251	1F中央監視室	FHGP71DG(ダイキン製)	2	
PAC1、2	1F事務所	FHCP56AL(ダイキン製) (56形4方向)	4	
PAC252-2	1F更衣室	FDTWZP565SA(三菱重工製)	2	
PAC252-3	1F会議室	PL-RP40LA8(三菱電機製) (40形2方向)	1	
PAC252-4	1Fパントリー	FDTWZP805SA(三菱重工製)	2	
PAC252-5	1F応接室	FDTWZP805SA(三菱重工製)	2	
PAC252-6	1F応接室	PL-RP40LA8(三菱電機製) (40形2方向)	1	
PAC253-1	1F主催者控室	SPW-SSHX63R (63形4方向)	3	
PAC253-2	1F控室-1	SPW-SSHX63R (63形4方向)	1	
PAC254	2F会議室	FDTWP455LXA(三菱重工製)	8	
PAC255	2F映写室1～3	PUSY-P56LMG1(三菱電機製) (56形2方向)	3	
PAC256-1	3F 3B会議室	SPW-SSHX100R (100形天井埋込)	3	
PAC256-2	3F控室-2	SPW-SSHX50R (50形4方向)	1	
PAC257	3F控室-1	SPW-SSHX50R (71形4方向)	1	
	3F電気室	SPR-D355E (空冷15HP)	3	SPR-C180*6台 (リモートコンデンサ形)

(1号館)

機器番号	設置場所	室内機番	台数	室外機
	事務室	RCID-AP28K2(日立製)	2	
	警備室	RCID-AP28K2(日立製)	1	
	清掃員控室	RCID-AP36K2(日立製)	1	
	主催者室(応接室)	RCID-AP36K2(日立製)	1	
	控室3	RCID-AP36K2(日立製)	1	

(3号館)

機器番号	設置場所	室内機番	台数	室外機
	エントランスロビー	FDEZP1605SA(三菱重工6馬力天吊型)	2	
	監視室	FHYCP80H(ダイキン製80型4方向)	1	

※2号館の1F事務所、1F会議室、1F応接室、2F映写室1～3、及び、

1号館の事務室、警備室、清掃員控室、主催者室(応接室)、控室3は、室内機フィルター清掃のみ

保守点検項目

1. 各締付ビスの増締め確認
2. ガス漏れ検査にて異常が無いか確認及び異常時の処理
3. 電気端子の緩みが無いか確認、増締め
4. クランクケースヒーターの通電は良いか確認、補修
5. 電装品に異常が無いか確認、補修
6. パイロットランプは切れていないか確認、交換取替
7. 電気の絶縁抵抗は正常（3オーム以上）であるか確認及び異常時の原因調査補修
8. 送風機に異常な振動、温度上昇、音がないか確認、補修
9. 送風機のVベルトの張り具合は適正か確認、補修
10. Vベルトの切損傷は無いか確認、交換取替
11. 風量及び送風時の電流値は正常か確認、補修
12. 送風機ベアリングに異常が無いか確認、補修、交換取替
13. 圧縮機の運転状態に異常が無いか確認、補修
14. 圧縮機のドラム温度に異常が無いか確認、補修
15. エアークフィルタに詰まりが無いか確認、清掃
16. 冷却コイルのフィンに詰まりが無いか確認、清掃
17. 圧縮機の作動異常及び汚れ確認、清掃
18. サーモスタットの作動は良いか確認及び補修
19. 高、低圧力開閉器の作動状態確認、補修
20. 除氷スイッチの作動状態確認、補修
21. 四方切替弁の作動状態確認、補修
22. その他安全装置の作動状態確認、補修
23. ドレンの排水状態確認及び異常時の処理
24. 本体、シロッコファン及びドレンパンの清掃
25. 加湿器に異常が無いか確認及び修理
26. 各部の発錆状態確認及び塗装
27. その他

非常用発電システム保守点検業務委託仕様書

1. 総 則

本仕様書は、非常用発電システムの点検業務の委託に関し、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

以下、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

2. 委託物件の名称及び所在地

神戸国際展示場

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 1 番 1

3. 委託業務対象機器

甲は、別紙 1－1 および 1－2 「対象機器一覧」に示す機器の点検を乙に委託する。

4. 委託期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

定期点検 1 回／年

5. 委託業務の内容

甲は、乙に次の業務を委託し、乙は対象設備の機能がたえず円滑に稼働できるよう点検を行うものとする。

(1) 定期点検業務

設備の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、別紙 2－1 および 2－2 「保守点検項目」に基づき既定回数実施すること。

(2) 臨時点検業務

乙は設備の不時の故障等、甲から要請があった場合には、速やかに点検を実施すること。

6. 保守部品

(1) 委託業務の遂行上必要な部品類は、業務の円滑化を図るため、予め乙において十分に準備しておくこと。

(2) 点検の結果、取替えを必要とする部品類は、甲の了解を得た後に取替えるものとする。

7. 費用負担等

(1) 点検実施に基づき交換の必要を生じた部品等の費用は別途支払うが、ヒューズ、パイロットランプ類等は、乙の負担とする。

(2) 委託業務の履行に必要な工具類、保守消耗品、清掃用具類は、乙の負担とする。

8. 業務従事者

乙は、委託業務を円滑に実施するため業務の内容を十分に熟知した技術者を確保すること。

9. 提出書類

甲の指示する様式のもの。

10. 業務実施計画書の提出

乙は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表、休日・緊急時連絡表等を作成し、甲に提出すること。

11. 報告書の提出

(1) 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を必要部数（原則2部）提出すること。

(2) 報告書の様式は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

12. 検 査

(1) 甲は、点検業務が終了したときこれに基づき検査を行う。

(2) 検査の結果、合格と認められない部分については、乙は、速やかに甲の指示に従い乙の負担において再点検、修理等を行うこと。

13. その他の事項

(1) 乙は、委託業務の履行にあたって、委託業務対象設備に関連のある機器の保守点検業者とは、協調して業務を行うこと。

(2) 本保守点検は、（社）火力原子力発電技術協会 発行 火力発電所の定期点検指針 及び
（財）建築保全センター 発行 建設大臣官房官庁営繕部 監修
建築保全業務共通仕様書によるものとする。

(3) 本設備にかかる法令等を遵守すること。

電気事業法 ・ 消防関係法規 ・ 大気汚染防止法等

(4) この仕様書に記載のない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

【別紙１－１】対象機器一覧

・ 1号館

	機 器 名	仕 様	台 数
1.	ガスタービンエンジン	カワサキPU250S型 非常用	1基
2.	交流発電機	(株)明電舎製 E-AF 250KVA 656A 60Hz連続定格	1基
4.	直流電源盤	MSE-150形 24V 150Ah	1面
6.	主燃料タンク	490リットル	1基

・ 2号館

	機 器 名	仕 様	台 数
1.	ガスタービンエンジン	カワサキPU-500S型 非常用	1基
2.	交流発電機	西芝電機(株) T500SA-BER 500KVA 43.8A 60Hz連続定格	1基
3.	自動始動発電機盤	エンジンコントロールボックス(EB C) 真空遮断器(7.2KV 600A)	1面
4.	始動用直流電源盤	MSE-300形 24V 300Ah	1面
5.	燃料小出槽	1950リットル	1基
6.	主燃料タンク	20000リットル	1基

【別紙 1－2】対象機器一覧

・ 3 号館

施設名	内燃機関							発電機				製作年
	メーカー名	型式		方式	回転数	出力	始動方式	メーカー名	型式	出力	電圧	
神戸国際展示場 3号館	ヤンマーディーゼル㈱	4TNE100TL-GM	ラジエター式	ジーゼル4気筒	3000rpm	75.1kw	セル始動	オーハツ㈱	FNBOS-420	72.5KVA	220V	2006年

【別紙２－１】保守点検項目

・ 1号館、2号館

1. 自家用発電装置

- 1) 共通架台板及び機器等の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等の有無
- 2) 各部の汚損及び緩みの有無の点検
- 3) 付属機器の取付状態及び取付ボルトの増締
- 4) 防振ゴムのひび割れ、変形、損傷等がないことの確認
- 5) 基礎ボルトに変形、損傷の有無の確認及び増締
- 6) 軸継手部に損傷、緩み等の有無を点検

2. ガスタービン

- 1) ガスタービン本体の作動点検、付属機器の作動試験
- 2) 燃料油系統の漏れの有無の点検
- 3) 潤滑油装置の漏れの有無の点検
- 4) 燃料フィルタ及び潤滑油フィルターの点検
- 5) 圧力調整弁と温度調整弁の作動試験
- 6) 減速機の振動チェック
- 7) 点火系統の確認試験及び清掃
- 8) 始動モータの内部清掃
- 9) 燃料噴射弁の外観検査や燃焼器ライナーの点検
- 10) 燃料フィルタや潤滑油フィルタ、排気温度サーモカップ等の交換
- 11) ガスタービン用センサの抵抗測定

3. 発電機

- 1) 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等の有無を点検
- 2) 軸受等のグリスの漏れの確認
- 3) アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検、増締
- 4) スペースヒータの絶縁抵抗測定
- 5) AVRの作動点検
- 6) 基礎ボルトの増締

4. 配電盤類

- 1) 自動始動発電機盤
 - ① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、発錆、変形、変色等の有無を確認
 - ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線の有無を点検。塵埃の付着等のあるときは清掃
 - ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出器端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無の点検し、接続部の増締
 - ④ 支持物に腐食、損傷、有無を点検し、接続部の増締
 - ⑤ アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検、増締
 - ⑥ 保護継電器の動作試験
 - ⑦ 自動電圧調整装置の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検。塵埃がある場合は清掃
- 2) 始動用直流電源盤
 - ① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、発錆、変形、変色等の有無を確認
 - ② 蓄電池の液面、漏液、汚損の有無を確認
 - ③ 蓄電池の液面、比重、単電池電圧の計測
 - ④ 充電電圧（浮動充電、均等充電）の電圧計測
 - ⑤ 均等充電・浮動充電の切替確認
 - ⑥ 支持物に腐食、損傷、有無を点検及び接続部の増締
 - ⑦ アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検、増締

5. その他付属機器

1) 燃料タンク

- ① 燃料小出槽の貯油量を液面計により点検
- ② 燃料小出槽及び配管の各種バルブの状態並びに取付ボルトに異常の有無を点検
- ③ 燃料小出槽用通口先端の引火防止用金網の脱落、腐食等の有無を点検

2) 配管

①排気管

- ・ 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無の外観点検
- ・ 排気管貫通部の遮断保護部に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検
また、伸縮管の取付状態の確認
- ・ 屋外露出部の発錆等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検

②各種配管

- ・ 配管等の変形、損傷等の有無を点検、支持金具の緩みを増締
- ・ 配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検、バルブの開閉状態が正常の位置であることを確認
- ・ 原動機本体、付属機器及び槽類との接続部の各種フレキシブルジョイントに、変形、損傷、漏れ及び腐食等の有無を点検
- ・ 燃料系統の電磁弁の動作状況を点検

6. 絶縁抵抗測定

- 1) 次の機器を回路別に絶縁抵抗を測定、使用上安全かつ適正であることを確認
(機器及び機側配線)
 - ・ 各種ポンプ及び同回路
 - ・ ガスタービン排気センサー(電動機類)
 - ・ 各種電動機及び同回路

7. 運転機能

1) 試運転

- ① 自動運転待機状態の確認
- ② 周囲温度、潤滑油温度等の測定
- ③ 停電発生と同じ状態で自動起動させ、停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの動作がタイムスケジュールどおりであることを確認
※無負荷で5～10分運転し運転状態を確認
- ④ 運転中、下記の計器類の指示値が規定値内にあることを確認
 - ・ 電圧
 - ・ 周波数
 - ・ 回転速度
 - ・ 各部温度
 - ・ 各部圧力
- ⑤ 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、及び配管等から漏れのないことを確認
- ⑥ 保安装置の配線部を短絡させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認
- ⑦ 復電と同じ状態で自動停止することを確認
- ⑧ 停止までの回転変化が滑らかで、ガスタービン内部に接触音等の異常音が無いことを確認。また、遮断器開放から機関停止までの時間を測定

2) 調速機

- ① 起動時の燃料圧力を計測し、規定内にあることを確認

3) 保安装置

- ① 保安装置の検出部を模擬動作による試験、動作値が設定値どおりであることを確認

【別紙2－2】保守点検項目

・3号館

区 分	点 検 部 分		点 検 項 目 No.	点 検 整 備 項 目(内容)	点検種別		備 考	
					I 点 検	II 点 検		
機 器 点 検	設 置 状 況	周 囲 の 状 況	1	周囲の整理整頓, 状況確認	○	○	障害物, 各機器との保有距離	
		区 画 等	2	区画, 隔壁等の破損有無確認	○	○		
		水 の 浸 透	3	水の浸透, 漏れ等の有無確認	○	○		
		換 気	4	換気装置の機能点検	○	○	自然換気, 強制換気 の別	
		照 明	5	点灯状況及び照度確認	○	○		
		標 識	6	標識の表示状況の確認	○	○		
	自 家 発 電 装 置	表 示		7	表示の適否確認	○	○	
		原 動 機 ・ 発 電 機		8	変形, 損傷, 脱落, 漏れ等の有無確認	○	○	
		冷 却 装 置	ラ ジ エ ー タ 配 管 等	9	ラジエータ, 配管等の機能点検	○	○	
		冷 却 装 置	フ ァ ン	10	変形, 損傷, 腐食及び駆動用Vベルトに緩み, 損傷の有無確認	○	○	
		潤 滑 油 類		11	潤滑油の種類及び量の確認	○	○	規程の油脂
		そ の 他 の 附 属 機 器 類		12	変形, 損傷, 脱落, 腐食, 漏れ等の有無確認	○	○	
	始 動 装 置	※始動用蓄電池設備		13	蓄電池設備の機能点検に準ずる ※外観点検、バッテリー電解液の量、比重、電圧等点検	○	○	
		始動用空気圧縮設備	外 形	14	空気だめ, 圧縮機の変形等異常有無確認			
			空 気 だ め	15	空気だめ圧力の点検			空気だめ容量, 圧力
			潤 滑 油 類	16	潤滑油の種類及び量の確認			
		制 御 装 置	周 囲 の 状 況		17	周囲の整理整頓, 状況確認	○	○
	発 電 機 盤		18	外形上で変形等の異常有無確認	○	○		
	自 動 始 動 盤		19	外形上で変形等の異常有無確認	○	○		
	補 機 盤		20	外形上で変形等の異常有無確認	○	○		
	電 源 表 示 灯		21	各表示灯の点灯状況の確認	○	○		

機 器 点 検	制	表 示 灯	22	各表示灯の点灯状況の確認	○	○	
	御	開 閉 器 ・ 遮 断 器	23	開閉器及び遮断器の開閉機能確認	○	○	
	装	ヒ ュ ー ズ 類	24	適正ヒューズの使用	○	○	
	置	継 電 器	25	各継電器の機能点検	○	○	
		保 護 装 置	26	確実に表示及び警報が動作するか否か確認	○	○	
機 器 点 検	計	器 類	27	設備を運転し、各計器の作動、指示値を確認	○	○	定格回転無負荷運転
	燃 料 容 器 等	外 形	28	外形上で変形等の異常有無確認	○	○	
		燃 料 貯 蔵 庫	29	規定の燃料油量があるか確認	○	○	定格負荷2hr以上 運転可能油量必要
	冷 却 水 タ ン ク	外 形	30	外形上で変形等の異常有無確認	○	○	
		水 量	31	規定の冷却水量があるか確認	○	○	定格負荷1hr以上 運転可能水量必要
	排気筒	周 囲 の 状 況	32	可燃物が放置されていないか周囲の状況の確認	○	○	
		外 形	33	外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等有無確認	○	○	
		貫 通 部	34	貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無確認	○	○	
		配 管	35	変形、損傷、漏れ等の有無確認	○	○	
		結 線 接 続	36	回路、端末の変形、損傷等の有無確認	○	○	
		接 地	37	接地線の変形、接続部の損傷有無確認	○	○	
		始 動 性 能	38	タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動始動動作が完了するか否か確認	○	○	電圧確立時間 普通型・長時間型…40秒以上 即時普通・長時間型…10秒以上
		運 転 性 能	39	無負荷運転での各部点検性能チェック	○	○	定格回転数で5～10分運転
	停止性能	手 動 停 止	40	手動停止装置の機能点検	○	○	停止後、再始動しないこと
		自 動 停 止	41	タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動停止動作が完了するか否か確認	○	○	
		耐 震 措 置	42	アンカーボルト、防震装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行われ、かつ変形、損傷等がないかどうか確認	○	○	
		予 備 品 等	43	予備品及び回路図等の備付状況確認	○	○	

総 合 点 検	接 地 抵 抗		44	抵抗値を測定し適正であるか否かを 確認する			他の法令による確認が されている場合は、その測 定値とする
	絶 縁 抵 抗		45	抵抗値を測定し適正であるか否かを 確認する	○	○	
	始 動 装 置	※ 始 動 用 蓄 電 設 備	46	蓄電池設備の総合点検に準ずる	○	○	
		始 動 用 空 気 圧 縮 設 備	47	容量及び機能を点検			
		始 動 補 助 装 置	48	確実に作動するか否か確認	○	○	
		保 護 装 置	49	作動値が設定どおりか否か確認	○	○	
	負 荷 運 転	運 転 状 況	50	正常な運転状況であるか否か確認			一般振動の計測も含む
		換 気	51	換気(吸気及び排気)の良否確認			
燃 料 系 統	燃 料 噴 射 ポ ン プ		52	噴射時期及び調整ネジ緩み確認	○	○	
			53	プランジャの漏れ確認			
			54	分解点検			
	燃 料 噴 射 弁		55	噴射圧力・噴霧状況点検調整			
			56	分解掃除			
	燃 料 油 コ シ 器		57	ドレン抜き(およびブローオフ掃除)	○	○	
			58	分解掃除		○	
	燃 料 タ ン ク		59	沈澱物・水分の排出	○	○	
			60	燃料灯油中の添加剤有無			
	フ ィ ー ド ポ ン プ		61	フィードポンプの分解点検		○	
潤 滑 油 系 統	移 送 ポ ン プ		62	燃料移送ポンプの作動	○	○	
	潤 滑 油 ポ ン プ		63	主要部分の分解点検			
	機 関 潤 滑 油		64	汚れ点検		○	
			65	油量点検(検油棒上部目盛まで)	○	○	
	弁 腕 注 油 ポ ン プ		66	分解点検			

潤滑油系統	弁 腕 注 油 タ ン ク	67	汚れ点検(含燃料希釈)			
		68	油量点検			
	潤 滑 油 コ シ 器	69	分解掃除		○	
		70	ドレン抜き	○	○	
潤滑油系統	潤 冷 滑 却 油 器	71	外観目視点検(錆・損傷の有無)	○	○	
		72	圧力(水圧or油圧) テスト			
		73	分解点検清掃			
	自 動 始 動 用 置 プ ラ イ ミ ン グ 装 置	74	ピストンポンプ分解点検			
		75	モータポンプ分解点検			
	ガ バ ナ	76	油量点検	○	○	
	(集 合 型) 燃 料 噴 射 ポ ン プ	77	油量点検	○	○	
	過 給 機	78	油量点検 (タービン側・ブロー側 ともに油面計白線まで)	○	○	
	発 電 機	79	軸受部油量点検	○	○	
	冷 却 水 ポ ン プ	80	メカニカルシールまたはグランドパッキン交換			
		81	主要部分解点検			
冷却水系統	冷 却 水 ヒ ー タ	82	断線・接点等の点検	○	○	
	温 調 弁	83	作動確認	○	○	
		84	分解・点検		○	
	汲 上 ポ ン プ	85	汲上ポンプ作動・水モレ点検	○	○	
	減 圧 水 槽	86	内部点検	○	○	
		87	給水弁の作動確認	○	○	
始動空気系統	始 動 弁	88	弁座スリ合せ, バネ点検			
	始 動 空 気 分 配 弁	89	点検			全シリンダ始動位置にて スタート確認
	自 動 始 止 用 弁	90	分解・点検			高圧側弁体(シートゴム 製パッキン)交換
	始 動 空 気 減 圧 弁	91	ダイヤフラム点検			紐付け時シール剤塗布

始動空気系統	始動、停止電磁弁	92	点検			
	手動用三方弁	93	分解・点検			
	制限用並びに停止エアーストロン	94	分解・点検			
	停止ソレノイド	95	絶縁抵抗の測定, コイル電通テスト		○	
	空気槽 (含ドレンセパレータ)	96	空気槽配管モレ点検, ドレン抜き			
		97	安全弁の作動確認(調整形のみ)			
		98	安全弁の分解点検			
	コンプレッサ	99	コンプレッサの作動確認			
		100	分解点検			
	シリンダヘッド	101	燃焼室のカーボン掃除			
往復運動部	吸排気弁	102	弁調整(弁頭スキマ)		○	
		103	吸排気弁点検スリ合せ			
		104	弁バネ・バネ受点検	○	○	
	カム軸	105	カム・タペットローラ点検		○	注油量の確認
	ピストン	106	ピストン抜き出しカーボン掃除			
		107	リング・リング溝の点検			
		108	ピストンピン・ピストンピン孔点検			
往復運動部	連接棒	109	ピストンピンメタル点検			
		110	クランクピンメタル点検			
		111	連接棒ボルト点検			
	連接棒	112	シリンダライナ内径計測(絞りチェック)			
		113	ライナ抜き出しパッキン, ゴムリング交換。水ジャケット部掃除, 防錆塗装			

ク ラ ン ク 軸	主 軸 受	114	主軸受メタル点検			
		115	主軸受ボルトゆるみ点検			
	ク ラ ン ク 軸	116	ピン・ジャーナル点検			
		117	ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検			
		118	バランスウェイトボルト点検			
		119	デフレクション計測			
	歯 車	120	タイミングギア他ギア当り背隙点検			
調 整 装 置	調 速 リ ン グ	121	点検調整		○	
		122	注油および摺動点検	○	○	
	ガ (機 械 式 ・ 油 圧 式)	123	分解点検又は洗浄			
過 給 系 統	過 給 機	124	ブロワーフィルタ洗浄		○	
		125	分解掃除			
		126	水圧テスト(分解の上)			
	空 気 冷 却 機	127	外観目視点検錆・損傷の有無	○	○	
		128	圧力テスト			
		129	分解点検掃除			
そ の 他 ・ 附 属 装 置	回 転 計	130	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	
	潤 滑 油 ・ 弁 腕 油 圧 力 計	131	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	
	冷 却 水 圧 力 計	132	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	
	燃 料 油 圧 力 計	133	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	
	断 水 ス イ ッ チ	134	配線ターミナルの増締		○	
		135	動作値の確認調整		○	
	油 圧 低 下 計	136	ターミナルの増締確認調整		○	
		137	動作値の確認調整		○	

その他・附属装置	冷 却 水 温 度 ス イ ツ チ	138	ターミナルの増締		○	
		139	動作値の確認調整		○	
	潤 滑 油 温 度 ス イ ツ チ	140	配線ターミナルの増締		○	
		141	動作値の確認調整		○	
	燃 料 フ ロ ー ト ス イ ツ チ	142	配線ターミナルの増締		○	
		143	動作値の確認調整		○	
	ス ピ ー ド リ レ ー 又 は ス イ ツ チ	144	配線ターミナルの増締		○	
		145	動作値の確認調整		○	
	セ ル モ ー タ	146	接点・ブラシ等の点検		○	ピニオンギヤへのグリス補給
	発 電 機	147	発電機ブラシの汚れ磨耗点検	○	○	
		148	スリップリング当り点検(含錆汚れ)	○	○	
		149	軸受け油力キリング点検	○	○	
	制 御 盤	150	遮断器絶縁油点検			
		151	計器の点検	○	○	
		152	保護継電器の動作確認		○	動作値確認は別途
	ラ ジ エ ー タ 関 係	153	冷却水入替及び清掃		○	
		154	コアの掃除, ゴムホースの交換			
		155	ファンの羽取付鉋に弛み点検	○	○	
		156	ファンベルトゆるみ点検		○	
		157	スパイダ谷底部点検		○	通水テスト
	煙 導	158	背圧測定			
		159	消音機のドレン抜き	○	○	
	軸 継 手	160	外観点検		○	
		161	ゴム継手のゴム点検		○	

その他の ・ 附属 装置	中間軸受	162	潤滑油の汚れ・油量点検			
		163	軸受メタルの点検			
	増速機	164	潤滑油の汚れ・油量点検	○	○	
		165	潤滑油の交換		○	
		166	ガイドブッシュ部へのグリス補充			
		167	各部締付ボルトの点検		○	リミットスイッチ附属の場合は作動確認
		168	作動確認	○	○	異音・発熱・異常振動の有無
	部品取替	169	オイルエレメント取替		○	
		170	燃料エレメント取替		○	
		180	冷却水温調弁取替		○	

I 点検、II 点検の対象施設内訳は以下のとおりとする。

(1) I 点検対象施設

神戸国際展示場3号館	神戸市立小磯記念美術館	

(2) II 点検対象施設

【別紙１】対象機器一覧

	機 器 名	仕 様	台 数
1.	ガスタービンエンジン	カワサキPU-625型 常用兼非常用	2基
2.	交流発電機	三菱電機（株）製 JP20 500kw6600V54.7A 60Hz連続定格	2基
3.	減速機／補機	2段平行歯車減速機 起動電動機 燃料制御装置 水噴射装置	2基
4.	制御盤及び直流盤	自動始動制御盤 同期盤（2） 直流電源装置（2） 補機盤 系統連携制御盤	4面
5.	遠方監視装置		1式
6.	純水装置	原水貯槽（SUS304，200リットル） 原水ポンプ（150l/h×25mH） 活性炭ろ過器（RAC-25） 純水加圧ポンプ（360l/H×200mH）等	1式
7.	燃料小出槽	1950リットル	1基
8.	主燃料タンク	20000リットル	2基

※ 定期点検については、6. から8. については毎年、5. については隔年、1. から3. については内1基を隔年に、4. については、自動始動制御盤は毎年、同期盤（2面）・補機盤及び直流電源装置（2面）・系統連携制御盤については、それぞれ隔年に行うものとする。

【別紙２】補修・消耗部品

	品 名	数量
1.	潤滑油フィルターエレメント	2 個
2.	燃料移送用フィルター	2 個
3.	燃料フィルター	2 個
4.	スターティングフューエルポンプ出口ストレーナー	2 個
5.	RO膜	3 本
6.	保安フィルターエレメント(5 μ 、250L)	2 本
7.	活性炭(ダイヤコール)	2 5 L
8.	濾過器単一操作弁用シートパッキン、Oリング、スプリング	1 式
9.	濾過器流量計ゲージ管(ゲージ管、フランジパッキン付)	1 式
10.	ROポンプ用部品	
	メカニカルシールキット	1 式
	ベアリング&チャンバー	1 式
	ポンプシャフト及びワッシャー、ロックナット	1 式
	モーターベアリング及びネックリング	1 式
	トップガイドベーン	1 式
	スパーサー及びリテーナー	1 式
	インペラー	1 式

【別紙 3】 保守点検項目

1. 自家用発電装置

- 1 共通架台板及び機器等の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等の有無
- 2 各部の汚損及び緩みの有無の点検
- 3 付属機器の取付状態及び取付ボルトの増締。
- 4 防振ゴムのひび割れ、変形、損傷、個々のたわみに差がないことの確認。
- 5 基礎ボルトに変形、損傷の有無の確認及び増締。
- 6 軸継手部に損傷、緩み等の有無を点検する。

2. ガスタービン

- 1 ガスタービン本体、付属機器の軸受け部の給油。
- 2 燃料油系統の漏れの有無の点検。
- 3 燃料ガス系統の漏れの有無の点検
- 4 潤滑油装置の漏れの有無の点検
- * 5 燃料フィルタ及び潤滑油フィルターの点検
- * 6 内視鏡による内部点検。

3. 発電機

- 1 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等の有無を点検。
- 2 スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無の確認を行う。
- 3 軸受等の潤滑油量の確認、補充を行う。
- 4 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況の試験を行う。
- 5 アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検、増締を行う。

4. 配電氣盤類

1. 發電機盤

1. 盤本体、内部配線等

- 1 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、発錆、変形、変色等の有無の確認を行う。
- 2 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線の有無。塵埃の付着等のあるときは清掃を行う。
- 3 主回路端・塵埃の付着等のあるときは清掃を行う。
クランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無の点検し、接続部の増締を行う。
- 4 碍子類、その他支持物に腐食、損傷、有無を点検し、接続部の増締を行う。
- 5 アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検、増締を行う。
- 6 スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無の確認を行う。

2. 盤内機器

- 1 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検し塵埃がある場合は清掃を行う。
- 2
- | | |
|------------------|--------------|
| ・交流遮断器 | ・手動断路器 |
| ・指示計器、表示操作、保護継電器 | ・配線用遮断機等開閉器類 |
| ・計器用変成器 | ・ヒューズ類 |
| | ・絶縁抵抗 |

2. 自動始動盤

1. 盤本体、内部配線等

- 1 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、発錆、変形、変色等の有無の確認。
- 2 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線の有無。塵埃の付着等のあるときは清掃を行う。
- 3 主回路端子部、補機回路端子部、検出器端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無の点検し、接続部の増締を行う。
- 4 碍子類、その他支持物に腐食、損傷、有無を点検し、接続部の増締を行う。
- 5 アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検、増締。
- 6 スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無

2. 制御回路部

制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び
取付状態の良否並びに汚損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。

3. 補機盤

1. 盤本体、内部配線等

- 1 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、発錆、変形、変色等の有無の確認
- 2 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線の有無。塵埃の付着等のあるときは清掃を行う。
- 3 主回路端子部、補機回路端子部、検出器端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無の点検し、接続部の増締を行う。
- 4 碍子類、その他支持物に腐食、損傷、有無を点検し、接続部の増締を行う。
- 5 アースの断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検、増締。
- 6 スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無

2. 盤内機器

- 1 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検し塵埃がある場合は清掃を行う。
- 2
 - ・交流遮断器
 - ・指示計器、表示操作、保護継電器
 - ・計器用変成器
 - ・手動断路器
 - ・配線用遮断機等開閉器類
 - ・ヒューズ類
 - ・絶縁抵抗

3. 制御回路部

- 1 補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付状態の良否並びに汚損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。
- 2 自動運転の確認

5. 補機付属装置

1. 始動用蓄電池設備

1 整流装置 外観

- 1 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、汚れ、著しい腐食等の有無を点検し汚れがある場合は清掃する。
- 2 各部品に汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音、異臭等の有無の点検。
- 3 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、及び緩み等の有無を点検し、緩みがあれば増締を行う。
- 4 内部配線及び端子部の劣化又は端子接続部に緩みがないか点検し、緩みがあれば増締を行う。

2 整流装置 機能

- 1 下記内容の測定を行い、適正值であることを確認する。指示値に異常がある場合は原因の調査を行う。

・交流入力電圧	・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧
・均等充電電圧	・負荷電圧
・出力電流及び負荷電流(盤面計器による)	

- 2 手動により浮動又は均等充電への切替動作の確認を行う。
- 3 開閉器及び遮断機の変形、損傷の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。
- 4 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。
- 5 機器の動作状況を下記の項目について確認する。

・均等充電から浮動充電への自動切替
・負荷電圧補償装置の動作確認
・タイマーの設定値
・警報動作(フューズ断、サーマル作動、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等)
- 6 自動回復充電の動作確認を行う。
- 7 実負荷により常用電源を停止状態にしたときに自動的に非常電源に切替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替わることを確認する。

- 8 絶縁抵抗測定は、下記により行う。
 - ・一次主回路と大地間
 - ・二次主回路と大地間
 - ・一次・二次相互間充電装置及び逆変換装置を500V絶縁抵抗計で測定し1M Ω 以上あることを確認する。
- 9 接地抵抗測定は、電源を確実に遮断してから接地線を蓄電池設備の鉄台又は金属製の外箱から取外して測定する。

3 蓄電池 外観

- 1 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液のうむを確認する。また、触媒栓の交換時期を確認する。
- 2 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。
- 3 全セルについて電解液が最高・最低液面線内にあることを確認し、中間以下の場合には精製水を補充する。
また、液減警報用電極の断線、腐食及び変形の有無を点検する。
- 4 架台、外箱に著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。
- 5 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等に変形及び損傷の有無を点検し、緩み部の増締を行う。
- 6 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検し、緩み部の増締を行う。

蓄電池 機能

- 1 浮動充電中の全セルの電圧測定及び蓄電池総電圧の測定を行う。
- 2 浮動充電中の全セルの電解液の比重、温度測定を行う。
- 3 セル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定されたときは、均等充電の実施時期を確認し、実施されていなければ点検終了時に実施する。

2. 燃料タンク (主燃料タンクを含む)

- 1 燃料小出槽の貯油量を液面計により点検し、油面計の滑車の作動状態、ワイヤー等の損傷の有無を点検する。
- 2 燃料小出槽及び配管の各種バルブの状態並びに取付ボルトに異常の有無の点検する。
- 3 燃料小出槽用通口先端の引火防止用金網の脱落、腐食等の有無を点検する。
- 4 主燃料槽のマンホール内部に発錆がないことを確認する。

3. 燃料移送ポンプ

- 1 ポンプの基礎ボルト及び取付ボルトの緩みの点検、増締を行う。
- 2 本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。
- 3 電動機とのカップリングが正常であることを確認する。
- 4 軸受部分からのオイル漏れの有無を点検する。
- 5 ポンプが正常に作動することを確認する。

4. 換気装置

- 1 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音、異常振動等の有無を点検する。
- 2 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。

5. 配管

1 排気管

- 1 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無の点検し支持金具等の増締を行う。
- 2 排気管貫通部の遮断保護部に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無の点検する。
また、伸縮管の取付状態を確認する。
- 3 屋外露出部の発錆等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検する。

2 各種配管

- 1 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具の緩みを増締する。
- 2 配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置であることを確認する。
- 3 原動機本体、付属機器及び槽類との接続部の各種フレキシブルジョイントに、変形、損傷、漏れ及び腐食等の有無を点検する。
- 4 燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。

6. 排気消音器

- 1 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検し、ボルト緩みの増締を行う。
- 2 ドレンバルブを点検し、水分等を除去する。

7. 耐震装置

- 1 ストッパー等の偏荷重及び溶接部の剥がれ等の有無を点検する。
- 2 基礎ボルト等に変形、損傷及びナットの緩みがなく、耐震装置が適正であることを確認し、点検時にすべて増締する。

8. 排ガス処理装置(水噴霧処理装置)

- 1 制御機器の作動を確認する。
- 2 外観点検を行い、変形、損傷、汚れ、著しい腐食、緩み等の有無を点検する。
- 3 排ガスを測定し、性能を確認する。

6. 接地抵抗

- 1 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。
- 2 接地線接続部の取付状態(ボルト・ナット類の緩み、損傷等)を点検する。
- 3 単独接地されている場合は、各種接地極の接地抵抗測定を行う。

7. 絶縁抵抗測定

- 1 次の機器、回路別の絶縁抵抗を測定し、使用上安全でかつ、適正であることを確認する。

(発電機関係)

- | | |
|--------|-----------------------|
| ・電気子巻線 | ・出力回路(遮断器又は遮断器の一次側まで) |
| ・界磁巻線 | ・制御回路 |

(機器及び機側配線)

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・各種電磁弁及び同回路 | ・始動補助装置用各種ヒータ及び同回路 |
|-------------|--------------------|

(電動機類)

- | | |
|-------------|-------------|
| ・各種電動機及び同回路 | ・始動電動機及び同回路 |
|-------------|-------------|

- 2 絶縁抵抗測定値は、次表に示す値とする。

試験箇所		絶縁抵抗値
電気子巻線及び 主回路	低圧	2MΩ以上
	高圧	4MΩ以上
界磁巻線		2MΩ以上
制御回路		1MΩ以上
電動機、機器等		1MΩ以上

8. 運転機能

1 試運転

- 1 自動運転待機状態の確認
- 2 周囲温度、潤滑油温度等の測定
- 3 停電発生と同じ状態で自動起動させ、停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの動作がタイムスケジュールどおりであることを確認する。
無負荷で5～10分運転し運転状態を確認する。
- 4 運転中、下記の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。

- ・電圧
- ・周波数
- ・回転速度
- ・起動モーター電流
- ・各部圧力
- ・各部温度

- 5 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、及び配管等から漏れのないことを確認する。
- 6 保安装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。
- 7 復電と同じ状態で自動停止することを確認する。
- 8 停止までの回転変化が滑らかで、ガスタービン内部に接触音等の異常音が無いことを確認する。また、遮断機開放から機関停止までの時間を測定する。

2 調速機

- 1 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせて、発電機用の遮断機を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性を確認する。
- 2 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて、定格の70%の負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。

3 保安装置

保安装置の検出部の動作を実動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。

4 定格負荷運転（測定時間は2時間）

- 1 定格負荷運転は、発電機用の遮断器を投入し、徐々に負荷を増大させて発電機の定格出力が100%に達したとき下記内容の測定を開始する。
 - ・起動モーター電流、異音・振動・火炎検出・着火速度
 - ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受け温度
 - ・タービンの潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力、温度
 - ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力
 - ・ガスタービンの回転速度
 - ・燃料消費量
 - ・給排気抵抗値
- 2 発電機室内の給排気の状態が適正で、所定の温度上昇の範囲内にあることの確認
- 3 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の極端な黒色又は白色の有無を点検する。
- 4 運転中にタービン出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガスの漏れの有無を点検する。
- 5 発電機停止後、電機子及び軸受けの温度を測定する。
- 6 試験終了後、発電機盤、自動始動盤、補機盤等のスイッチ類の位置が自動運転待機状態にあることを確認する。

法定資格者名称	根拠法令等	備 考
1. 電気主任技術者	電気事業法	第 3 種以上
2. 危険物取扱者	消防法	甲種又は乙種
3. 防火管理者	消防法	甲種防火対象物
4. 建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
5. 警報設備の監視、操作等に従事する者の資格 （防災設備技能講習受講者等）	神戸市火災予防条例 （第 5 0 条 4 の 5）	
6. 総合操作盤又はこれらに類する制御盤の監視、操作等に従事する者の資格 （防災設備技能講習受講者等）	神戸市火災予防条例 （第 5 0 条 4 の 6）	

上記以外で必要となる法定資格者についても、指定管理者において選任すること。

法定資格者名称	根拠法令等	備 考
1. 電気主任技術者	電気事業法	第3種以上
2. 防火管理者	消防法	甲種防火対象物
3.建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	

上記以外で必要となる法定資格者についても、指定管理者において選任すること。

【消耗品一覧表】

＜別紙－４＞

- ・ 各種燃料及び潤滑油、蓄電池用精製水
- ・ 管球類、ヒューズ
- ・ 空調・換気用フィルター類
- ・ Vベルト、パッキン類、温度計、圧力計
- ・ 各種薬品類（水処理薬品、残留塩素用試薬、ボイラ用薬剤、殺虫剤等）
- ・ ウェス、潤滑油、グリス、スムーサー、刷毛、接着剤
- ・ 記録紙、点検用紙、コピー用紙、記録用メディア、プリンター用インク・トナー、乾電池等
- ・ 防塵マスク、防塵眼鏡、軍手等
- ・ 配管材、継手、各種ねじ類、フランジパッキン、シール材、ホースバンド、ビニルテープ、接着剤等
- ・ 箒、塵取、バケツ、ホース、雑巾、ラバーカップ、ゴミ袋等
- ・ その他

※ 消耗品について疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

点 検 項 目	点検周期	備 考
(法定点検)		
消防設備点検	1 回/ 6 ヶ月	外観機能点検・総合点検
防火対象物定期点検報告	法令による	
消防設備耐圧試験	1 回/ 3 年	平成30年度実施
空気環境測定(30ポイント)	1 回/ 2 ヶ月	測定点は、 1号館が 1F 外気、レストラン、エントランス・ロビー、警備室、展示室(4箇所) M2F 多目的ホール 2F ラウンジ、展示室(4箇所) の計14箇所 2号館が 1F 外気、エントランス・ロビー、事務所、コンベンションホール出入口、コンベンションホール(6箇所)、搬出入口 2F 2A・会議室、2B・会議室、ロビー 3F 3A・会議室、ロビー の計16箇所
飲料水水質検査	法令による	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条による
受変電設備点検	法令による	電気事業法
自家発電設備点検	法令による	電気事業法
エレベーター設備点検	1 回/月	日立ビルシステムと「フルメンテナンス契約」を締結すること
エスカレーター設備点検	1 回/月	日立ビルシステムと「フルメンテナンス契約」を締結すること
飲料水槽清掃	1 回/年	受水槽、高架水槽
汚水槽清掃	法令による	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条による
煤煙濃度測定	別紙ー2 参照	
公共建築物の定期点検(建築基準法第12条関連)	法令による	
(定期点検)		
電話交換設備点検	別紙ー2 参照	
ITV設備保守点検	別紙ー2 参照	
ガス吸収式冷温水発生機点検	※1	・伝熱管のブラッシング洗浄(1回/2年)を行うこと ・吸収液分析及びインヒビター-の補充を行うこと ・点検回数は、冷房IN/ON/OFF、暖房INの4回/年とする。
空調機(エアーハンドリングユニット)点検	※1	

点 検 項 目	点検周期	備 考
パッケージ型空調機点検	別紙－２参照	
自動制御設備定期点検	別紙－２参照	
空調機用フィルター交換及び清掃	※1	必要に応じてフィルターを交換すること
カルミック エアーユニット点検及び入替業務	別紙－２参照	
スライディングウォール及び電動天窓ルーバー（１号館）設備保守点検業務	別紙－２参照	
スライディングウォール（２号館）設備保守点検業務	別紙－２参照	
映写設備保守点検業務	別紙－２参照	
音響設備保守点検業務	別紙－２参照	
駐車場管制装置保守点検業務	別紙－２参照	
舞台機構吊物設備保守点検業務	別紙－２参照	
電動ガラリ設備保守点検業務	別紙－２参照	
電動シャッター点検業務（１号館）	別紙－２参照	
電動シャッター点検業務（２号館）	別紙－２参照	
電動可動席保守点検業務	別紙－２参照	
舞台照明設備保守点検業務	別紙－２参照	
水蓄熱装置保守点検業務	別紙－２参照	
非常用発電システム保守点検業務	別紙－２参照	
自動ドア設備点検	※1	１回／６ヶ月とする

※１ 点検周期については、特記がある場合を除き、建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）による。

点 検 項 目	点検周期	備 考
（法定点検）		
消防設備点検	1 回 / 6 ヶ月	外観機能点検・総合点検
防火対象物定期点検報告	法令による	
空気環境測定	法令による	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
受変電設備点検	法令による	電気事業法
自家発電設備点検	法令による	電気事業法
煤煙濃度測定	法令による	
公共建築物の定期点検	法令による	建築基準法第 12 条関連
（定期点検）		
空調機（エアーハンドリングユニット）点検	※1	
自動制御設備定期点検	※1	
空調機用フィルター交換及び清掃	※1	必要に応じてフィルターを交換すること
電動シャッター点検業務	別紙－2	
自動ドア設備点検	※1	1 回 / 6 ヶ月とする

※1 点検周期については、特記がある場合を除き、建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）による。

※2 自家発電設備の点検においては、法令に基づき実負荷運転を行うこと。

神戸国際展示場 清掃業務仕様書

神戸国際展示場の清掃業務について、〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、本仕様書に基づいて行うこととする。

1. 業務の基本方針

- （１） 指定場所の日常清掃及び定期清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持に努めるものとする。
- （２） 高所作業等については、労働安全衛生規則等を遵守して、安全管理に万全を期すと共に作業基準を定め業務を遂行するものとする。
- （３） 各材質の特性を充分検討し、最適の清掃資材を使用するものとする。
- （４） 各施設を使用中は、入館者等に迷惑をかけないように特に注意をして業務を行うものとする。
- （５） 業務を行うための鍵は慎重に取扱うものとし、必要な時間と場所に限り使用するものとする。
- （６） 用水及び電力の使用は、必要最低限に止めるものとする。

2. 業務対象物件及び範囲

- （１） 神戸国際展示場 1、2 号館 神戸市中央区港島中町 6 丁目 11 番 1
 - ① 1 号館・2 号館館内及び連絡部分 (約 23,800 m²)
 - ② 2 号館地下駐車場 (約 6,000 m²)
 - ③ 敷地内（外周）＋廃道部分 (約 18,760 m²＋廃道部分)
- （２） 神戸国際展示場 3 号館 神戸市中央区港島中町 6 丁目 16 番地
 - ① 3 号館 展示室 (約 3,800 m²) 及びロビー会議室他 (約 645 m²)
 - ② 3 号館 敷地内（外周）(約 8,058 m²)

3. 業務の種別

業務は、次の区分により行う。

- （１） 日常清掃 別紙 1 のとおり。3 号館については催事日のみ行う。年間約 130 日
- （２） 定期清掃 別紙 2 のとおり
- （３） 廃棄物処理 別紙 3 のとおり
- （４） その他、甲乙で協議する事項

4. 業務を要する期間（契約期間）

- （１） 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし休館日を除く。
- （２） 休館日とは、原則として年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）とする。

5. 業務の時間

午前8時から午後4時を原則とする。作業内容及び諸状況により作業完了までとする。

6. 業務責任者

業務の作業員のうち1名は、業務の全般に精通し監督的業務を行う業務責任者をおくこと。

甲からの指示については、業務責任者を通じて行うものとする。

7. 作業者

(1) 業務の作業員は、心身健全で身元保証できるものとする。

(2) 作業員は、作業実施にあたり、場内の業務に支障のないように留意すること。

(3) 作業員は、乙所定の制服を着用すること。

(4) 作業員が場内秩序を乱すような行為をした場合、必要に応じて、甲は乙に対してその作業員の変更及び善処を命じることができる。

8. 業務必要物品等

(1) 清掃業務に必要な機材及び材料は、全て乙の負担とする。

(2) 石鹼、トイレトペーパー、ごみ袋等の衛生用品は、乙の負担により乙が調達する。

(3) 乙が使用する用水、電力は乙が負担することとし、年間〇〇〇円（税込）を甲に支払うものとする。

(4) 乙が使用する休憩室・資材置き場は、甲が指定する場所を使用させるものとし、乙の責任において、使用管理を行うこと。

9. 業務の点検確認

業務は随時甲の点検を受け、不適當の指摘を受けたときは、直ちに是正を行うものとする。

10. 業務中の事故防止及び賠償責任

(1) 乙は業務中に火災、盗難等事故が発生しないよう充分注意するものとする。

(2) 甲の責に帰する場合を除き、乙は施設又は第三者に損害を与えた場合、乙が賠償の責を負うものとし、作業者の行った不法行為及びその他の事故についても同様とする。

11. その他

業務にあたり本仕様書に明示していない事項でも当然処理を必要とするときは、ただちに是正するものとする。

日 常 清 掃

神戸国際展示場 1号館・2号館・3号館 共通

清 掃 場 所	日 常 清 掃 業 務 内 容	回 数
エントランスホール (1 階ロビー) 1 号館 430 m ² 2 号館 760 m ² 3 号館 210 m ²	(1) ほうき、床用ブラシ等で大きなごみやほこりを除き、微細なほこりや汚れをモップで拭き取ること。 (2) 入口のガラスを拭き、マットを清掃すること。 (3) 灰皿、ごみ箱の処理をすること。 (4) 金属研磨剤等を用いて光沢を保つこと。	1／日 1／日 1／日 1／週
ラウンジ エントランスブリッジ (1 号館 2 階) 450 m ²	(1) ほうき、床用ブラシ等で大きなごみやほこりを除き、微細なほこりや汚れをモップで拭き取ること。 (2) 灰皿、ごみ箱の処理をすること。 (3) 机上及び窓下の前板の汚れを拭き取ること。	1／日 1／日 1／日
エスカレーター 1 号館 2 基 2 号館 4 基	(1) ステップ及び手すり部分をから拭き又はモップで拭き取ること。但し、汚れのひどいときは、洗剤等を用いて拭き、残った洗剤等は拭き取ること。 (2) 側面のガラスを拭くこと。	1／週 1／週
エレベーター 1 号館 3 基 2 号館 3 基	(1) ほうき、床用ブラシ等で大きなごみやほこりを除き、微細なほこりや汚れをモップで拭き取ること。 (2) 入口のドア及び側面を拭くこと。	1／週 1／週
地下駐車場(2 号館) 6,000 m ²	(1) 掃き掃除を行うこと。 (2) 吸殻、紙屑等のゴミの回収をすること。	1／週 1／日
可動席清掃(2 号館)	ほうき、床用ブラシ等で大きなごみやほこりを除く。	適 宜
会議室 2B 会議室 124 m ² 3A 会議室 450 m ² 3B 会議室 145 m ² 応接室 1 号館 10 m ² 控室 3 ヶ所 41 m ²	(1) カーペット清掃 (2) 雑巾でほこりや汚れを拭き取ること。 (3) ごみ箱の処理をすること。	適宜 適宜 適宜

清 掃 場 所	日 常 清 掃 業 務 内 容	回 数
2号館 事務室 70 m ² 中管盤 45 m ² 更衣室 32 m ² 打合室 22 m ² 応接室 45 m ²	(1) ほうき、床用ブラシ等で大きなごみやほこりを除き、微細なほこりや汚れをモップで拭き取ること。 (2) 雑巾でほこりや汚れを拭き取ること。 (3) ごみ箱の処理をすること。 (4) 流し台を洗剤等で清掃すること。	1／日 1／日 1／日 1／日
3号館 事務室 28.6 m ²		
1・2号館 主催者事務室 4ヶ所 183 m ² 控室 7ヶ所 114 m ² 多目的室 153 m ² 2A 会議室 340 m ² 3号館 会議室1ヶ所 89 m ² 主催者事務室 36 m ² 控室3ヶ所 35.4 m ² 授乳室 4.5 m ²	(主催者事務室)28 m ² .26 m ² .27 m ² . 102 m ² .36 m ² (控室)26 m ² .17 m ² .13 m ² .11 m ² .20 m ² .13 m ² . 14 m ² .18.9 m ² .10.5 m ² 、6 m ² (1) ダスキン等を用いて床面を拭くこと。 (2) 紙屑等のゴミの回収をすること。 (3) 流し台を洗剤等で清掃すること。	適宜 適宜 適宜
ガードマン詰所 15 m ² インフォメーション 28 m ²	(1)床面の掃き掃除を行うこと。 (2)濡れモップで床面の拭き掃除を行うこと。	1／日 1／週
パントリー 2号館 101 m ² 1階 40 m ² 2階 30 m ² 3階 31 m ² 3号館 21.7 m ²	(1) ダスキン等を用いて床面を拭くこと。 (2) 紙屑等のゴミの回収をすること。 (3) 流し台を洗剤等で清掃すること。	適宜 適宜 適宜

清 掃 場 所	日 常 清 掃 業 務 内 容	回 数
・外周 ・大屋根 下 ・南側搬出入口 6,000 m ² ・廃道周辺(歩道含む) ・市民広場駅西側 自動販売機周辺	(1) 掃き掃除を行い、必要に応じて散水すること。 (2) 排水溝等のゴミ、汚土を取り除くこと。 (3) 紙屑、荒ごみ等の処理をすること。 (4) 落ち葉や鳥の糞、羽等の清掃 (5) 空き缶の整理及び回収業務	1／日 1／日 1／日 1／日 1／日
ごみ回収 飲料自販機の缶・ペットボトル等の回収	(1) 各階共用部分及び室内(展示室を除く)から出されたごみを回収し所定のごみ置き場にまとめること。 (2) ごみ置き場のごみを処分すること。 (3) 飲料自販機の缶・ペットボトル等の回収	1／日 適宜 適宜
階段 1号館 8ヶ所 2号館 10ヶ所	(1) 床面を掃き、粘着物を除去すること。但し、汚れのひどいときは、洗剤で拭き取ること。 (2) 手すりを空拭きすること。但し、汚れのひどいときは洗剤で拭き取った後、空拭きすること。	適宜 適宜
廊下部分(共通) 1・2号館連絡部分	(1) 床面の掃き掃除を行うこと。 (2) 紙屑、荒ごみ等の処理をすること。 1号館 880 m ² 2号館 2,343 m ²	1／日 1／日
トイレ 1号館ロビー (男1・女1) 1号館1F (男2・女2) 1号館2Fロビー (男1・女1) 1号館2F (男2・女2) 2号館1F (男4・女4) 2号館2F (男2・女2) 2号館3F (男1・女1) 3号館 (男2・女2)	(1) 床面の掃き掃除を行うこと。 (2) 便器の拭き掃除を行うこと。 (3) ゴミ箱、汚物入れのゴミを回収すること。 (4) トイレットペーパー、石鹸等消耗品を補充すること。	1／日 1／日 適宜 適宜
会議室及び控室	(1) 会議室の使用前後の整頓整理(簡単な清掃等を含む)	適宜

定期清掃

神戸国際展示場 1号館・2号館(部門別明細)

清掃場所		定期清掃業務内容	回数
床 部 門	床面の洗浄及び ワックス仕上げ	(1) 剥離剤等で床面を洗浄し、乾燥後適性ワックス塗布皮膜の再生仕上げをおこなうこと。 (2) ほうき等で掃き、ほこりを除いた後洗浄し水洗い仕上げを行うこと。	1／年 3／年
	床 面 洗 浄	1号館1階 3,000 m ² 1号館・2号館共用面 3,300 m ² 2号館1階 3,800 m ² 2階会議室 464 m ² 1号館2階 3,000 m ²	
窓 ・ 壁 部 門	サッシ磨き清掃 ガラス清掃 (大理石部分を含む)	(1) サッシ部分は適性研磨剤を使用して磨き、乾布で仕上げ磨きを行うこと。 (2) ガラス用洗剤等で内面及び外面の汚れを取り除き、乾布で仕上げ磨きを行うこと。又、スクイジー等も併用すること。	2／年
絨 毯 部 門	カーペット清掃	(1)カーペットの洗浄をすること。防汚剤を噴霧すること。 2号館 応接室 45 m ² 1階控室 26 m ² 3A 会議室 450 m ² 3B 会議室 145 m ² 2B 会議室 124 m ²	2／年
そ の 他	可動席清掃 1,200 m ² 可動席収納部分	(1) 椅子及び床カーペット部分の洗剤等による洗浄。	2／年
	赤椅子清掃	(2) 椅子の布部分の洗剤等による清掃。(スチーム洗浄)	1／年
	外周・溝清掃	(3) 排水溝等のゴミ、汚泥等を取り除くこと。 外周清掃 6,500 m ² 溝 115 m ²	2／年
	屋上清掃 2,000 m ²	(4) 1・2号館の屋上の汚泥等を取り除くこと。	1／年
	パントリー清掃 100 m ²	(5) 2号館3ヶ所の設備の洗浄、消毒。	4／年
	1号館2階 空気排気口	(6) 1号館2階空気排気口の清掃。	1／年
	1号館2号館排煙口	(7)排煙口のゴミをほうき等で掃き、掃除機で吸引する	1／年
	1号館2号館ピット内の清掃	(8)1号館1階・2階、2号館1階のピット内を清掃 1号館1階L(640×580)640枚、S(640×280)448枚 1号館2階(690×450)376枚、2号館1階(780×680)52枚 (ロビー3枚含む)、(680×680)14枚	1／年

神戸国際展示場 1号館・2号館(場所別明細)

清掃箇所	材 質	床面洗浄 ワックス仕上	床面洗浄	床面ワックス 剥離再生	ガラス・サッシ 磨き	カーペット 洗浄	その他
展 示 場 (1号1階)	エポキシ 樹脂	3／年	1／月	1／年	2／年		
ガードマン 詰所	P タイル	3／年		1／年	1／年		
控 室		3／年		1／年	2／年		
多目的室		3／年		1／年	2／年		
展示室 1号2階 2号1階	ビニールシー ト	3／年	1／月	1／年	2／年		
ラウンジ エントランス ブリッジ		3／年		1／年	2／年		
エントランス ホール	タイル	3／年	1／月	1／年	2／年 壁面含む		
事 務 室	P タイル	2／年		1／年	1／年		
中 管 盤	P タイル	2／年			1／年		
共用床面		3／年	1／月	1／年			
エレベーター エスカレーター		4／年			2／年		側面含む
階 段	P タイル	3／年	1／月				

神戸国際展示場 1号館・2号館(場所別明細)

[illegible]

神戸国際展示場 3号館(部門別明細)

清 掃 場 所		定 期 清 掃 業 務 内 容	回数
床 部	床面の洗浄及び 仕上げ	(1)ほうき等で掃き、ほこりを除いた後、洗浄し、水洗い仕上げを行い、乾燥後モップ仕上げをおこなうこと。 (2)会議室、ロビー、主催者事務所、管理事務所、廊下等剥離剤等で床面洗浄し、乾燥後適性ワックスを塗布皮膜の再生仕上げを行う(上記場所、ロビーは除く)	2／年 1／年
	床 面 洗 浄		
門	展示室内 床面の洗浄 及び仕上げ	(1)ほうき等で掃く。 (2)清掃後、洗浄し水洗い仕上げを行うこと。電気ピット内には水を入れないこと。	1／月 3／年
窓 ・ 壁 部 門	サッシ磨き清掃	(1)サッシ部分は適性研磨剤を使用して磨き、乾布で仕上げ磨きを行うこと。 (2)ガラス用洗剤等で内面及び外面の汚れを取り除き、乾布で仕上げ磨きを行うこと。又、スクイジー等も併用すること。	2／年 2／年
	ガラス清掃		
そ の 他	貸出用パイプ椅子及び 会議機の清掃	椅子座面部分の洗剤等による洗浄。	2／年
	会議室の椅子及び机 の清掃	会議机、洗剤等による洗浄	
	外周・溝清掃	排水溝等のゴミ、汚泥等を取り除くこと。	2／年
	パントリー清掃	パントリー設備の洗浄、消毒。 21.7㎡	4／年
	空気排気口	空気排気口の清掃。	1／年
	排煙口	排煙口のゴミをほうき等で掃き、掃除機で吸引する。	1／年
	ピット内清掃	電気・給廃水のピット内をほうき等で掃き、掃除機で吸引する。	1／年

神戸国際展示場 3号館(場所別明細)

清掃箇所	材 質	床面洗浄 ワックス仕上	床面洗浄	床面ワックス 剥離再生	ガラス・サッシ 磨き	カーペット 洗浄	その他
展 示 室	アスファルト着色		3／年		2／年		掃除機 1／毎月
エントランス ホール： ロビー	タイル	3／年	1／月	1／年	2／年 壁面含む		
会議室	ビニールシート	3／年	1／月	1／年	2／年		会議机 18 台 2／年
主催者 事務所	ビニールシート	3／年		1／年	2／年		
控室1	ビニールシート	3／年		1／年	2／年		
控室2	ビニールシート	3／年		1／年	2／年		
授乳室	ビニールシート	3／年		1／年	2／年		
控室3	ビニールシート	3／年		1／年	2／年		
事 務 室 中 管 盤	ビニールシート	2／年		1／年	1／年		
トイレ (ロビー)	モザイクタイル		1／月				
パントリー		4／年 (消毒)			1／年		ステンレス磨 き 4／年
共用床面		3／年	1／月	1／年			

神戸国際展示場 3号館(場所別明細)

清掃箇所	材 質	床面洗浄 ワックス仕上	床面洗浄	床面ワックス 剥離再生	ガラス・サッシ 磨き	カーペット 洗浄	その他
トイレ (関係者)	モザイクタイル		1／月				
窓ガラス	ガラス・サッシ				2／年		
空 気 排気口							掃き・吸引 1／年
排煙口							掃き・吸引 1／年
外回り	側溝等						ゴミ・汚泥 2／年
ピット内							掃き・吸引 1／年

廃棄物処理業務

1. 作業内容

- (1) 国際展示場から生じる産業・一般廃棄物の収集及び最終処理をすること。
- (2) 最終処理については、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例に基づき適性に処理すること。

2. 業務範囲

- (1) 国際展示場で発生する産業・一般廃棄物の処理を行うこと。ただし、工事等による廃棄物は、工事請負者の負担とする。
- (2) 催事に関する廃棄物は、主催者負担とする。ただし、展示場会議室で会議を行う場合を除くものとする。
- (3) レストラン営業に伴う廃棄物は、レストラン受託者の負担とする。
- (4) 飲料自動販売機に伴う缶・ペットボトルの廃棄物は乙の負担とする。

3. その他

- (1) 特別な廃棄物については、甲乙で協議して行うものとする。
- (2) 廃棄物の排出には、分別収集することとする。
- (3) 産業廃棄物の廃棄場所には神戸環境マネジメントシステムで定める責任者の表示をすること。
- (4) 産業廃棄物の廃棄について、必要なマニフェストの写しを甲の事務所に提出すること。

神戸国際展示場 警備業務仕様書

総則 本仕様書は、神戸国際展示場の警備業務等を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものである。

1. 目 的

警備対象物件にかかる火災、盗難、不法、不良行為の予防、防止ならびに施設、器物等の毀損、破損箇所の発見等物件の保全に対する間接的協力及び入退場者の誘導、整理等付帯業務の遂行により神戸市の条例規則及び、施設の規則（規約）に基づく秩序を維持し、財物の保全と生命の安全を図るとともに、展示場業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。また、駐車場料金等の円滑な集金入金及び釣銭管理業務を行う。

2. 警備対象物件と期間

(1) 対象物件

- | | |
|------|--|
| ①名 称 | 神戸国際展示場 1号館・2号館
(レストラン・2号館地下駐車場を含む) |
| 所在地 | 神戸市中央区港島中町6丁目11番地1号 |
| 敷地面積 | 18,760 m ² |
| 延床面積 | 31,340 m ² |
| ②名 称 | 神戸国際展示場 3号館 |
| 所在地 | 神戸市中央区港島中町6丁目16番地1号 |
| 敷地面積 | 8,058 m ² |
| 延床面積 | 4,971.7 m ² (ゴミ置き場を含む) |

(2) 業務期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 主たる警備業務

(1) 常駐業務

1号館2号館は常駐警備とし、3号館は開館日のみ警備とし休館夜間は機械警備とする。

- ① 館内及び駐車場出入り口の保安、管理
- ② 施錠、開錠（展示場地下駐車場や館内のすべての出入り口及びシャッター）

(2) 巡回警備

- ① 定期巡回（館内、駐車場、その他敷地内）
展示場 5回（11:00～、14:00～、16:00～、20:00～、22:00～）
- ② 随時巡回（館内、駐車場、その他敷地内）

(3) 防犯関係

- ① 窓、扉、シャッター等出入り可能箇所の施錠の点検、確認と処置
- ② 潜入者、徘徊者その他不審者の発見排除
- ③ 侵入者の発見排除
- ④ 防犯に関する注意と意見具申
- ⑤ 盗難事故発生時における関係方面への通報連絡と現場保存

(4) 防火関係

- ① 消防施設（消火、通報、感知、避難等）の点検確認と処置
- ② 発火源、危険物、特殊可燃物等の点検確認と処置
- ③ 火気使用箇所（ガス、湯沸場、パントリー等）の点検確認と処置
- ④ 指定箇所以外における喫煙の指導取締り及びタバコの灰、吸殻、灰皿の点検確認と処置
- ⑤ 火災の早期発見と初期消火
- ⑥ 消防署への通報と消防署員の誘導

(5) 各種鍵の保管と授受記録

警備実施上必要とする鍵については、受託者が展示場より預託を受けて保管しその受渡しは、授受記録簿によって処置するものとする。

(6) 館内（展示場地下駐車場を含む）秩序維持

- ① 酩酊者、迷子等保護を要する者の一時的取扱い
- ② 喧嘩、いやがらせ行為、放歌・高吟等著しく館内の平穏を害する行為の取締まり。
- ③ 危険、禁止行為の発見と阻止。

(7) 施設の毀損、破損箇所の発見と通報措置

(8) 展示場使用者との警備に関する連絡調整

(9) メンテナンス作業開始時の開場、終了時の施錠

(10) 見学者、工事関係者、清掃関係者等の入場時の開錠、退場時の施錠

(11) 催物の準備、撤去の作業時における監視警戒並びに各施設使用者に貸し付けた物品返還時の数量の確認と収納

(12) 防災盤発報時の対応。（特に夜間時における）

(13) 展示場駐車場管理業務について

- ① 車輛の誘導及び看板等の設置撤去
- ② 駐車料金精算機のトラブル対応及び駐車料金両替用釣銭の管理
- ③ 発券機及びジャーナル用紙の管理と精算報告
- ④ 駐車場内の巡回（不審者、不審車輛、残留者の確認及び時間外出庫の対応。）
- ⑤ その他協議し、必要と認める事項

(14) 事故発生時における施設責任者への通報

(15) 主催者への「入退場記録表」記入依頼の徹底。

(16) その他の業務

- ① 来場者の案内、整理（入退場者の時間記帳を含む）
- ② 遺失物の拾得受付と保管及び所管への届出
- ③ 電話、伝言の受付及び連絡
- ④ その他協議し、必要と認める事項。

4. 権限と義務

(1) 神戸国際展示場は、前記目的、業務を達成するため必要な権限を請負者に付与するものとする。

(2) 請負者は展示場に対し次の義務を負うものとする。

- ① 施設の慣行、諸規則を守り施設の名誉を保つものとする。
- ② 警備実施中に知り得た施設の秘密事項一切について、これを漏洩しない。
- ③ 警備責任者を定め、施設の責任者及び、入場者には最新の注意を持って対応するものとする。
- ④ 無用な紛争を避け、会場使用者及び入場者には細心の注意を持って対応するものとする。
- ⑤ 事故の取扱いについては、緊急やむをえない場合を除き、施設の責任者又は担当者とは協議し、独断専行を避けるものとする。

5. 警備員の資格

請負者は、警備業法第 23 条第 4 項の合格証明書の交付を受けている者又はそれに準ずる知識及び技能を有するものを派遣し、信義誠実に警備業務を遂行するものとする。

6. 警備実施事項

(1) 勤務時間及び警備員の人数

① 神戸国際展示場 1 号館 2 号館

24 時間常駐警備（9：00～翌日 9：00）1 名

常駐警備（催事借り上げ時間により変動）1 名

② 神戸国際展示場 3 号館

24 時間機械警備を基本とし、催事日には有人警備 1 名以上とする。

(2) この警備は、神戸国際展示場自体の警備を原則とし、使用会場については、それぞれの使用者並びに各施設の関係者と協議のうえ、別途警備体制をとり使用会場の警備にあたるものとする。

(3) 緊急警備

非常事態に直面した場合は、事態を敏速かつ的確に確認し、臨機応変の処置をとるとともに、すみやかに警察、消防、施設設備の保守管理請負者及び展示場の責任者に連絡するものとする。

(4) 異常事態発生時の体制

異常事態発生の場合には、次の措置をとるものとする。

- ① 緊急事態発生又はそのおそれがある場合は、入場者の安全を第一とし、避難誘導・被災者の救出等、初動措置を実施する。
- ② 適切な警備広報により入場者の不安、動揺を鎮め、パニック防止に努める。
- ③ 警察、消防機関への連絡と協調。
- ④ 緊急車輛の通行路の確保。
- ⑤ 施設常駐警備員の相互応援体制の確保。
- ⑥ 館内職員を含めて内部関係者との連絡と支援。

上記の措置のための所要時間は、昼間 5 分～10 分、夜間 5 分～15 分を目途とする。

(5) 報告等

① 警備報告書

警備員は、毎日警備状況処置事項、改善要望等を記入した警備報告書を翌日午前 9 時に提出するものとする。

② 事故発生時の通報

事故発生時には、施設指定の職員に速報するとともに、速やかに文書をもって報告するものとする。

(6) 服装装備

- ① 請負者の制服、制帽
- ② 警笛
- ③ 懐中電灯
- ④ 指令書
- ⑤ その他の必要と認められる装具

7. 神戸国際展示場で機械警備発報時の対応（夜間・休館日等を含む）

- (1) 異常発報の連絡があった場合には、国際展示場の常駐警備員は、速やかに現場へ赴き状況把握に努める。
- (2) 状況把握とは、各出入口の施錠の確認、ガラス等の破損確認及び外周の不審者の有無にとどめるものとする。
- (3) 当該警備員は機械警備会社のパトロール隊が到着次第、把握した状況の報告をし、引継ぎを行うものとする。
- (4) 当該警備員は国際展示場指定管理者の担当者に現状の連絡を行うものとする。
- (5) 当該警備員は本状況を日報に記載し提出報告を行うものとする。

8. 関係法令の順守

警備業法・労働基準法などの関係法令を順守するものとする。

9. 駐車場等の集金入金業務及び釣銭管理業務

詳細は、別紙「神戸国際展示場機械式駐車場の集金・入金及び売上・釣銭等管理業務仕様書」を参照。

10. その他の事項

本仕様書は、大綱を定めたものであり、警備実施上の細部については、神戸国際展示場指定管理者と請負者で、協議の上決定するものとする。

神戸国際展示場機械式駐車場の集金・入金及び売上・釣銭等管理業務仕様書

1. 集金業務

- (1) 毎日駐車場営業終了後、本機の精算システムを稼動し当日の売上げを確定させる。
- (2) 売上金を回収し、交換用釣銭を新たにセットする。
- (3) 精算ジャーナルと同額を売上として毎月1日～15日分を当月末までに、また16日～月末分を翌月15日までに展示場指定管理者が指定する口座へ振込を行う。

2. 日報・月報作成提出

- (1) 日報は原則集金日の翌日に精算ジャーナルと一緒に提出すること。
- (2) 月報については展示場指定管理が指定する日に提出すること。

3. 釣銭管理業務

- (1) 現金集金時に予め定められた金額の現金が収納されている釣銭カセットを必ず交換すること。
- (2) 釣銭が切れた場合は、迅速に釣銭の補充等の対応を行うこと。

4. 集金業務中等における事故及び故障対応について

- (1) 現金を集金した後は請負者の全責任であり、集金業務中等の事故による損失等については、一切請負者が責を負うものとする。
- (2) 請負者は事故に備えるため、必要に応じて当該業務を補完する保険に請負者の負担により加入するものとする。
- (3) 駐車場精算機が故障等の時は、すみやかに手動精算等に対応し、展示場指定管理へ報告すること。

5. 費用の負担

- (1) 本業務に関して、次の費用は展示場指定管理者が負担し、それ以外の費用負担が生じた場合は原則請負者が負担するものとする。
 - ① 駐車券の作成及びレシート紙
 - ② 精算機の保守及び補修

6. その他

- (1) 駐車場の営業時間は7:00～22:00であるが、催事等により時間外営業を行う時は、従うものとする。
- (2) 業務遂行において不明な点がある場合は、説明を展示場指定管理者に求めることができる。
- (3) 現金取り扱いにおいては、十分に注意すること。

機 械 警 備 仕 様 書

神戸国際展示場の指定管理にかかる機械警備業務について本仕様書に基づいて行うこととする。

1. 警備対象施設と期間

(1) 対象施設

- | | |
|-------|--|
| ① 名 称 | 神戸国際展示場 1号館・2号館
(レストラン・2号館地下駐車場を含まない) |
| 所在地 | 神戸市中央区港島中町6丁目11番地1号 |
| 敷地面積 | 18,760 m ² |
| 延床面積 | 31,340 m ² |
| ② 名 称 | 神戸国際展示場 3号館 |
| 所在地 | 神戸市中央区港島中町6丁目16番地1号 |
| 敷地面積 | 8,058 m ² |
| 延床面積 | 4,971.7 m ² (ゴミ置き場を含む) |

(2) 業務期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. 業務内容

- (1) 請負者は上記の施設（以下「施設」という。）に警報機器を設置し、当該警報機器より感知される異常の有無を警備本部に自動的に通報する機械警備システムを構築する。
- (2) 請負者は警備業法第14条に規定する“警備員の制限”に抵触しない警備員を業務にあてる。
- (3) 請負者は管制担当員を定め、警備物件の異常の有無を常時監視し、警備の安全を図り、警備業法42条に規定する“機械警備業務管理者”が管理にあたる。
- (4) 請負者は業務遂行中、上記に記載する方法で施設に異常事態が発生した事を知った後、遅滞なく緊急要員を施設に急行させ、異常事態の確認を行い必要な処置を取り、警備業法第43条に規定する“即応体制の整備”に適合する体制をとる。
- (5) 請負者は警報機器の正常な機能を維持するため、保守点検を定期的に行い、機器の正常な機能を点検し、本部において正常作動を確認しなければならない。万一、警報機器の故障により、機能に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置をとる。

3. 鍵の貸与

- (1) 指定管理者は本業務の遂行のため請負者に施設の鍵を貸与するものとする。
- (2) 請負者は前項の鍵を請負者の責任のもと厳重に管理、保管し、業務終了時には指定管理者に速やかに返却するものとする。

4. 免責事項

- (1) 請負者は下記事項については、一切その責を負わない。

- ① 天災地変、暴動、その他不可抗力による場合。
- ② 火災、破裂又は爆発による損害。ただし、請負者の責任に起因するものはこの限りではない。
- ③ 警報機器未設置箇所よりの進入により生じた事故損害。

5. 損害補償

- (1) 請負者の責に帰すべき事由により生じた損害について、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円を賠償限度額として、その損害を補償する。

6. 権限

- (1) 上記の業務遂行に必要な警備上の権限は、指定管理者が請負者に委託し、かつ警備隊並びに機械警備システムに関する指揮、運営の権限も請負者が持つこととする。

7. 警報機器と配置要領

別添図面記載のとおり。

8. その他

- (2) 指定管理者は営業時間終了後、下記事項の実施を徹底し、最終退勤者は退出にあたり、機器の操作（セット）を正しく実施する。
 - ① 施錠点検
 - ② 火気の点検と処置
 - ③ ガス・水道等の元栓の点検と処置
 - ④ 電源の確認
- (3) 指定管理者は出勤に際し入場する場合は、機器の操作（セット解除）を正しく実施する。
- (4) 指定管理者の都合により従業員又は指定管理者の代理人等が、不定期に入場する場合や不注意によりセットの状態のまま入場した場合は機械警備本部までその旨を氏名と共に電話連絡し確認了解を得ること。
- (5) 指定管理者は消防設備（消防法に基づく自動火災報知設備など）や各種電気・機械設備については法定点検及び自主点検を実施し、設備管理を徹底する。上記所設備の点検にあたり警備内容に該当する業務が含まれる場合には事前に機械警備本部に連絡する。
- (6) 指定管理者は請負者の警備員が業務上機械警備本部や緊急連絡先及び関係各署との連絡を取る必要がある場合にかぎり、最小限度の電話使用を許可する。
- (7) その他警備上特殊事情が生じた場合には、その都度協議のうえ決定する。
- (8) 指定管理者は清掃業務や工事者等の立ち入りを必要とする場合は、鍵の扱いや警報機器の操作を誤らないよう指示を徹底する。

情報セキュリティ遵守特記事項

(定義)

第1条 この協定で定める情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(4) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び甲が指定する情報をいう。

(5) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第2条 この協定による指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）を処理するに際し、乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月条例第18号）、神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月規則第1号）及び神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、等指定管理業務を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務を履行するために必要な情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、指定管理業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、指定管理業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備等)

第3条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として業務責任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項に定める管理体制を書面により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

- 3 乙は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第4条 乙は、乙の業務責任者に、乙の従業員その他指定管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、指定管理業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに指定管理業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この協定による指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(教育の実施)

第5条 乙は、乙の業務責任者及び従事者に対し、指定管理業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他指定管理業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所及び従事者の届出)

第6条 乙は、指定管理業務に関する仕様書において指定管理業務の履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

- 2 乙は、指定管理業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の所属（特定個人情報を取り扱う場合は従事者の氏名及び役職も必要）その他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第7条 乙は、指定管理業務を履行するにあたって情報を収集するときは、指定管理業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8条 乙は、指定管理業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく指定管理業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、指定管理業務を履行するにあたって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第10条 乙は、指定管理業務に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電磁的記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電磁的記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、OS・アプリケーションの最新化やウィルス対策（ウィルス対策ソフトウェアのインストール及び定期的なウィルススキャンの実施等）等の適切なセキュリティ対策を実施すること。

（再委託先等の監督等）

第11条 乙は、指定管理業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に再委託または下請負（以下「再委託等」という。）する場合、当該再委託等を受ける者（以下「再委託先等」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先等の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先等との契約（以下「再委託契約等」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託等を行う場合、再委託契約等において、再委託先等が契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先等に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託等を行った場合、再委託先等による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先等に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託等（以下「再々委託等」という。）により第三者（以下「再々委託先等」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先等と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託等する場合について準用する。

（提供文書等の返還及び廃棄等）

- 第12条 乙は、指定管理業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この協定による指定期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電磁的記録媒体（以下「ファイル等」という。）の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、ファイル等からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、甲は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実にしなければならない。

- 3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機（以下「機器」という。）に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、機器からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、甲は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

（報告及び検査）

第13条 甲は、乙に対し、指定期間の開始時及び各年度の開始毎に指定管理業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況についての報告書を提出させなければならない。又、必要があると認めるときは、検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、指定管理業務である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時等における報告等）

第14条 乙は、甲の提供した情報並びに乙、再委託先等又は再々委託先等が指定管理業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

- 3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して指定の取り消し及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 指定管理業務を履行するために乙、再委託先等又は再々委託先等が取り扱う重要情報について、乙、再委託先等又は再々委託先等の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、指定管理業務の目的を達成することができないと認められるとき。

神戸国際会議場・神戸国際展示場利用料金無料化事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日 経済観光局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸国際会議場及び神戸国際展示場（以下「施設」という。）を使用した、国際会議・展示会（以下「国際会議等」という。）について、施設の利用料金を無料化することにより、MICE の誘致を促進し、神戸経済と産業の活性化を図る事業（以下「本事業」という。）を実施することを目的に、神戸国際会議場条例（昭和 55 年 10 月条例第 35 号）、神戸国際展示場条例（昭和 55 年 10 月条例第 36 号）に定めがあるもののほか、施設の利用料金（以下「施設利用料金」という。）の免除に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)国際会議 国際機関・団体・学会等が主催する会議・学術集会・総会で 3 カ国・地域以上の人の参加があるものをいう。
- (2)展示会 出展者が販売先（企業・団体）との商談を通じて商品の販売につなげたり、正確な商品情報を伝えたりするための企業間取引を行う見本市・展示会をいう。（一般消費者（個人）を対象にしたセール及びフェアを除く。）
- (3)施設 神戸国際会議場及び神戸国際展示場 1 号館、2 号館（駐車場を除く）、3 号館をいう。
- (4)指定管理者 神戸市（以下「市」という。）の指定を受けて、施設の管理、運営を行う者をいう。
- (5)主催者 国際会議等を主催し、施設利用の申請をする者をいう。

(対象の国際会議等)

第 3 条 対象となる国際会議等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際会議のうち次の項目に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 主催が国内の非営利団体で参加者数が 5,000 名以上又は主催が海外の非営利団体で参加者数が 200 名以上
 - イ 参加国数が日本を含む 3 カ国・地域以上
 - ウ 海外からの参加者数が 100 名以上
 - エ 開催期間が 3 日以上（準備期間除く）
 - オ 同一内容による国際会議で、本事業による施設利用料金の免除を受けたことがないこと

- (2) 展示会のうち次の項目に掲げる要件に該当するもの

- ア 同一内容による展示会で、本事業による施設利用料金の免除を受けたことがないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる国際会議等は、本事業の対象としない。

- (1) 2025 年度以前に開催するもの
- (2) 申請日の属する年度から起算して 5 年度以上先に開催するもの
- (3) 市から他の助成金等の交付を受けているもの
- (4) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの。ただし、国又は地方公共団体が他団体又は企業と共催又は実行委員会を構成し実施する事業で、国又は地方公共団体からの財政支出を伴わないものを除く。
- (5) 指定管理者が主催又は共催するもの

(6) その他市長が適当でないと認めるもの

(免除対象料金)

第4条 免除の対象となる料金は、主催者等が実施する催事に要する施設利用料金のうち、時間外の利用料金及び附属設備にかかる利用料金を除いた料金とする。

(免除の申請)

第5条 本事業の適用を受けようとする国際会議等の主催者は、国際会議については当該催事を実施しようとする日の1年前までに、展示会については当該催事を実施しようとする日の6月前までに、施設の使用申込書とあわせて次に掲げる書類を指定管理者に提出し免除の申請をしなければならない。

- (1) 「施設利用料金免除申請書」(様式第1号)
- (2) 事業計画書(実施期間・国内・海外参加人数の記載)
- (3) 法人もしくは団体の定款、規約、会則等及び役員名簿
- (4) その他指定管理者が必要と認める書類

(補填の申請)

第6条 指定管理者は、主催者から前条の申請があり、施設利用料金を免除することが適当と判断し、かつ市による施設利用料金相当額の補填が必要と認めるときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 「施設利用料金相当額補填申請書」(様式第2号)
- (2) 主催者から提出された書類の写し
- (3) 施設利用料金を確認できる見積書の写し等

(補填の決定)

第7条 市長は、指定管理者から前条の申請があり、本事業により免除する施設利用料金相当額について、指定管理者に対する補填を決定するときには、指定管理者に決定する旨を通知するものとする。

2 市長は、主催者に対する施設利用料金の免除及び指定管理者に対する施設利用料金相当額の補填が不適当と認めるときは、指定管理者に不適当である旨を通知するものとする。

(免除の決定)

第8条 指定管理者は、前条第1項の通知を受け、主催者に対し施設利用料金の免除を行うときは、主催者に決定する旨を通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の通知を受け、主催者に対し施設利用料金の免除を行わないときは、主催者に不適当である旨を通知するものとする。

(催事の変更等)

第9条 主催者は、催事の内容等の変更(軽微な変更を除く)をする場合においては「変更承認申請書」(様式第3号)を、催事を中止し、又は廃止する場合においては「中止(廃止)承認申請書」(様式第4号)を速やかに指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請があり、承認することが適当であると認めたときは、その旨を主催者に通知する。
- 3 主催者は、第1項の国際会議等の中止等により、施設使用許可の取消しの申出をするときは、指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 4 第1項の軽微な変更は、催事の目的に変更の無い場合で、免除額の2割以内の変更かつ免除額の増額を伴わないものとする。

(催事の変更にかかる補填承認等)

第10条 指定管理者は、主催者から前条第1項による申請があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、前条第1項の申請により、利用料金相当額の補填金額を変更する場合には、「補填変更承認申請書」(様式第5号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受け、本事業により免除する施設利用料金相当額について、指定管理者に対する補填の変更を承認するときは、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第11条 主催者は、実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を本事業にかかる催事の終了後、30日以内に指定管理者に提出しなければならない。

- (1)「国際会議等実績報告書」(様式第6号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) その他指定管理者が必要と認める書類

(免除額の確定)

第12条 指定管理者は、施設利用料金の免除額の確定を行ったときは、速やかにその旨を主催者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第13条 指定管理者は、第11条による主催者からの報告があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1)「国際会議等実績報告書(指定管理者用)」(様式第7号)
- (2) 主催者から提出された書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補填額の確定)

第14条 市長は、施設利用料金相当額の補填額の確定を行ったときは、速やかにその旨を指定管理者に通知するものとする。

(補填額の請求)

第15条 指定管理者は、施設利用料金相当額の補填を受けようとするときは、国際会議等が開催された年度内に請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は指定管理者に補填を行うものとする。

(免除の取消し)

第 16 条 指定管理者は、利用料金免除決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を主催者に通知するものとする。

(免除上限額)

第 17 条 本事業による施設利用料金免除の上限額は、各年度の予算の範囲内を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

備品一覧

【別添10】

	場所		備品名	品質規格	数量
1	国際会議場	1 F	その他電気機器	バンドア8インチ	8
2	国際会議場	1 F	その他電気機器	バンドア6インチ	4
3	国際会議場	1 F	その他通信機器	インカム子機 Clear-Com KB111A	2
4	国際会議場	1 F	その他通信機器	インカムヘッドセット Clear-Com CC-100	2
5	国際会議場	1 F	その他通信機器	トランシーバー STANDARD VXD450U	1
6	国際会議場	1 F	その他通信機器	トランシーバー充電器 STANDARD CD-51	1
7	国際会議場	1 F	その他放送機器	コンデンサマイク SONY C-38B	6
8	国際会議場	1 F	その他放送機器	コンデンサマイク audio-technica PRO49Q	2
9	国際会議場	1 F	その他放送機器	コンデンサマイク audio-technica PRO49QL	2
10	国際会議場	1 F	卓球台	卓球台	1
11	国際会議場	1 F	ピアノ	YAMAHA ヤマハCF	1
12	国際会議場	1 F	所作台	所作台	30
13	国際会議場	1 F	小舞台	平台 909/2727 (3 尺/9 尺)	7
14	国際会議場	1 F	小舞台	平台 1220/1818 (4 尺/6 尺)	14
15	国際会議場	1 F	小舞台	平台 1818/1818 (6 尺/6 尺)	16
16	国際会議場	1 F	小舞台	あげ (大)	2
17	国際会議場	1 F	小舞台	あげ (中)	6
18	国際会議場	1 F	小舞台	あげ (小)	3
19	国際会議場	1 F	その他演芸用具	化粧框 (けしょうかまち)	6
20	国際会議場	1 F	その他演芸用具	馬足 W1818/H727 (6 尺/2 尺4 寸)	7
21	国際会議場	1 F	その他演芸用具	馬足 W1212/H727 (4 尺×2 尺4 寸)	10
22	国際会議場	1 F	その他演芸用具	馬足 W1818/H515 (6 尺×1 尺7 寸)	10
23	国際会議場	1 F	その他演芸用具	タイムキーパー DSAN Limitimer	1
24	国際会議場	1 F	その他演芸用具	指揮台 900/760/220	1
25	国際会議場	1 F	その他演芸用具	指揮台 900/800/220	1
26	国際会議場	1 F	その他演芸用具	指揮譜面台 600/440/960	1
27	国際会議場	1 F	その他美術工芸品	タベストリー	1
28	国際会議場	1 F	机	演台 (小) 630/450/1030	1
29	国際会議場	1 F	机	演台 (小) 2 人用	1
30	国際会議場	1 F	机	座長机 2000/700/700	1
31	国際会議場	1 F	机	演台 (大) 1400/700/1130	1
32	国際会議場	1 F	机	丸演台 (大) 1000/900/1150	1
33	国際会議場	1 F	机	茶 1500/600/700	5
34	国際会議場	1 F	机	茶 1800/600/700	4
35	国際会議場	1 F	机	茶 1800/450/700	9
36	国際会議場	1 F	机	電話台 KOKUYO 450/450/700	1
37	国際会議場	1 F	椅子	ベンチ椅子 1800/550/720	1
38	国際会議場	1 F	脚立	高所作業台	1
39	国際会議場	1 F	脚立	ハセガワ	1
40	国際会議場	1 F	脚立	PLUS PP-21	2
41	国際会議場	1 F	台車・運搬箱	椅子用台車	2
42	国際会議場	1 F	台車・運搬箱	パイプ椅子台車	1
43	国際会議場	2 F	プロジェクター	Panasonic PT-MZ16KJLW 650/211/440	1
44	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカム子機 Clear-Com KB111A	2
45	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカム子機 (ベルトバック) Clear-Com	1
46	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカムヘッドセット Clear-Com CC-100	1
47	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカム子機 Clear-Com KB111A	2
48	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカムヘッド Clear-Com CC-100	2
49	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカム子機 Clear-Com KB111A	3
50	国際会議場	2 F	その他通信機器	インカムヘッドセット Clear-Com	2
51	国際会議場	2 F	テレビ	TVモニター SHARP LC40H11	2
52	国際会議場	2 F	車椅子	車いす	1
53	国際会議場	2 F	シュレッダー	ID-33SRM	1
54	国際会議場	2 F	印刷機 (プリンター)	EPSON LP-S6160	1

55	国際会議場	2 F	印刷機（プリンター）	RICOH IPSIO SP C830	1
56	国際会議場	2 F	軽車両（自転車、荷車、トレーラー等）	BRIDGESTONE Assista Prima	1
57	国際会議場	2 F	その他演芸用具	箱馬	1
58	国際会議場	2 F	その他美術工芸品	美術品	4
59	国際会議場	2 F	テーブル（卓子）	3000/1200/670	1
60	国際会議場	2 F	机	ソファ 天童木工 T-5593NA-SR	10
61	国際会議場	2 F	机	ソファ 850/820/750	4
62	国際会議場	2 F	椅子	ソファ 600/650/700	3
63	国際会議場	2 F	椅子	ソファ（L型） 800/650/700	4
64	国際会議場	2 F	椅子	ソファ 600/650/700	1
65	国際会議場	2 F	金庫	PLUS S-21	1
66	国際会議場	2 F	整理棚	ロッカー SEIKO SLKW-1-S2	1
67	国際会議場	2 F	湯沸器	湯沸かし器の大阪ガス 33-065	1
68	国際会議場	2 F	冷蔵庫・冷凍庫	mitsubishi MR-CU37NF	1
69	国際会議場	2 F	棚・戸棚	木製キャビネット 3000/1200/670	1
70	国際会議場	2 F応接	絵画	絵画（日本画：光は海より）	1
71	国際会議場	2 F応接	絵画	絵画（油絵：風見鶏の館）	1
72	国際会議場	302会議室	絵画	絵画（油絵：女のいる風景）	1
73	国際会議場	3 F	プロジェクター	MITSUBISHI LVP-XD560	1
74	国際会議場	3 F	その他放送機器	コンデンサマイク audio-technica PRO49Q	2
75	国際会議場	3 F	その他放送機器	コンデンサマイク audiotechnica ATM18	2
76	国際会議場	3 F	演壇	お立ち台 850/700/150	1
77	国際会議場	3 F	演壇	お立ち台 700/600/150	1
78	国際会議場	3 F	演壇	お立ち台 1300/1020/200	1
79	国際会議場	3 F	小舞台	ポータブルステージ Aichi 1200/700/1130	15
80	国際会議場	3 F	小舞台	演台用舞台 1400/2000/300	1
81	国際会議場	3 F	その他演芸用具	スロープ 900/1800/300	2
82	国際会議場	3 F	その他演芸用具	DSAN Limitimer	1
83	国際会議場	3 F	絵画	350/350（306控室）	1
84	国際会議場	3 F	その他美術工芸品	壺	1
85	国際会議場	3 F	その他美術工芸品	装飾（能面）	1
86	国際会議場	3 F	テーブル（卓子）	1200/1200/450	1
87	国際会議場	3 F	テーブル（卓子）	1800/800/700	1
88	国際会議場	3 F	テーブル（卓子）	直径1200/H460	2
89	国際会議場	3 F	テーブル（卓子）	丸テーブル 直径1060/H440	2
90	国際会議場	3 F	机	演台（大） 1200/700/1130	1
91	国際会議場	3 F	机	演台（小） 900/480/1300	1
92	国際会議場	3 F	机	花台 600/600/600	2
93	国際会議場	3 F	机	演台（大） 660/450/1050	1
94	国際会議場	3 F	椅子	570/500/980	1
95	国際会議場	3 F	椅子	ソファ 850/820/550	6
96	国際会議場	3 F	椅子	ソファ 800/800/700	10
97	国際会議場	3 F	椅子	ソファ 2000/800/700	4
98	国際会議場	3 F	椅子	ソファ 200/800/700	1
99	国際会議場	3 F	椅子	ソファ	12
100	国際会議場	3 F	椅子	ソファ（L字）	8
101	国際会議場	3 F	椅子	革椅子 740/700/770	8
102	国際会議場	3 F	更衣ロッカー	クローゼット 1200/500/1800	1
103	国際会議場	3 F	書棚	キャビネット 2400/500/1800	1
104	国際会議場	3 F	書棚	キャビネット ITOKI HRM-219HW-TK96	2
105	国際会議場	3 F	書棚	キャビネット ITOKI HRM-219HW-TK96	8
106	国際会議場	3 F、4 Fの吹き抜け部	その他美術工芸品	シャンデリア	1
107	国際会議場	3 Fロビー	その他美術工芸品	能面	1
108	国際会議場	4 F	その他美術工芸品	レリーフ	1
109	国際会議場	4 F	その他通信機器	トランシーバー STANDARD VXD450U	1
110	国際会議場	4 F	その他通信機器	トランシーバー充電器 STANDARD CD-51	1
111	国際会議場	4 F	テレビ	液晶TV SHAPP LC-22K90	1
112	国際会議場	4 F	ワイヤレスマイク	ポータブル用 Pnasonic WX-1700 C帯	4

113	国際会議場	4 F	ワイヤレスマイク	ポータブル用 Panasonic WX-4100B B帯	1
114	国際会議場	4 F	その他放送機器	ヘッドフォン VICTOR HP-X73	12
115	国際会議場	4 F	その他演芸用具	タイムキーパー DSAAN Limitimer	3
116	国際会議場	4 F	その他美術工芸品	装飾 壁画	1
117	国際会議場	4 F	テーブル（卓子）	テーブル（四角） 1500/750/450	6
118	国際会議場	4 F	テーブル（卓子）	テーブル（丸） 直径1200/H450	2
119	国際会議場	4 F	机	演台（小） IRIS CHITOSE FD-70	1
120	国際会議場	4 F	机	小机 ITOKI LET-14H-21	1
121	国際会議場	4 F	机	演台（小） IRIS CHITOSE ED-70	2
122	国際会議場	4 F	机	プロジェクター台 SHAPP 390/445/可変	1
123	国際会議場	4 F	机	演台（小） KOKUYO 630/450/1000	2
124	国際会議場	4 F	机	演台（小） KOKUYO 660/450/1020	1
125	国際会議場	4 F	椅子	ソファ（コ型） 1000/750/700	20
126	国際会議場	4 F	椅子	ソファ（L型） 750/750/700	18
127	国際会議場	4 F	椅子	ソファ 650/750/700	18
128	国際会議場	4 F	椅子	ソファ（一人掛け） HOUTOKU	1
129	国際会議場	4 F	椅子	ソファ（一人掛け） 770/780/670	4
130	国際会議場	4 F	椅子	ソファ 600/650/700	2
131	国際会議場	4 F	椅子	ソファ肘付 800/650/700	2
132	国際会議場	4 F	受付台	受付机 クロガネ 1800/700/700	2
133	国際会議場	4 F	受付台	受付机 クロガネ 1800/600/700	1
134	国際会議場	5 F	プロジェクター	Panasonic PT-EX610J	1
135	国際会議場	5 F	プロジェクター	mitsubishi LVP-XD560	1
136	国際会議場	5 F	プロジェクター	EPSON EB-1785W	2
137	国際会議場	5 F	ワイヤレスマイク	ポータブル用 Panasonic WX-1700 ハンド	2
138	国際会議場	5 F	ワイヤレスマイク	ポータブル用 Panasonic WX-1800 ピン	1
139	国際会議場	5 F	小舞台	ポータブルステージ Aichi 1200/2400/300	5
140	国際会議場	5 F	その他演芸用具	ステージ用スカート 1200/270	9
141	国際会議場	5 F	その他演芸用具	タイムキーパー DSAN Limitier	3
142	国際会議場	5 F	その他美術工芸品	装飾（ポートピアホテル寄贈）	1
143	国際会議場	5 F	机	演台（小） IRIS CHITOSE ED-70	4
144	国際会議場	5 F	机	演台（小） KOKUYO 660/450/1020	1
145	国際会議場	5 F	椅子	ソファ aideds アトースM	18
146	国際会議場	5 F	椅子	ソファ コーナー adides アトースVR	12
147	国際会議場	B1F	テレビ	TVモニター SHARP・LC40H11	1
148	国際会議場	B1F	車椅子	MEYRA	1
149	国際会議場	B1F	絵画	サイズ770/890（B1F VIP控室）	1
150	国際会議場	B1F	テーブル（卓子）	テーブル（大） 1350/630/440	1
151	国際会議場	B1F	テーブル（卓子）	応接テーブルJT-PT-1260CE（1200/600/450）	1
152	国際会議場	B1F	椅子	ソファ（1人掛け・黒色） L-445AC	4
153	国際会議場	B1F	椅子	ソファ（3人掛け・黒色） L445SF	1
154	国際会議場	B1F	椅子	アームチェア LI-S-421AC（740/750/720）	2
155	国際会議場	B1F	椅子	ソファ LI-S-421SF(1830/750/720)	1
156	国際会議場	B1F	椅子	ソファ（角） 620/760/670	16
157	国際会議場	B1F	椅子	ソファ（台形） 690/750/660 1セット12	24
158	国際会議場	B1F	整理棚	コインロッカー ALPHA（840/450/1790）	4
159	国際会議場	B1F	その他	電源ドラム	1
160	国際会議場	ホワイエ	その他美術工芸品	タペストリー	1
161	国際会議場	メインホール	映写機	映写機	2
162	国際会議場	メインホール	映写機	16ミリ映写機	1
163	国際会議場		照明灯	ピンスポット	1
164	国際会議場		その他放送機器	音響調整卓	3
165	国際会議場		その他放送機器	会議場メインホール音響増幅器（アンプシス	1
166	国際会議場		その他放送機器	メインホール音響設備（スピーカー設備）	1
167	国際会議場		ピアノ	ピアノ	1
168	国際会議場		どんちょう	どんちょう	1

	場所		備品名	品質規格	数量
1	国際展示場	1号館	車椅子	MEYRA	2
2	国際展示場	1号館	絵画	1号館1階応接室 620/900	1
3	国際展示場	1号館	テーブル（卓子）	2100/750/690	1
4	国際展示場	1号館	テーブル（卓子）	2100/750/700	2
5	国際展示場	1号館	机	演台（小） 1900/1800	1
6	国際展示場	1号館	机	2100/750/700	1
7	国際展示場	1号館	椅子	ソファ（大） 1400/700/750	1
8	国際展示場	1号館	椅子	3脚1組 平タイプ レザー貼り	2
9	国際展示場	1号館	椅子	4脚1組 平タイプ レザー貼り	2
10	国際展示場	1号館	椅子	3脚1組 背もたれ付レザー貼り	2
11	国際展示場	1号館	椅子	台付椅子（3脚1組） 平タイプレザー貼り	2
12	国際展示場	1号館	椅子	ソファ 2200/800/750	2
13	国際展示場	1号館	椅子	ソファ	11
14	国際展示場	1号館	椅子	ソファ 1800/720/730	2
15	国際展示場	1号館	台車・運搬箱	机台車 クロガネ	22
16	国際展示場	1号館	台車・運搬箱	机台車（機械室） クロガネ	17
17	国際展示場	1号館	受付台	受付カウンター 1850/860/950	1
18	国際展示場	1号館	整理棚	ロッカー	6
19	国際展示場	1号館	冷蔵庫・冷凍庫	日立 R-8NP	1
20	国際展示場	2号館	その他電気機器	電源ドラム	4
21	国際展示場	2号館	テレビ	シャープ AQUOSLC40H11	1
22	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	タイピン型ワイヤレスマイクWRT-820 2A2B用	4
23	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	RAMSA WX-RB100-K	2
24	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	RAMSA WX-TB820-S	2
25	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	SONY WRT-810	2
26	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	タイピン型 RAMSA WX-RB300	2
27	国際展示場	2号館	ワイヤレスマイク	タイピン型 SONY WRT-820	2
28	国際展示場	2号館	その他荷役機器	高所作業車	1
29	国際展示場	2号館	コンピューター機器	タイムレコーダー	1
30	国際展示場	2号館	その他事務用機器	テブラ KINGJIM SR5900P	1
31	国際展示場	2号館	印刷機（プリンター）	リコー SPC220	1
32	国際展示場	2号館	印刷機（プリンター）	リコー SPC-840	1
33	国際展示場	2号館	空気浄化装置・清浄機	ダイキン	1
34	国際展示場	2号館	軽車両（自転車、荷車、トレーラー等）	自転車	5
35	国際展示場	2号館	びょうぶ	金屏風 ホウトク HKPO-21 H2100	1
36	国際展示場	2号館	小舞台	シコF-12 W1200/D2400/H1200（1000/800）	22
37	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ階段シコH800用 W1000/D900/H1600	4
38	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ階段シコ W1000/D700/H2000	4
39	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージケコミ シコ W10000/H1200	4
40	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ階段 シコ H800用	1
41	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ階段 シコ H1000/1200用	1
42	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ用階段 シコ H800用	1
43	国際展示場	2号館	その他演芸用具	ステージ用階段 シコ H100/1200用	1
44	国際展示場	2号館	絵画	2号館1F応接室 1420/870	1
45	国際展示場	2号館	絵画	2号館1F応接室 1160/1000	1
46	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	テレビ台 ハヤミ工業 TVGW100	1
47	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	2400/1200/700	1
48	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	W1200/D600/H470	2
49	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	テレビ台 ハヤミ工業 TVGW100	1
50	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	2400/1200/700	1
51	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	会議テーブル D750/W1200/H700	2

52	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	会議テーブル D900/W1800/H700	1	
53	国際展示場	2号館	テーブル（卓子）	1800/800/700	2	
54	国際展示場	2号館	机	ソファテーブル 1200/500/440	1	
55	国際展示場	2号館	机	演台（大） くらがね JL SD310	1	
56	国際展示場	2号館	机	演台（中） クロガネ JL SD420	1	
57	国際展示場	2号館	机	演台（小） クロガネ JL SD430	2	
58	国際展示場	2号館	机	花台 コクヨ MF-210T	1	
59	国際展示場	2号館	机	演台（大） クロガネ JL SD310	2	
60	国際展示場	2号館	机	演台（中） クロガネ JL SD420	2	
61	国際展示場	2号館	机	演台（小） クロガネ JL SD430	2	
62	国際展示場	2号館	机	演台（中） クロガネ JL SD420	1	
63	国際展示場	2号館	机	演台（小） クロガネ JL SD430	2	
64	国際展示場	2号館	机	花台 コクヨ MF-210T	1	
65	国際展示場	2号館	椅子	ソファ（大） 1800/780/660	1	
66	国際展示場	2号館	椅子	ソファ（小） 800/780/660	2	
67	国際展示場	2号館	椅子	応接用椅子 W810/D740/H760	8	
68	国際展示場	2号館	椅子	ソファ 1860/800/680	1	
69	国際展示場	2号館	椅子	台付椅子（3脚1組）平タイプ レザー貼り	1	
70	国際展示場	2号館	椅子	椅子（3脚1組）平タイプ レザー貼り	2	
71	国際展示場	2号館	椅子	台付椅子（1脚1組）平タイプ レザー貼り	4	
72	国際展示場	2号館	椅子	椅子（2脚1組）背もたれ付 レザー貼り	1	
73	国際展示場	2号館	椅子	椅子（3脚1組）背もたれ付 レザー貼り	2	
74	国際展示場	2号館	椅子	椅子（1脚1組）平タイプ レザー貼り	2	
75	国際展示場	2号館	椅子	ソファ	8	
76	国際展示場	2号館	椅子	ソファ	レザー貼り	3
77	国際展示場	2号館	椅子	3脚1組 平タイプレザー貼り	2	
78	国際展示場	2号館	椅子	ソファ	ビニールレザー貼り	18
79	国際展示場	2号館	椅子	ソファ	布貼り	4
80	国際展示場	2号館	椅子	4脚1組 背もたれ レザー貼り	1	
81	国際展示場	2号館	椅子	三脚一組 平タイプ レザー貼り	2	
82	国際展示場	2号館	金庫	SDE-X	1	
83	国際展示場	2号館	台車・運搬箱	赤椅子用台車	84	
84	国際展示場	2号館	台車・運搬箱	椅子台車	6	
85	国際展示場	2号館	台車・運搬箱	机台車	7	
86	国際展示場	2号館	台車・運搬箱	椅子台車	1	
87	国際展示場	2号館	受付台	受付カウンター 1200/650/950	1	
88	国際展示場	2号館	受付台	受付テーブル 1185/470/960	1	
89	国際展示場	2号館	整理棚	備品ロッカー 930/530/1800	1	
90	国際展示場	2号館	整理棚	ロッカー 900/520/1800	2	
91	国際展示場	2号館	整理棚	ロッカー クロガネ 900/520/1800	5	
92	国際展示場	2号館	整理棚	ロッカー クロガネ 460/520/1800	1	
93	国際展示場	2号館	整理棚	ロッカー 3連型	1	
94	国際展示場	2号館	冷蔵庫・冷凍庫	PANASONIC NR-B173J 480/570/1300	1	
95	国際展示場	2号館	冷蔵庫・冷凍庫	三菱 600/700/1580	1	
96	国際展示場	2号館	冷蔵庫・冷凍庫	三洋 480/460/480	1	
97	国際展示場	2号館	冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫	1	
98	国際展示場	2号館	冷蔵庫・冷凍庫	三洋 SR-81P 430/440/820	1	
99	国際展示場	2号館	ふとん	簡易ベッド	2	
100	国際展示場	2号館	棚・戸棚	飾り棚 1780/450/1010	2	
101	国際展示場	3号館	その他電気機器	電源ドラム	1	
102	国際展示場	3号館	その他荷役機器	高所作業車 アップライトジャパン	1	
103	国際展示場	3号館	車椅子	MEYRA	2	

104	国際展示場	3号館	テーブル（卓子）	スチールテーブル 1800/750/790	1
105	国際展示場	3号館	テーブル（卓子）	くろがね 1500/760/700	1
106	国際展示場	3号館	机	花台 560/560/750	1
107	国際展示場	3号館	机	演台 大 640/480/1070	1
108	国際展示場	3号館	机	演台 中 910/480/1071	1
109	国際展示場	3号館	椅子	ソファベッド	2
110	国際展示場	3号館	椅子	ソファ 1900/650/700	2
111	国際展示場	3号館	椅子	ソファベッド 1980/750/750	1
112	国際展示場	3号館	台車・運搬箱	イス台車 くろがね	33
113	国際展示場	3号館	台車・運搬箱	ベース台車	1
114	国際展示場	3号館	台車・運搬箱	パネル台車	2
115	国際展示場	3号館	受付台	受付用机 1800/830/950	1
116	国際展示場	3号館	整理棚	コインロッカー グローリー	5
117	国際展示場	3号館	冷蔵庫・冷凍庫	PANASONIC NRB14BW	1
118	国際展示場	3号館	冷蔵庫・冷凍庫	ホシザキ 1800/810/1900	1
119	国際展示場	3号館	その他厨房器具類	製氷機 ホシザキ 690/460/880	1
120	国際展示場		彫刻	ブロンズ像（陽光）	1

令和４年度

項目
401・402会議室ワイヤレスマイク設備改修
監視用ネットワークカメラコントローラー等更新
各階鍵部補修
メインホール舞台スクリーン用カットマスク（幕）補修
メインホール舞台袖幕（裏地）補修
メインホール用マスターキー作成
レセプションホールガラス屋根漏水対策工事
共有サーバー及び外付けハードディスク購入取付工事
4階・5階音響用電源制御ユニット更新
4階他音響用電源制御ユニット火災信号切り替え用回路増設
絵画運搬揭示
誘導灯取替工事
メインホール控室等天井隙間補修
3階国際会議室天井劣化調査
3階国際会議室空調機ドレンパン緊急補修
管理事務所系統空調機ドレン菅補修
4階女子便所洗面自動水栓緊急補修
501、502会議室コンセント用接地線布設
301会議室ボタン用ワイヤーロープ取替
501会議室両開扉吊元応急補修
3階女子便所大便器緊急補修

令和５年度

項目
3階、4階トイレ洗面自動水栓取替
メインホール舞台幕更新
メインホール舞台機構ワイヤーロープ等更新
4階 両開き扉鍵補修
301室 音響調整卓 修理
国際会議室 音響調光卓代替機手配一式
電話交換機バッテリー交換
レセプションホールガラス屋根 漏水修理工事
ワイヤレスマイク充電電池交換
4階誘導灯改修工事
地下1階 誘導灯改修工事
事務所内 ネットワークカメラコントローラー取替一式
メインホール & 音響設備無停電電源装バッテリー交換他
カメラモニタリングユニット更新
防火扉等ドアクローザー点検補修
3階、5階会議室ドアクローザー補修

令和６年度

項目
4F会議室壁紙更新
5F会議室プロジェクター等更新

応接室・来客用打合せ室等照明LED化工事
２～５Ｆデジタルサイネージ設置
301国際会議室建具開閉調整・補修
402会議室他液晶プロジェクター修理
２階・４階機械室専有部分外部漏水調査
407室サッシハンドル取替工事
会場事務所給湯室補修工事
３・４階廊下照明設備改修工事
メインホール、国際会議室出入口扉補修
３階～５階共用部分用看板撤去
デジタルサイネージ導入に伴う交流会館２階看板撤去
２階、５階コンペト改修工事
メインホール煙感知器取替
３階～４階シャンデリア用電球購入
302室LAN配線調査工事
２階玄関口上部漏水補修
２階分電盤改修工事
地下１階女子トイレ長尺シート張替工事
エアーモニター用マイクプリアンプ取替補修
カメラコントローラー補修

令和４年度

項目
1号館身障者トイレ等改修
1・2号館連結通路結露防止工事
1号館展示ホール床一部補修
2号館会議室照明LED化
1・2号館消防設備改修
2号館会議室音響設備改修
1号館2階休憩コーナー他クロス張替
1号館中央搬出出入口監視カメラ補修
1号館屋上トップライト固定他雨漏り対応補修
1号館1階非常口扉改修
インターフォン改修
既設建具改修
1号館屋上トップライト固定アンカーシーリング工事
既設排水溝グレーチング破損修理
3号館屋上漏水補修工事
3号館南側屋上ALC目地シーリング補修工事
2号館マイク配線用機器更新
2号館錠前修理
3号館ガス吸収式冷温水機本体整備工事
1号館2階ラウンジ前上部壁面調査及び補修工事
2号館ガス吸収式冷温水機電極棒交換工事
3号館ガスガバナ取替
3号館空調機部品交換
3号館ガス吸収式冷温水機本体漏洩調査
1号館AC-1空調機整備工事
2号館地下1階機械室系統排気ファン部品取替工事
2号館西側防火扉フランス落とし改修工事
2号館2階映写室誘導灯信号装置改修工事
1号館シャッター電動開閉機・ローラーチェーン取替工事
1号館1階控室天井一部補修
3号館吸収式冷温水機インバーター取替
錠前シリンダー更新
2号館エントランスホール案内板照明球取替
2号館吸収式冷温水機2号機風圧スイッチ取替
2号館南ピロティ天井照明器具更新
2号館流し排水トラップ取替
消防設備不具合箇所調査
排煙オペレーター装置補修他
3号館FCUドレンアップ補修
1号館2階男子洗浄便座取替
2号館女子トイレ排気ファン取替
1号館1階防火戸ラッチ取替
1号館2階男子トイレ壁及び天井補修
3号館ガスヒーボン基板取替補修
3号館ガス吸収式真空漏洩調査

3号館ガス吸収式真空漏部品取替
2号館1階西男子トイレ自動洗浄補修
1号館冷却塔水質再検査
1号館FCUドレンパン補修
2号館可動席補修
1号館2階防火扉ラッチ取替
1号館流し作業台取外
2号館1階女子トイレ排気ファン取替
1号館ガス吸収式1号機風圧スイッチ取替
3号館冷温水配管ストレーナー清掃
1号館2階男子自動水栓補修
2号館2階男子自動水栓補修
2号館男子従業員トイレ洗面排水補修

令和5年度

項目
1号館 レストラン空調機器 改修
2号館 シャッター 補修
2号館 3A会議室天井改修
1・2号館 消防設備改修
1・2号館 自動ドア 改修
廃道植栽の撤去・舗道の舗装等
2号館 地下駐車場出入口付近改修
3号館 非常照明設備
1号館 レストラン分電盤・配線 改修
2号館 高圧再生器液管閉塞 改修
2号館1階 ホール出入口(北) サムターン取替
3号館 ガス吸収式冷温水機アングル弁交換工事
2号館地下駐車場 排水管補修工事
1号館 防排煙設備調査
1号館1階会議室他4か所 扉改修工事
2号館 北東側自動扉装置修理
北側歩道 単独柵セメント改良・人工芝敷設工事
3号館 電圧計切替スイッチ取替工事
2号館 ガス吸収式冷温水機 抽気スプレーディスク パッキン取替作業
1号館1階 会議室・警備室系統空調補修
ワイヤレスマイク充電電池 交換
3号館 タイル張替工事
2号館 防災設備取替
1号館 照明器具 球交換
2号館 男子トイレ フラッシュバルブ取替補修工事
冷蔵庫等不良箇所補修
3号館チラー基板取替補修
2号館電動ガラリスイッチ補修
2号館事務室Pタイル補修
2号館1階床タイル補修
1号館外部大理石剥離補修

3号館東男子トイレ洋式便器漏水補修
1号館南側荷捌場ステージ車止めステージ端部破損修繕
3号館グレーチング蓋修繕
2号館空調機AC202-3補修
1号館 吸収式冷温水発生機R-AR-2号機補修
1号館温水洗浄便座取替補修
2号館受水槽No.2電磁弁補修
2号館吸収式冷温水発生機(R-002号機)補修
3号館受信機バッテリー交換
1号館雨水配管補修
2号館1階西倉庫有圧扇取替補修
2号館親時計設備更新

令和6年度

項目
1～3号館電話交換設備 更新
1号館レストラン換気ファン更新
2号館2階LED化工事
2号館冷却塔（一部）改修
2号館吸収式冷温水機機密部品整備
1・2号館前大屋根照明LED化工事
1・2号館照明用電球更新
2号館熱交換ユニット交換工事
事務所無停電電源装置整備工事
1・2号館バックヤード土間補修
3号館正面入り口中央付近漏水受補修工事
3号館漏水補修工事一式(シート補修)
2号館ガス吸収式冷温水機不良個所対応
2号館ガス吸収式冷温水機機密不良個所点検
2号館ガス吸収式冷温水機ドレン配管及びアングル弁整備
1号館ガス圧スイッチ取替工事
1号館1階展示西空調機SAキャンパス接手補修
1号館搬入用シャッター開閉不能補修
地下駐車場監視カメラ修繕
3号館男子トイレセンサー不具合修理
1号館床マット取替
2号館ガス吸収式冷温水発生機溶液制御弁モーター取替工事
1号館1階軒下ダウンライトLDE化工事
2号館2階天井照明器具周囲補修
2号館ホール床補修
2号館空調ファン絶縁不良改修工事
2号館1階ドアノブ補修他工事
3号館正面入り口雨漏り調査及び処置工事
2号館地下駐車場車止め補修工事
2号館2階空調機械室・電気室系統給気ファンユニット整備
1・2号館開閉困難建具補修
1号館1階展示室天井排気ダクト目詰まり修繕工事

1号館荷捌き場上部防虫ネット整備
2号館冷却塔モーター１台移設工事
2号館３階３B会議室前倉庫内トイレ排気ファン入れ替え工事
2号館自動ドア戸車取替
地下駐車場コーナーガード補修
非常用発電設備パッケージ補修
事務所建具錠取替補修
1号館雨水管漏水補修
1号館エキスパンションカバー取付補修
1号館入口軒下照明設備補修
1号館展示室感知器補修
1号館洗面排水管漏水補修
2号館１階南西シャッター上部補修
3号館展示室西側ピット蓋補修
2号館地下駐車場男子便所漏水補修
3号館風除室屋根シーリング補修
2号館２階男子トイレ小便器補修
2号館風除室屋根シーリング補修
自動制御設備補修
1号館２階風除室雨漏り補修
2号館３階男子トイレ小便器補修
2号館３号館高所作業台保守点検
3号館シャッター蓄電池更新
1号館電気室ファン補修
1号館２階多目的女子トイレ入口戸鍵補修
加湿用給水ユニットAT-1水漏れ補修
2号館地下駐車場通路入口扉補修

(参考)

別添12

神戸国際会議場 令和2～6年度決算

収入

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場使用料収入	88,050	107,057	157,591	183,012	177,132
備品使用料収入	7,265	19,647	41,200	47,579	46,397
駐車場収入	0	0	0	0	0
その他収入	425	0	0	2,942	4,568
自主事業収入	45,282	63,501	127,819	107,412	125,695
収 入 合 計	141,022	190,205	326,610	340,945	353,792

支出

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	44,317	41,781	39,928	47,073	43,901
本部経費	0	0	0	0	14,069
事業費・物件費	216,743	248,179	332,891	313,163	325,871
消耗品費	7,302	6,723	4,718	3,285	3,347
指定管理備品費	0	0	0	1,441	9,942
修繕費	18,965	7,163	5,347	18,193	7,002
印刷製本費	1,043	557	0	99	31
会議研修費	0	49	70	234	93
業務委託費	146,226	170,204	245,352	214,061	230,108
光熱水費	31,350	37,597	61,519	54,672	52,296
使用料及手数料	3,218	3,604	3,372	3,430	3,719
目的外使用料	175	151	124	124	98
通信費	3,062	3,354	3,399	3,363	3,406
旅費交通費	0	0	306	0	421
広告宣伝費	341	1,453	415	341	170
負担補助及交付	4,620	7,220	1,220	3,650	4,850
公課公租	60	0	92	60	96
事業所税	6,577	6,577	6,577	6,577	6,577
支払消費税	△ 6,323	3,384	318	3,523	3,582
法人税等	0	0	0	0	0
報償費	0	27	0	0	0
雑費	127	116	62	110	133
固定資産取得費	0	0	0	0	0
市納付金	0	0	0	0	0
支 出 合 計	261,060	289,960	372,819	360,236	383,841

収 支	△ 120,038	△ 99,755	△ 46,209	△ 19,291	△ 30,049
-----	-----------	----------	----------	----------	----------

(参考)

神戸国際展示場 令和2～6年度決算

収入

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場使用料収入	312,269	413,584	525,399	548,682	612,757
備品使用料収入	10,427	22,182	30,888	35,995	39,064
駐車場収入	9,745	12,952	18,149	18,830	23,333
その他収入	2,625	8,075	55,682	41,493	89,290
付帯事業収入	109,444	90,902	128,528	145,909	173,859
収 入 合 計	444,510	547,695	758,646	790,909	938,303

支出

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	13,032	45,475	39,980	47,844	48,919
本部経費	0	0	0	0	34,971
事業費・物件費	694,885	561,986	635,229	692,099	795,525
消耗品費	9,942	11,564	6,394	2,626	3,787
指定管理備品費	0	0	0	9,647	6,963
修繕費	31,108	28,778	28,730	24,556	45,270
印刷製本費	1,282	483	0	99	30
会議研修費	47	28	40	131	82
業務委託費	280,140	202,104	247,087	269,200	283,109
光熱水費	115,391	95,091	142,152	126,886	162,848
使用料及手数料	4,005	4,608	4,548	4,956	5,451
目的外使用料	6,546	5,006	4,481	4,218	4,034
通信費	1,401	1,222	1,168	1,144	1,130
旅費交通費	299	10	188	179	247
広告宣伝費	578	1,112	74	0	171
負担補助及交付	95	4,890	4,895	3,695	2,775
公課公租	85	41	101	10	20
事業所税	20,625	20,384	20,384	20,588	20,384
支払消費税	15,298	17,928	9,496	28,933	28,933
法人税等	0	0	0	0	0
報償費	0	27	0	0	0
雑費	426	4,242	181	231	291
固定資産取得費	1,526	0	0	0	0
市納付金	206,091	164,468	165,310	195,000	230,000
支 出 合 計	707,917	607,461	675,209	739,943	879,415

収 支	△ 263,407	△ 59,766	83,437	50,966	58,888
-----	-----------	----------	--------	--------	--------

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2施設の合計収支	△ 383,445	△ 159,521	37,228	31,675	28,839
市への納付金	206,091	164,468	165,310	195,000	230,000

(参考)

【別添12】

神戸国際会議場 令和6年度決算

収入

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
会場使用料収入	177,132	
備品使用料収入	46,397	
駐車場収入	0	
その他収入	4,568	・会議運営管理業務(コンソーシアム)：1,896 ・観光庁補助金(サイネージ)：2,214 ・センター協議会会費：270 他
自主事業収入	125,695	・サービス代行手配収入：124,830 ・自動販売機収入：865
収 入 合 計	353,792	

支出

科 目	金 額	説 明
人件費	43,901	
本部経費	14,069	
事業費・物件費	325,871	
消耗品費	3,347	
指定管理備品費	9,942	
修繕費	7,002	
印刷製本費	30	
会議研修費	93	
業務委託費	230,108	・交流会館共益費：75,036 ・サービス代行仕入費：106,034 他
光熱水費	52,296	電気39,452、ガス10,411、水道 2,433
使用料及手数料	3,719	
目的外使用料	98	
通信費	3,406	
旅費交通費	421	
広告宣伝費	170	
負担補助及交付	4,850	
公課公租	96	
事業所税	6,578	
支払消費税	3,582	
法人税等	0	
報償費	0	
雑費	133	
固定資産取得費	0	
市納付金	0	
支 出 合 計	383,841	
収 支	△ 30,049	

(参考)

神戸国際展示場 令和6年度決算

収入

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
会場使用料収入	612,757	
備品使用料収入	39,064	
駐車場収入	23,333	
その他収入	89,290	・光熱水費及び警備負担金：6,642 ・利便施設等収入：2,057 ・携帯電話基地代：5,126 ・市からの修繕超過負担金：20,000 ・市からの緊急工事負担金：12,760 ・市からの光熱費負担金：42,670 他
付帯事業収入	173,859	・サービス代行手配収入：164,418 ・レストラン収入：3,481 ・自動販売機収入：5,806 ・コインロッカー収入：154
収 入 合 計	938,303	

支出

科 目	金 額	説 明
人件費	48,919	
本部経費	34,971	
事業費・物件費	795,525	
消耗品費	3,787	
指定管理備品費	6,963	
修繕費	45,270	
印刷製本費	31	
会議研修費	81	
業務委託費	283,109	・サービス代行仕入費：141,874 他
光熱水費	162,848	電気108,345、ガス41,563、水道 12,940
使用料及手数料	5,451	
目的外使用料	4,034	
通信費	1,130	
旅費交通費	247	
広告宣伝費	171	
負担補助及交付	2,775	
公課公租	20	
事業所税	20,384	
支払消費税	28,933	
法人税等	0	
報償費	0	
雑費	291	
固定資産取得費	0	
市納付金	230,000	
支 出 合 計	879,415	

収 支	58,888	
-----	--------	--

2施設の合計収支 28,839千円 市への納付額 230,000千円